核燃料物質の加工の事業に係る

保安規定

令和5年6月

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

[■]内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、 一部又は全部公開できません。

目 次

第1章	糸	於則	1
第2章	: 伊	R安管理体制	2
	第1節	保安品質マネジメントシステム	2
	第2節	経営責任者等の責任	7
	第3節	資源の管理	13
	第4節	個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	1 4
	第5節	評価及び改善	23
	第6節	組織及び職務	3 0
	第7節	核燃料取扱主任者	3 5
	第8節	核燃料安全委員会	3 7
第3章	· 孝	枚育・訓練	3 8
第4章		『工施設の操作	4 0
	第1節	加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善	4 0
	第2節	通則	4 1
	第2節の2	2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	4 2
	第3節	保安上特に管理を必要とする設備	4 4
	第4節	操作上の留意事項	4 5
	第5節	異常時の措置	48
	第6節	削除	4 9
第5章	. 方	女射線管理	5 0
	第1節	放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	5 0
	第2節	区域管理	5 1
	第3節	被ばく管理	5 4
	第4節	線量当量等の測定	5 6
	第5節	物品移動の管理	5 7
第6章	:	施設管理	5 8
	第1節	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	5 8
	第1節の2	2 使用前事業者検査	5 9
	第1節の3	3 定期事業者検査	6 0
	第1節の4	1 計器及び放射線測定器の校正	6 1
	第2節	削除	6 2
	第2節の2	2 施設管理の実施に関する計画	6 3
	第3節	補修及び改造	7 0
	第4節	給排気設備の停止に係る措置	7 1
	第5節	削除	7 2

第7章	至	核燃料物質の管理	7 3
第8章	Í	放射性廃棄物管理	7 5
第9章	Í	削除	7 9
	第1節	削除	7 9
	第2節	削除	7 9
	第3節	削除	7 9
第10) 章	非常時の措置	8 0
	第1節	非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善	8 0
	第2節	事前対策	8 1
	第3節	初期活動	8 2
	第4節	非常時における活動	8 3
	第5節	原子力災害対策特別措置法に基づく措置	8 4
第11	章	定期評価	8 5
第12	2章	記録及び報告	8 6
付則			8 7
保安規定変更の履歴			

別図1	保安管理組織	8 9
別図2- (1)	周辺監視区域及び敷地周辺図	9 0
別図2- (2)	管理区域、保全区域及び周辺監視区域図	9 1
別図2- (3)	第2加工棟の管理区域及び保全区域図	9 2
別図2- (4)	第1加工棟の管理区域及び保全区域図	93
別図2- (5)	第1廃棄物貯蔵棟の管理区域及び保全区域図	9 4
別図2- (6)	第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の管理区域	9 5
別図3	放射性廃棄物の保管廃棄設備	9 6
別図 4	保安活動関連文書階層図	9 7
別図 5	第2加工棟の臨界安全管理の領域	98
別図 6	事業所防災組織	9 9
別表 1	保安教育項目	1 0 0
別表1の2	緊急作業についての教育・訓練	1 0 1
別表 2	核燃料物質等を取り扱う加工施設	102
別表3	保安上特に管理を必要とする設備	103
別表4	臨界安全管理に係る制限値	109
別表 5	火災及び爆発の防止のための措置	164
別表 6	身体及び身体に着用している物の表面密度	165
別表 7	放射線業務従事者に係る線量限度	166
別表8	線量の評価項目及び頻度	167
別表 9	線量当量等の測定	168
別表10	線量当量等の測定方法	169
別表11	放射線測定器類	170
別表12	物品移動に係る限度値	1 7 1
別表13	削除	172
別表14	核燃料物質の受入仕様	173
別表 1 5	核燃料物質の最大貯蔵能力	174
別表16	周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の	
	放射性物質の濃度限度及び管理目標値	1 7 8
別表17	放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度	1 7 9
別表18	保安に関する記録	180
別表19	保安規定条項と規則、基準の関係	187
別表 2 0	緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務	188
別表 2 1	非常時用資機材	189
添付1	設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能	
	を維持するための活動において規定する事項	192
添付 2	重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発	
	生時における加工施設の必要な機能を維持するための	
	活動において規定する事項	209
添付3	長期施設管理方針	2 1 6

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」 (以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所(以下「事業所」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。

(関係法令及び保安規定の遵守)

- 第3条 社長、熊取事業所長(以下「所長」という。)、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は 核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。
 - 2. 所長は、臨時雇員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。
 - 3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時 雇員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。

第3条の2 削除

第2章 保安管理体制

第1節 保安品質マネジメントシステム

(保安品質マネジメントシステムの目的)

第3条の3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。

(定義)

第3条の4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する 用語の例による。

また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。
- (2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条第2項第4号に 定める品質マネジメントシステムのことをいう。
- (3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質 マニュアルのことをいう。
- (4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。
- (5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。
- (6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをい う。

(保安品質マネジメントシステムの適用範囲)

第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。

(保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)

- 第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)
 - 2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用 の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立 し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「保安活動の重 要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に 及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動 の管理の重み付けをいう。)
 - (1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度(標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。)
 - (2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼ すおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響 を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力 の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除 く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
 - (3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)
 - 3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識 し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な 文書(記録を除く。以下「保安文書」という。)に明記する。

- 4. 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。
 - (1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。
 - (2) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に 定めること。
 - (3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織(別図1に示す。)の 保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判 定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質 の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。
 - (4) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び 情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)。
 - (5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - (6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずること。
 - (7) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。
 - (8) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること(セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。)。
- 5. 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。
 - 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - ・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責 任を持っている。
 - 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - ・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満 足を戒めている。
 - ・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題 が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - ・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を 改善するための基礎としている。
 - ・ 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要 なコミュニケーションを取っている。
- 6. 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第12条の8調達プロセスに従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。
- 7. 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

(保安品質マネジメントシステムの文書化)

- 第4条の2 社長は、前条第1項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、 保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安 全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定す る事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準 との関係を別表 19 に示す。
 - 2. 保安文書及び記録は、次のとおりとする。文書の階層を別図4に示す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第6章に定める。
 - (1) 保安規定
 - (2) 保安品質マニュアル
 - (3) 保安品質方針
 - (4) 施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)
 - (5) 規則((1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの)
 - (6) 保安品質目標
 - (7) 施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)
 - (8) 基準 ((1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの)
 - (9) 標準 (要領、手順書、指示書、図面等の保安文書(以下「手順書等」という。) であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの)
 - (10) 記録

(保安品質マニュアル)

- 第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。
 - (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
 - (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
 - (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲
 - (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
 - (5) プロセスの相互の関係

(文書の管理)

- 第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。
 - 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
 - 文書の組織外への流出等の防止
 - ・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並 びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
 - ・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順
 - 2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書 改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含 め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順 書等を作成する。
 - (1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性(グレード分けの適切性を含む。)を審査し、発行を承認すること。
 - (2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を 審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認す る」とは、(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)
 - (3) (1)及び(2)の審査並びに(2)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。)
 - (4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
 - (5) 改訂のあった保安文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
 - (6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
 - (7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。
 - (8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

(記録の管理)

- 第4条の5 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメント システムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易 に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の 重要度に応じてこれを管理する。
 - 2. 品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理 の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13 条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管 理する。

第2節 経営責任者等の責任

(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)

- 第5条 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者(以下「管理責任者」という。)として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。
 - (1) 保安品質目標が定められているようにすること。
 - (2) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。
 - (3) 第8条に規定するマネジメントレビューを実施すること。
 - (4) 資源が利用できる体制を確保すること。
 - (5) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
 - (6) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
 - (7) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
 - 2. 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。
 - 3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保 安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、 社長に報告する。

(原子力の安全の確保の重視)

第5条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合 し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

(保安品質方針)

- 第6条 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。
 - (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。
 - (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
 - (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
 - (4) 要員に周知され、理解されていること。
 - (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

(保安品質目標)

- 第7条 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。
 - 実施事項
 - ・ 必要な資源
 - 責任者
 - 実施事項の完了時期
 - 結果の評価方法
 - 2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、 保安品質方針と整合的なものであることを確認する。(「その達成状況を評価し得る」と は、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること をいう。)
 - 3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。

(保安品質マネジメントシステムの計画)

- 第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に 当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品 質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。
 - 2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - (1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
 - (2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持
 - (3) 資源の利用可能性
 - (4) 責任及び権限の割当て

(責任及び権限)

第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)

(保安品質マネジメントシステム管理責任者)

- 第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
 - (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
 - (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。
 - (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保について の認識が向上するようにすること。
 - (4) 関係法令を遵守すること。

(管理者)

- 第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。(「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。)
 - (1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
 - (2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
 - (3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
 - (4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
 - (5) 関係法令を遵守すること。
 - 2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
 - (1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
 - (2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極 的に行えるようにすること。
 - (3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
 - (4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極 的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
 - (5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
 - 3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野 及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。(「あら かじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続 的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメ ントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)

(組織の内部の情報の伝達)

第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。(「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。)

(マネジメントレビュー)

- 第8条 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を 得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評 価(以下「マネジメントレビュー」という。)として、年1回以上保安委員会を開催す る。
 - 2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、 並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。

(マネジメントレビューに用いる情報)

- 第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる 情報を報告する。
 - (1) 保安内部監査の結果
 - (2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)
 - (3) プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)
 - (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第13条の3において同じ。)。)
 - (5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況
 - (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
 - (7) 関係法令の遵守状況
 - (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
 - (9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置
 - (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
 - (11) 部門又は要員(管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。)からの改善のための提案
 - (12) 資源の妥当性
 - (13) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性

(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)

- 第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。
 - (1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
 - (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - (3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野 及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
 - (5) 関係法令の遵守に関する改善
 - 2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。
 - 3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。

第3節 資源の管理

(資源の確保)

- 第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、 別表19に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定める とともに、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジ メントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持 すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを 明確にし、それを定めていることをいう。)
 - (1) 要員
 - (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)
 - (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす 可能性がある事項を含む。)
 - (4) その他必要な資源

(要員の力量の確保及び教育訓練)

- 第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
 - 2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
 - (2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。
 - (3) 前号の措置の実効性を評価すること。
 - (4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - 一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - 二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - 三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
 - (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

- 第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。
 - (1) 加工施設の操作
 - (2) 放射線管理
 - (3) 加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理 (以下「施設管理」という。)
 - (4) 核燃料物質の管理
 - (5) 放射性廃棄物管理
 - (6) 非常時の措置
 - (7) 定期評価
 - 2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
 - 3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定 又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微 な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - (1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る 結果
 - (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
 - (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源
 - (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)
 - (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項 に適合することを実証するために必要な記録
 - 4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)

- 第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する 基準及び関連標準において、明確に定める。
 - (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
 - (2) 関係法令
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項

(個別業務等要求事項の審査)

- 第11条の3 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等 要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。
 - 2. 担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる又は自ら確認する。
 - (1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - (2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - (3) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
 - 3. 担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。
 - 4. 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

(組織の外部の者との情報の伝達等)

- 第11条の4 所長は、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。
 - ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
 - 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
 - ・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
 - ・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において 適切に考慮する方法

(設計・開発計画)

- 第12条 設備管理部長は、第12条の2から第12条の7に記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発(専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。
 - 2. 担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - (1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - (2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - (3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - (4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
 - 3. 担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の 明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理 する。
 - 4. 担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。

(設計・開発に用いる情報)

- 第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲 がるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
 - (1) 機能及び性能に係る要求事項
 - (2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの
 - (3) 関係法令
 - (4) その他設計・開発に必要な要求事項
 - 2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

(設計・開発の結果に係る情報)

- 第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して 検証することができる形式により管理する。(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例 えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。)
 - 2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。
 - 3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - (1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
 - (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。)。
 - (3) 合否判定基準を含むものであること。
 - (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

(設計・開発レビュー)

- 第12条の4 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲 げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施す る。
 - (1) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - (2) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置 を提案すること。
 - 2. 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。
 - 3. 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に 基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(設計・開発の検証)

- 第12条の5 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)。
 - 2. 担当部長は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
 - 3. 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をさせる。

(設計・開発の妥当性確認)

- 第12条の6 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)。
 - 2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。
 - 3. 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(設計・開発の変更の管理)

- 第12条の7 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
 - 2. 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
 - 3. 担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価 (当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
 - 4. 担当部長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき 講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(調達プロセス)

- 第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に 関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを 行うとともに、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する 調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにす る。
 - 2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。 (「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)
 - ・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。
 - ・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等 に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
 - 3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する 能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
 - 4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
 - 5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
 - 6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。

(調達物品等要求事項)

- 第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品 等要求事項のうち、該当するものを含める。
 - (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - (3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - (4) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項
 - (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - (7) その他調達物品等に必要な要求事項
 - 2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の 工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職 員による当該工場等への立入りに関することを含める。(「その他の個別業務」とは、例 えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う 活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。)
 - 3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報 を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
 - 4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

(調達物品等の検証)

- 第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
 - 2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の 検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの 出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

(個別業務の管理)

- 第12条の11 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務 の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
 - (1) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。
 - (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
 - (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
 - (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
 - (5) 第13条の2の規定に基づき監視測定を実施していること。
 - (6) 本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

- 第12条の12 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では 当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不 適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
 - 2. 担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。
 - 3. 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
 - 4. 担当部長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項 (当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
 - (1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
 - (2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
 - (3) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)

(識別管理)

第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、 適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。(「機器等及び個別 業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等 を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。)

(トレーサビリティの確保)

第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、 適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合におい ては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

(組織の外部の者の物品)

第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)

(調達物品の管理)

第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの 間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、 保管及び保護を含む。)する。 (監視測定のための設備の管理)

- 第12条の17 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
 - 2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る 要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
 - 3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - (1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準 まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正 又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。
 - (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - (3) 所要の調整がなされていること。
 - (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
 - 4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
 - 5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
 - 6. 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
 - 7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回 の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適 用されていることを確認する。

第5節 評価及び改善

(監視測定、分析、評価及び改善)

- 第12条の18 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)の計画として第4条の2に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。
 - 2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が前項の 監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いるこ とができる体制(電子メール、社内イントラネットの利用を含む。)を構築する。

(組織の外部の者の意見)

- 第12条の19 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
 - 2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

(保安内部監査)

- 第13条 品質・安全管理室長は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、保安活動の重要度に応じて、年1回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。
 - (1) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - (2) 実効性のある実施及び実効性の維持
 - 2. 前項の基準には、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
 - 3. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画(以下「保安内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。
 - 4. 第1項の基準には、保安内部監査を行う要員(以下「保安内部監査員」という。)の選 定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
 - 5. 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務 に関する保安内部監査をさせない。
 - 6. 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
 - 7. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。
 - 8. 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
 - 9. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。

(プロセスの監視測定)

- 第13条の2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定(対象として、機器等及び保安活動に係る 不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場 合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法(監視測定の実施時期、監視測定 の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。)により、これを行う。
 - 2. 所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4 条第4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。
 - 3. 所長及び各部長は、第1項の方法により、プロセスが第7条の2第1項及び第11条第 1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。
 - 4. 所長及び各部長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
 - 5. 所長及び各部長は、第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に 規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがあ る場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの 問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

(機器等の検査等)

- 第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務 計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検 査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の 対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検を行わないグループの者と する。
 - 2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。
 - 3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。
 - 4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
 - 5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)
 - 6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。

(不適合の管理)

- 第14条 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は 個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理 する(不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。)。
 - 2. 所長は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。) 並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。
 - 3. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適 合を処理する。
 - (1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - (2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。
 - (3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - (4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
 - 4. 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。
 - 5. 担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への 適合性を実証するための検証を行う。
 - 6. 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。

(データの分析及び評価)

- 第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを 実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネ ジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセ スを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実 効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結 果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収 集し、及び分析する。
 - 2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。
 - (1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - (2) 個別業務等要求事項への適合性
 - (3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)となるものを含む。)
 - (4) 調達物品等の供給者の供給能力

(継続的な改善)

第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

(是正処置等)

- 第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼ す影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。
 - (1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - 一 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織 的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業 務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を 整理することを含む。)
 - 二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生 する可能性の明確化
 - (2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
 - (3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
 - (4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
 - (5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。
 - (6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に 及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の 安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原 因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
 - (7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
 - 2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、基準に定める。
 - 3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。)
 - 4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。

(未然防止処置)

- 第15条の2 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。
 - (1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - (2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - (3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - (4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
 - (5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
 - 2. 所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。

(情報の共有及び公開)

- 第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65 条に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必 要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安 全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。
 - 2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。

第6節 組織及び職務

(保安活動を行う者の組織)

- 第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。
 - (1) 社長
 - (2) 所長(管理責任者)
 - (3) 品質·安全管理室長(管理責任者)
 - (4) 保安委員会(マネジメントレビュー)
 - (5) 核燃料取扱主任者
 - (6) 核燃料安全委員会
 - (7) 業務管理部長
 - (8) 品質保証部長
 - (9) 燃料製造部長
 - (10) 環境安全部長
 - (11) 設備管理部長
 - (12) 購買グループ長
 - (12) 解於//
 - (13) 燃料品質グループ長
 - (14) 製造管理グループ長
 - (15) 製造技術グループ長
 - (16) 輸送管理グループ長
 - (17) 計量・廃棄物管理グループ長
 - (18) 安全管理グループ長
 - (19) 保安・防災グループ長
 - (20) 環境管理グループ長
 - (21) 工務グループ長
 - (22) 設備設計グループ長
 - 2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。
 - 3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として 任命する。
 - 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員 会委員を任命する。
 - 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。
 - 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。
 - 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。
 - 4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名する代行者がその職務を行う。
 - 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。

核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。

(職務)

- 第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。
 - 2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定及び第62条の2に基づき所長が定める施設管理目標に関する業務を行う。
 - 3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。
 - (1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。
 - (2) 業務管理部長は、購買グループ長が行う物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の調達係が実施する調達及び総務広報係が実施する事業所内外への連絡等の手順を標準に規定する。

(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う分析作業及び燃料品質に係る検査作業 並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業 務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長が行う核燃料の製造作業及び開発作業並びに 当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、製造技術グルー プ長が行う核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その 他の施設の管理に係る技術支援、輸送管理グループ長が行う核燃料物質の受入れ及び 払出し並びに周辺監視区域外への運搬作業並びに計量・廃棄物管理グループ長が行う 放射性廃棄物の保管管理及び放射性廃棄物の処理作業並びに当該作業に係る設備の設 計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに受入仕様の適合確認に関する業務を 指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長が行う臨界安全管理、保安・防災グループ長が行う教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに環境管理グループ長が行う放射線管理、放射性廃棄物の放出管理及び環境放射線モニタリング並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに管理区域への出入管理及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、救護消火係が実施する消火活動等、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力、警備誘導係が実施する誘導、監視警戒等並びに施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等(ただし、他部が所管する設備を除く)の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全並びに設備設計グループ長が行う各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常 用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等並びに施設責任者が 実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

- (7) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。
- (8) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業及び燃料品質に 係る検査作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管 理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

(9) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3 から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。 (10) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に係る技術支援に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

- (11) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び 払出し並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。
- (12) 計量・廃棄物管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理及び放射性廃棄物の処理作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに受入仕様の適合確認に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。
- (13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を 行う。

(14) 保安・防災グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第 19 条及び第 21 条に定める事項に係る事務 に関する業務を補佐する。

環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。

(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射線管理、放射性廃棄物の放出管理及び環境放射線モニタリング並びに当該作業に係る設備の設計、工事、 巡視、点検その他の施設の管理並びに管理区域への出入管理及び放射性廃棄物でない 廃棄物の管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

- (16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等(ただし、他部が所管する設備を除く)の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。
- (17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3

から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置(以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。)、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、定期評価並びに記録及び報告に関する業務を行う。

第7節 核燃料取扱主任者

(核燃料取扱主任者の選任)

- 第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織(これらの指揮監督を受ける者を含む。)とは兼任しないものとする。
 - 2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。

(核燃料取扱主任者の職務)

- 第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。
 - (1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。
 - (2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。
 - (3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。
 - (4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。
 - (5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。
 - (6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。
 - (7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。
 - (8) 第 12 章に示す記録を確認すること。
 - (9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。
 - 一 保安教育の計画、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動(以下「設計想定事象等対処活動」という。)訓練の計画及び非常事態に対処するための訓練(以下「非常時訓練」という。)の計画
 - 二 保全計画
 - 点検計画
 - 定期事業者検査の実施計画
 - ・ 設計及び工事の計画
 - ・ 特別な保全計画
 - 三 (工事) 作業計画
 - 四 製造計画
 - (10) 別表 19 に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各標準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。
 - (11) その他、保安の監督に関して必要なこと。

(意見等の尊重)

- 第20条 核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた社長、所長又は品質・安全管理室長は、その 意見を尊重する。
 - 2. 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者が第19条第1項(3)に基づき 行った指示に従う。
 - 3. 施設の運転又は管理に従事する者は、核燃料取扱主任者より指導・助言を受けた場合は、その指導・助言を十分に尊重する。

第8節 核燃料安全委員会

(核燃料安全委員会)

- 第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。
 - 2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 加工施設に関する次の事項
 - 一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項
 - 二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項
 - 三 定期事業者検査に関する事項
 - (2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項
 - (3) 保安規定の変更及び別表 19 に記載の各基準に関する事項 ただし、第 13 条に定める保安内部監査に関する基準を除く。
 - (4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項
 - (5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項
 - (6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項
 - (7) その他保安に関する重要事項
 - 3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。
 - 4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。
 - (2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。
 - (3) 保安・防災グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意 見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。

(答申及び勧告の尊重)

- 第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重 しなければならない。
 - 2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な 事項について、関係者に通知しなければならない。

(力量、教育・訓練及び認識)

- 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自ら の活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・ 訓練に関する基準を定める。
 - 2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。
 - (1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、 行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核 燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。
 - (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、 事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。) に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、環境安全部長に報告する。
 - (3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。
 - (4) 事業所従業員以外の者(以下「請負会社従業員等」という。)に対する別表1に定める 保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保 安教育を実施させる場合、環境安全部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示 するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。
 - (5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。
 - (6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。
 - 3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。
 - (1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の 操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教 育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。
 - (2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業 者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対 する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。
 - (3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。
 - 4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。
 - (1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。
 - (2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。
 - 5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準 を改訂し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。

(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)

- 第24条 環境安全部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する 訓練として、設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練について、計画を毎年度作成 し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長 の承認を得る。
 - 2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及 び非常時訓練を年1回以上実施する。
 - 3. 環境安全部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を 含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録 を保管する。
 - 4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。

第4章 加工施設の操作

第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善

(加工施設の操作に係る計画及び実施)

第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条(ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。

所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る計画として、基準を定める。

所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画(異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。)として、各基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第 27 条から第 35 条 (ただし、第 30 条の 3 から第 30 条の 4 に関する事項を除く。) の業務を実施させる。

所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から 第37条の業務を実施させる。

(加工施設の操作に係る評価及び改善)

- 第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。
 - 2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、 定めた基準を改訂する。

第2節 通則

(加工施設の使用)

第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を 使用する。

(操作員の確保)

- 第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作員として操作させる。
 - 2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。

第29条 削除

(操作上の一般事項)

- 第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するととも に、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。
 - (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。
 - (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。
 - (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。
 - 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び 操作器を配置すること。
 - 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。
 - 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、 形状等により容易に識別できるようにすること。
 - (4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を 現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。
 - 2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界 安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に 核燃料取扱主任者の確認を受ける。

第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置

第30条の2 削除

(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)

- 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。
 - (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。
 - (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う 要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。
 - (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。
 - 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動 の実効性を維持する。
 - 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。

(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)

- 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。
 - (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
 - (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
 - (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。
 - (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。
 - 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。
 - 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動 の実効性を維持する。
 - ※:重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工 事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないもの の、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場 合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。

第3節 保安上特に管理を必要とする設備

(保安上特に管理を必要とする設備)

- 第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 核的制限値を有する加工設備

ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により 核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備

- (2) 熱的制限値を有する加工設備
- (3) 閉じ込め機能を有する設備
 - 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備
 - 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備
- (4) 非常用電源設備
- (5) 監視用放射線測定器
- 2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。

(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)

- 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項 に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じ る。
 - (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。
 - (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修 のための手続きを行い、機能を回復させる。

第4節 操作上の留意事項

(臨界安全管理)

第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。

燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する 核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、 工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車及び研磨屑乾燥機 の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸 化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑 えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事 項(3)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。

各部長は、別図 5 に示す第 2-2 領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第 2-2 領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。

- (1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、 事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程 等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所 定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判 明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。
- (2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表 4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になるこ とを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工 程を除く。
- (3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車及び研磨屑乾燥機)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転期間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。
- (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表 4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質 の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。
- (5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。
- (6) 別図 5 に示す第 2 2 領域の 及び 並び に第 2 7 領域の において、核燃料物質を取り扱わないこと。

2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。

ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」と しているものについてはこの限りでない。

- 3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員 以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタ レス研削盤の運転期間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管 理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。
- 4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。

(漏えい管理)

- 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように 以下の対策を講じる。
 - (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。
 - (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。
 - 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。
 - 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。
 - 4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。
 - 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて 密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。

(火災及び爆発の防止)

- 第35条 燃料製造部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。
 - 2. 燃料製造部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス漏えい検知器を作動させる。

第5節 異常時の措置

(異常時の措置)

- 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常(異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。)を含む。)、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。
 - 2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。
 - 3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のため に必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断 する。
 - 4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。

(異常時における設備の手動による作動)

第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。

第6節 削除

第37条の2 削除

第37条の3 削除

第5章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善

(放射線管理に係る計画及び実施)

第38条 環境安全部長は、第40条から第55条(ただし、第45条の2、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。

環境安全部長は、保全区域を明示し、第45条の2に記載する保全区域についての管理措置、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。

燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に 関する基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。

(放射線管理に係る評価及び改善)

- 第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。
 - 2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

第2節 区域管理

(管理区域)

- 第40条 線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)から別図2-(6)に示す区域とする。
 - 2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る 値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設 定する。
 - 3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める 管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
 - 4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。
 - 5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時 的に管理区域を解除することができる。
 - (1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。
 - (2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が拡大しないように対策を講じること。
 - (3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理 区域に係る値を超えていないことを確認すること。
 - (4) 必要に応じて遮蔽等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。
 - 6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。

(管理区域の区分)

- 第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2-(2)から別図2-(6)に示すとおり区分する。
 - (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下 「汚染のおそれのない区域」という。): (第2種管理区域)
 - (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域:(第1種管理区域)
 - 2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。

(管理区域の特別措置)

- 第42条 環境安全部長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、核燃料取扱主任者による審査の上、標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し、通常作業時の人の立入りを制限する。
 - (1) 管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域
 - (2) 空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面密度 が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度若しくは同告示第4条に 定める表面密度限度を超える区域
 - 2. 各部長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者が審査し環境安全部長が定めた立入方法に従う。

(飲食及び喫煙の禁止)

第43条 環境安全部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

- 第44条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。
 - 2. 環境安全部長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を 講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。
 - (1) 管理区域出入口を経由すること。 ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。
 - (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。

(第1種管理区域への出入管理)

- 第45条 環境安全部長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような 措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。
 - (1) 所定の被服を着用すること。
 - (2) 退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している 物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用 不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。
 - 2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。
 - 3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によって汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。

(保全区域)

- 第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2-(2)から別図2-(6)に示す区域とする。
 - 2. 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。
 - 3. 環境安全部長は、管理の必要性に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持 出制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

- 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-(1)及び別図2-(2) に示す区域とする。
 - 2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

- 第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。
 - (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理 及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料 物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するた めの設備の管理を行い、その機能を維持する。
 - (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。
 - (3) における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。
 - (4) を行い、敷地外から加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。
 - (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、 不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するととも に、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止す る。また、情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行わ れた場合の対応を行う。

第3節 被ばく管理

(管理上の人の区分)

- 第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。
 - (1) 放射線業務従事者

核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。

(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。

(線量限度)

- 第48条 放射線業務従事者の線量限度は、別表7に定める値とする。
 - 2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部 長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。

(線量の評価及び通知)

- 第49条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表8に定める。
 - 2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。
 - 3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、 社員以外の者にあっては、当該事業者を通じて通知する。

(被ばくの低減措置)

- 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、 合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の 放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう 努める。
 - 2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。
 - 3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、 保護靴等必要な保護具を着用させる。
 - 4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれ のある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半 面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサ ンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。

(床、壁等の除染)

- 第51条 各部長は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、 壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、環境 安全部長に連絡する。
 - 2. 環境安全部長は、前項の汚染状況を確認し、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等の放射線防護上必要な指導、助言を行う。
 - 3. 担当部長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等の放射線防護上必要な措置を講じ、 措置結果について環境安全部長の確認を得る。

第4節 線量当量等の測定

(線量当量等の測定)

- 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表 10に定めるところにより監視及び測定する。
 - 2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。
 - 3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中 の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。
 - 4. 環境安全部長は、別図2-(2)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。
 - 5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替 手段により気象情報を入手して対応する。

(放射線測定器類の管理)

- 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表 11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認す る。
 - 2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。

第5節 物品移動の管理

(第1種管理区域外への移動)

第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に 定める限度値を超えていないことを確認する。

(管理区域外への移動)

第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じて遮蔽等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。

(周辺監視区域内の運搬)

- 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条 の6に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。
 - 2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。

(周辺監視区域外への運搬)

第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を 行うとともに、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、措置結 果を所長に報告する。

第6章 施設管理

第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善

(施設管理に係る計画及び実施)

- 第58条 設備管理部長は、施設管理の計画として、第59条の2から第65条に記載する事項を 定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造並びに給排気設備 の停止に係る措置に関する基準を定める。
 - 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる

各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の業務(ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。)を実施させる。

(施設管理に係る評価及び改善)

- 第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条に記載する事項 (ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。)に関して、第62条の10の保全 の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。
 - 2. 設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

第1節の2 使用前事業者検査

(使用前事業者検査の実施)

- 第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出(以下「設工認」という。)の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(本条において以下「検査」という。)を総括する。
 - 2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事(補修、取替 え、改造等)又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象 となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。
 - 3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書を定め、それを実施する。
 - (3) 検査に係る結果の記録は、第 97 条に基づいて作成し、別表 18 に示す保管責任者が 保存する。
 - (4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。
 - (5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査 項目ごとの判定基準を定める。
 - 一 設工認に従って行われたものであること。
 - 二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査 実施責任者をあらかじめ指名する。
 - 4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の 各号に掲げる事項を検査で判定する。
 - (1) 工事が設工認に従って行われたものであること。
 - (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - 5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の 加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。
 - 6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設 の使用を許可する。

第1節の3 定期事業者検査

(定期事業者検査の実施)

- 第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(本条において以下「検査」という。)を総括する。
 - 2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。
 - 3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期 事業者検査を行う対象、検査内容等は、第62条の6に定める保全計画に基づくものとす る。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能について は、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任 者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除す る。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書を定め、実施する。
 - (3) 検査に係る結果の記録は、第 97 条に基づいて作成し、別表 18 に示す保管責任者が 保存する。
 - (4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。
 - (5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。
 - (6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査 実施責任者をあらかじめ指名する。
 - 4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。
 - 5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。

(定期事業者検査の報告)

第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査報告書を作成する。

第1節の4 計器及び放射線測定器の校正

(計器及び放射線測定器の校正)

- 第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を 1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行 う校正とする。
 - 2. 前項の校正は、次の事項について第58条の施設管理に関する基準で定めるところに従う。
 - (1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。
 - (2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。

第2節 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

第2節の2 施設管理の実施に関する計画

(施設管理方針及び施設管理目標)

- 第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術 基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持する ため、施設管理方針を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び 施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、 第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針 に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。
 - 2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標(施設管理の重要度(以下「保全重要度」という。)が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。)を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

(保全対象範囲の策定)

- 第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲(以下「保全対象範囲」という。)として、以下の設備を選定する。
 - (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき 設置した設備
 - (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
 - (3) その他自ら定める設備

(保全重要度の設定)

第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。

(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)

- 第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設 管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。
 - 2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
 - 3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。
 - 4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

(保全計画の策定)

- 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。
 - (1) 点検計画
 - (2) 定期事業者検査の実施計画
 - (3) 設計及び工事の計画
 - (4) 巡視の計画
 - (5) 特別な保全計画
 - 2. 各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項 を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直 しを行う。
 - (1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
 - (2) 使用環境及び設置環境
 - (3) 劣化、故障モード
 - (4) 機器の構造等の設計的知見
 - (5) 科学的知見
 - 3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認すると ともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

- 4. 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。
 - (1) 建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
 - 一 予防保全
 - a. 時間基準保全
 - b. 状態基準保全
 - 二事後保全
 - (2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
 - 一 時間基準保全
 - a. 具体的な点検方法
 - b. 建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを 確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - c. 実施頻度
 - d. 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、 点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を 選定した場合に準じて必要な事項を定める。

- 二 状態基準保全
 - a. 建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目
 - b. 点検の具体的方法
 - c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - d. 実施頻度
 - e. 実施時期
 - f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
- 三 事後保全
 - a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能 を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。
- 5. 各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る 状態にある期間(一定の期間)について第59条の3に基づき実施する定期事業者検査に より確認・評価する時期までに、定期事業者検査の実施計画として次の事項を定める。
 - 一 所定の機能を発揮し得る状態にある期間(一定の期間)を確認・評価するため に必要な定期事業者検査の項目
 - 二 定期事業者検査の具体的方法
 - 三 評価方法及び管理基準
 - 四 定期事業者検査の実施時期

- 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。
 - (1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。
 - (2) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事ついては第63条に、改造に係る 工事ついては第64条にそれぞれ規定する(工事)作業計画を作成することにより、設 計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。
 - (3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)作業計画に、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。
 - (4) 担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを、第59条の2に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - 一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な使用前 事業者検査及び試験等の項目
 - 二 使用前事業者検査及び試験等の具体的方法
 - 三 評価方法及び管理基準
 - 四 使用前事業者検査及び試験等の実施時期
 - (5) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。
- 7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の3、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。

- 8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。
 - (1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な 状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態(停止)等に応じた保全方法 及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。
 - (2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。
 - 一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の 項目
 - 二 点検の具体的方法
 - 三 評価方法及び管理基準
 - 四 点検の実施時期

(保全の実施)

- 第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。
 - 2. 各部長は、保全の実施に当たって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)作業計画による工事管理を実施する。
 - 3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。

(保全の結果の確認・評価)

- 第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建物・構築物及び 設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時 期までに確認・評価し、記録する。
 - 2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。 各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。
 - 3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。

(不適合管理、是正処置及び未然防止処置)

- 第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の 状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるととも に、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じ る。
 - (1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合
 - (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセス に基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合
 - 2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題 の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
 - 3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。
 - 4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

(保全の有効性評価)

- 第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報(第62条の5の保全活動管理指標を含む。)を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。
 - 2. 各部長は、前項の報告を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合は、第62条の6第4項に基づき保全方式を選定する。
 - 3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

(施設管理の有効性評価)

- 第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設 管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能し ていることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
 - 2. 設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。

(経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。

なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。

- 2. 第1項の評価は、10年を超えない期間のごとに、再評価を行う。
- 3. 長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。

第3節 補修及び改造

(補修)

- 第63条 各部長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。
 - 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の補修作業を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、火災・爆発防止その他の安全対策を講じるととともに、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した補修作業については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を受ける。ただし、補修が加工施設の消耗品の取替等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。
 - 3. 前項の補修作業を行った部長は、当該設備の機能確認のための試験により正常に機能 することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及 び関係部長に通知する。

また、所長の承認を受けた補修を行ったときは、その結果を所長に報告する。

(改造)

- 第64条 各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。
 - 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、 関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当 する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長 の承認を得る。
 - 3. 前項の改造を行った部長は、当該設備の機能確認のための試験等により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及び関係部長に通知する。

また、所長の承認を受けた改造を行ったときは、その結果を所長に報告する。

第4節 給排気設備の停止に係る措置

(給排気設備の停止に係る措置)

- 第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることの確認を受ける。
 - (1) 加工施設の通常的使用の停止
 - (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め
 - (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保
 - 2. 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、 第50条に定めるところに従う。

第5節 削除

第65条の2 削除

第7章 核燃料物質の管理

(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)

第66条 燃料製造部長は、第68条に記載する事項を定めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基準を定める。

各部長は、第17条に定める職務に従い、第69条から第70条に記載する事項を定めた 核燃料物質の運搬及び貯蔵に関する各基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第68条から第70条の業務を実施させる。

(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)

- 第67条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第68条から第70条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。
 - 2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

(核燃料物質の受入れ、払出し)

- 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目 視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。
 - 2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。
 - (1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。
 - (2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。
 - (3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。
 - 3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表 14 の受入仕様に適合することを確認する。

(核燃料物質の運搬)

第69条 各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り 扱う等加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。

(核燃料物質の貯蔵)

- 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。
 - (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。
 - (2) 別表 15 の最大貯蔵能力を超えないこと。
 - (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
 - (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表 15 に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵 し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより 低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。
 - (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。

第8章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)

第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)の管理及び第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する各基準を定める。

環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の管理に関する各基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施 させる。

(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)

- 第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第75条の2に記載する 事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長 が自身の場合は報告の必要はない。
 - 2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

(廃棄物の仕掛品)

- 第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じる とともに、必要に応じて防火対策を講じる。
 - (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。
 - (2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、(工事)作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。
 - (3) 廃棄物の仕掛品のうち使用済フィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する、又は前号の措置を講じる。また、これらの措置を行うまでの間、必要に応じて、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図2-(3)に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の廃棄物の仕掛品の保管場所に移送して金属製容器に収納する。
 - (4) 廃棄物の仕掛品が大型機器等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、 汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。

(放射性固体廃棄物)

- 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物 (焼却等による処理後の廃棄物を含む) を保管廃棄する ときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。
 - (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。
 - (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。
 - (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。
 - 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を 入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合でき るような整理番号等を表示する。
 - 3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。
 - 4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

(放射性液体廃棄物)

- 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺 監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中 の濃度限度を超えないようにする。
 - 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。
 - 3. 環境安全部長は、別表 17 に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。
 - 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。
 - 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。
 - 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。
 - 7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。
 - 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。
 - 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。
 - 10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を 広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。
 - 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射 性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。
 - 12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

(放射性気体廃棄物)

- 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気 中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超 えないようにする。
 - 2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。
 - 3. 環境安全部長は、別表 17 に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。
 - 4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなる おそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除 去を勧告する。
 - 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。
 - 6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。
 - 7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。
 - 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。

(放射性廃棄物でない廃棄物)

- 第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、管理 区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、次の各号に定める事項を確認する。
 - (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。
 - (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がない こと。
 - (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。

第9章 削除

第1節 削除

第76条 削除

第77条 削除

第2節 削除

第78条 削除

第3節 削除

第79条 削除

第80条 削除

第10章 非常時の措置

第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善

(非常時の措置に係る計画及び実施)

- 第81条 所長は、第83条から第93条に記載する事項を定めた非常時の措置に係る計画として、基準を定める。
 - 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第83条から第93条 (ただし、第88条及び第89条を除く。) の業務を実施させる。

各部長は、第1項に定めた基準に基づいて、第88条及び第89条の業務を実施させる。

(非常時の措置に係る評価及び改善)

- 第82条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第83条から第93条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。
 - 2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。

第2節 事前対策

(非常対策組織)

- 第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。
 - 2. 緊急対策本部の本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長 はあらかじめ代行者を定めておく。
 - 3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災 組織へ移行させる。

(非常時の要員)

第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。

(非常時用資機材の整備)

第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。

(诵報系統)

第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

(非常時の処置要領)

第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。

第3節 初期活動

(通報)

第88条 担当部長は、第36条に係る加工施設の異常状態に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、核燃料取扱主任者、関係部長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。

(応急措置)

- 第89条 前条の通報を受けた関係部長は、直ちに前条に係る事態の状況を把握し、応急措置を 講じる。
 - 2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。

第4節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第90条 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、 緊急対策本部を設置する。なお、前条の応急処置を行った者は、本部長の指示の下、そ れまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組 織の活動に移行する。

(対策活動)

- 第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。
 - 2. 緊急対策本部は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動(緊急作業を含む。)を行う。
 - 3. 本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。

(緊急作業に係る線量限度等)

- 第91条の2 本部長は、次の各号を全て満たす放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための 要員として選定する。
 - (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた 上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。
 - (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
 - (3) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
 - 2. 本部長は、選定した要員を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。
 - (1) 要員の線量限度は、別表7に定める値とし、要員の線量が別表7に定める限度を超 え、又は超えるおそれがあるときは、当該要員の緊急作業への従事禁止を指示する。
 - (2) 緊急作業に従事させる期間中における要員の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該要員に通知する。
 - (3) 要員の受ける線量の低減を図るため、適切な保護具を着用させる等の放射線防護上 必要な措置を講じる。
 - (4) 緊急作業を行った要員に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第92条 本部長は、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社 長及び社外関係機関に直ちに通報する。

第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力 事業者防災業務計画」に基づき措置する。

第11章 定期評価

(定期評価に係る計画及び実施)

- 第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた定期評価に関する基準を定める。
 - 2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。

(定期評価に係る評価及び改善)

- 第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を 確認し、所長に報告する。
 - 2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。

(加工施設の定期的な評価)

- 第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。
 - (1) 品質保証活動
 - (2) 運転管理
 - (3) 施設管理
 - (4) 核燃料物質管理
 - (5) 放射線管理及び環境モニタリング
 - (6) 放射性廃棄物管理
 - (7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置
 - (8) 事故、故障等の経験反映状況
 - 2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。
 - (1) 安全研究成果の反映状況
 - (2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況(規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。)
 - (3) 技術開発成果の反映状況

第12章 記録及び報告

(記録)

- 第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理(識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順)に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項7に該当する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。
 - 2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。

(報告)

- 第98条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。
 - (1) 放射性液体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合
 - (2) 放射性気体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合
 - (3) 線量当量等に異常が認められた場合
 - (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合
 - (5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合
 - 2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、 社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。
 - 3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任 者を通じて社外関係機関に報告する。
 - (1) 非常時体制を発令した場合
 - (2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合

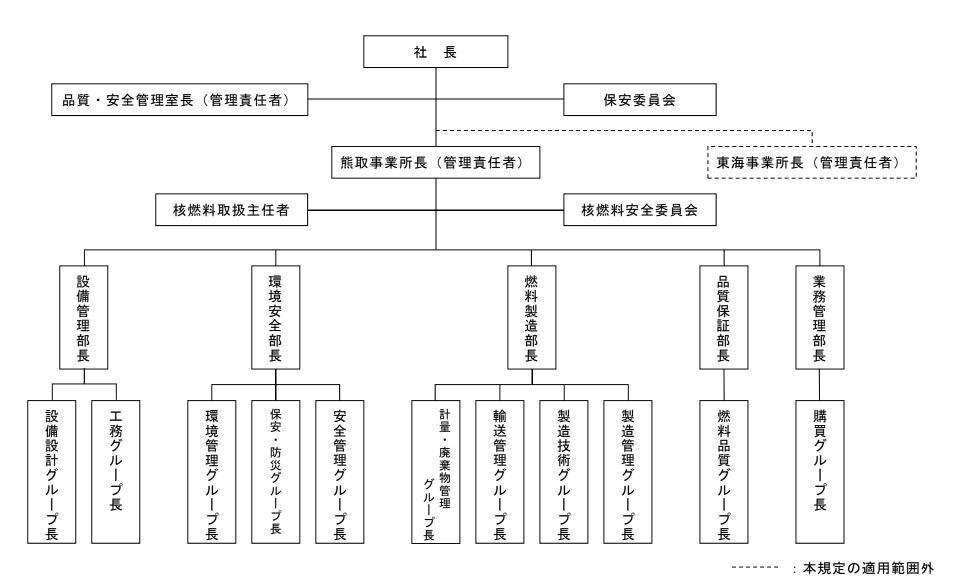
付則

(施行期日)

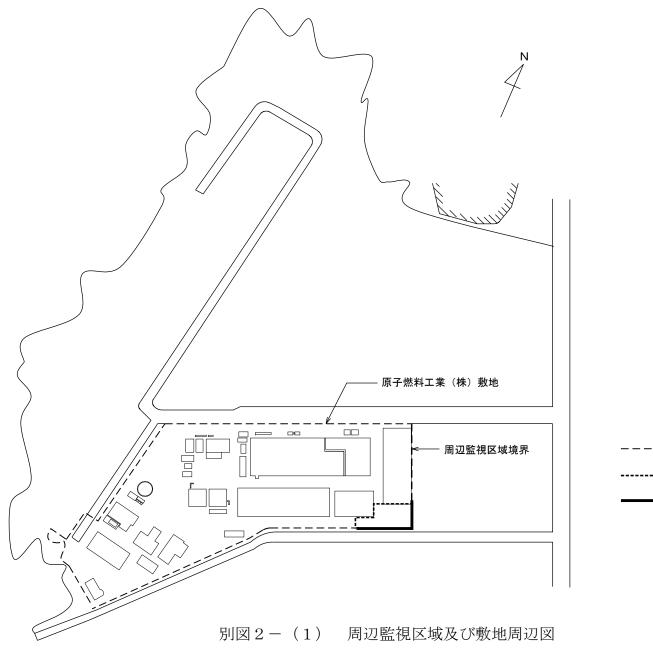
本規定は、原子力規制委員会の認可を受け、かつ、使用前検査及び使用前確認が完了 し、使用前検査合格証及び使用前確認証交付後、30日以内に施行する。

保安規定変更の履歴

```
昭和47年 9月 1日付け
                             47原第8244号
 1. 認
      口
           昭和48年 3月22日付け
                             48原第2625号
 2. 変更認可
 3. 変更認可
           昭和49年10月 8日付け
                             49原第8691号
 4. 変更認可
           昭和51年 2月14日付け
                             51安第10号
 5. 変更認可
           昭和52年10月 5日付け
                             52安(核規)第1794号
           昭和53年 1月30日付け
 6. 変更認可
                             53安(核規)第9号
           昭和53年12月14日付け
 7. 変更認可
                             53安(核規)第313号
           昭和54年 4月 9日付け
 8. 変更認可
                             54安(核規)第53号
           昭和58年
 9. 変更認可
                  4月15日付け
                             58安(核規)第170号
10. 変更認可
           昭和59年
                  1月20日付け
                             58安(核規)第940号
11. 変更認可
           昭和60年
                  1月25日付け
                             59安(核規)第800号
12. 変更認可
           昭和62年
                  9月11目付け
                             62安(核規)第587号
13. 変更認可
           平成 元年
                  3月30日付け
                             元安(核規)第100号
14. 変更認可
           平成
              元年12月
                     1日付け
                              元安(核規)第887号
15. 変更認可
           平成
               2年
                  7月
                     9日付け
                              2安
                                (核規) 第359号
16. 変更認可
           平成
              4年
                  4月
                     7日付け
                              4安(核規)第155号
17. 変更認可
           平成
              4年
                  6月 8日付け
                              4安(核規)第279号
18. 変更認可
           平成
                              4 安 (核規) 第821号
              5年
                  1月12日付け
           平成
                              5 安 (核規) 第 3 4 4 号
19. 変更認可
              5年
                  7月12日付け
                              5 安 (核規) 第 5 3 9 号
20. 変更認可
           平成
              5年
                  9月16日付け
21. 変更認可
           平成
              6年
                  3月23日付け
                              6安(核規)第70号
           平成
22. 変更認可
              8年
                  1月23日付け
                              7安(核規)第938号
23. 変更認可
           平成
                  3月21日付け
                              8 安 (核規) 第 1 0 0 号
              8年
24. 変更認可
           平成
              8年
                  8月16日付け
                              8 安 (核規) 第 6 5 1 号
25. 変更認可
           平成
              9年
                  7月
                    4日付け
                              9安(核規)第369号
26. 変更認可
           平成 9年
                              9安(核規)第448号
                  7月29日付け
27. 変更認可
           平成10年
                  8月25日付け
                             10安(核規)第659号
28. 変更認可
           平成11年
                 6月 2日付け
                             11安(核規)第469号
29. 変更認可
           平成11年 9月13日付け
                             11安(核規)第760号
30. 変更認可
           平成12年11月17日付け
                             12安(核規)第892号
31. 変更認可
           平成13年 3月30日付け
                            平成13・03・21原第35号
           平成13年 7月30日付け
32. 変更認可
                            平成13・06・19原第14号
           平成13年12月19日付け
                            平成13・10・31原第45号
33. 変更認可
34. 変更認可
           平成15年 8月22日付け
                            平成14・12・19原第 6号
3 5. 変更認可
           平成15年10月27日付け
                            平成15・09・24原第10号
36. 変更認可
           平成16年 4月27日付け
                             平成16・04・09原第36号
37. 変更認可
           平成16年
                  5月31日付け
                             平成15・12・26原第13号
           平成16年
                             平成16・08・02原第10号
38. 変更認可
                  8月31目付け
39. 変更認可
           平成17年
                            平成16・12・03原第 3号
                  1月25日付け
40. 変更認可
           平成17年
                  3月31日付け
                            平成17・03・07原第22号
41. 変更認可
           平成17年11月17日付け
                             平成17・10・18原第10号
                             平成17・12・05原第18号
42. 変更認可
           平成18年 1月 6日付け
                  3月 8日付け
                             平成18・02・14原第 4号
43. 変更認可
           平成18年
44. 変更認可
           平成18年 5月22日付け
                             平成18・05・15原第43号
45. 変更認可
                            平成18・11・01原第 6号
           平成18年12月11日付け
46. 変更認可
           平成20年 3月10日付け
                            平成19・05・09原第
                                           2 号
                             平成20・05・30原第12号
47. 変更認可
           平成20年 7月 7日付け
                             平成20・07・11原第 4号
48. 変更認可
           平成20年 8月22日付け
49. 変更認可
           平成20年11月 4日付け
                             平成20・10・20原第
                                           3 号
           平成21年 2月24日付け
                             平成21・01・30原第
50. 変更認可
51. 変更認可
           平成21年 3月30日付け
                            平成21・03・02原第
52. 変更認可
           平成22年 5月31日付け
                            平成22・04・28原第 5号
53. 変更認可
           平成23年 9月27日付け
                            平成23・08・03原第13号
54. 変更認可
           平成25年 5月13日付け
                            原管研収第130315001号
55. 変更認可
           平成26年 2月28日付け
                            原管研発第1402282号
           平成28年 3月31日付け
                            原規規発第16033130号
56. 変更認可
57. 変更認可
           平成28年 3月31日付け
                            原規規発第16033135号
           平成28年
58. 変更認可
                  6月10日付け
                            原規規発第1606107号
59. 変更認可
           平成30年
                  1月15日付け
                            原規規発第1801151号
60. 変更認可
           令和 元年
                  6月11目付け
                            原規規発第1906111号
61. 変更認可
           令和
              3年
                  1月29日付け
                            原規規発第2101294号
62. 変更認可
           令和
               3年
                  3月16日付け
                            原規規発第2103163号
63. 変更認可
           令和
              5年
                   月
                       日付け
                            原規規発第23
```



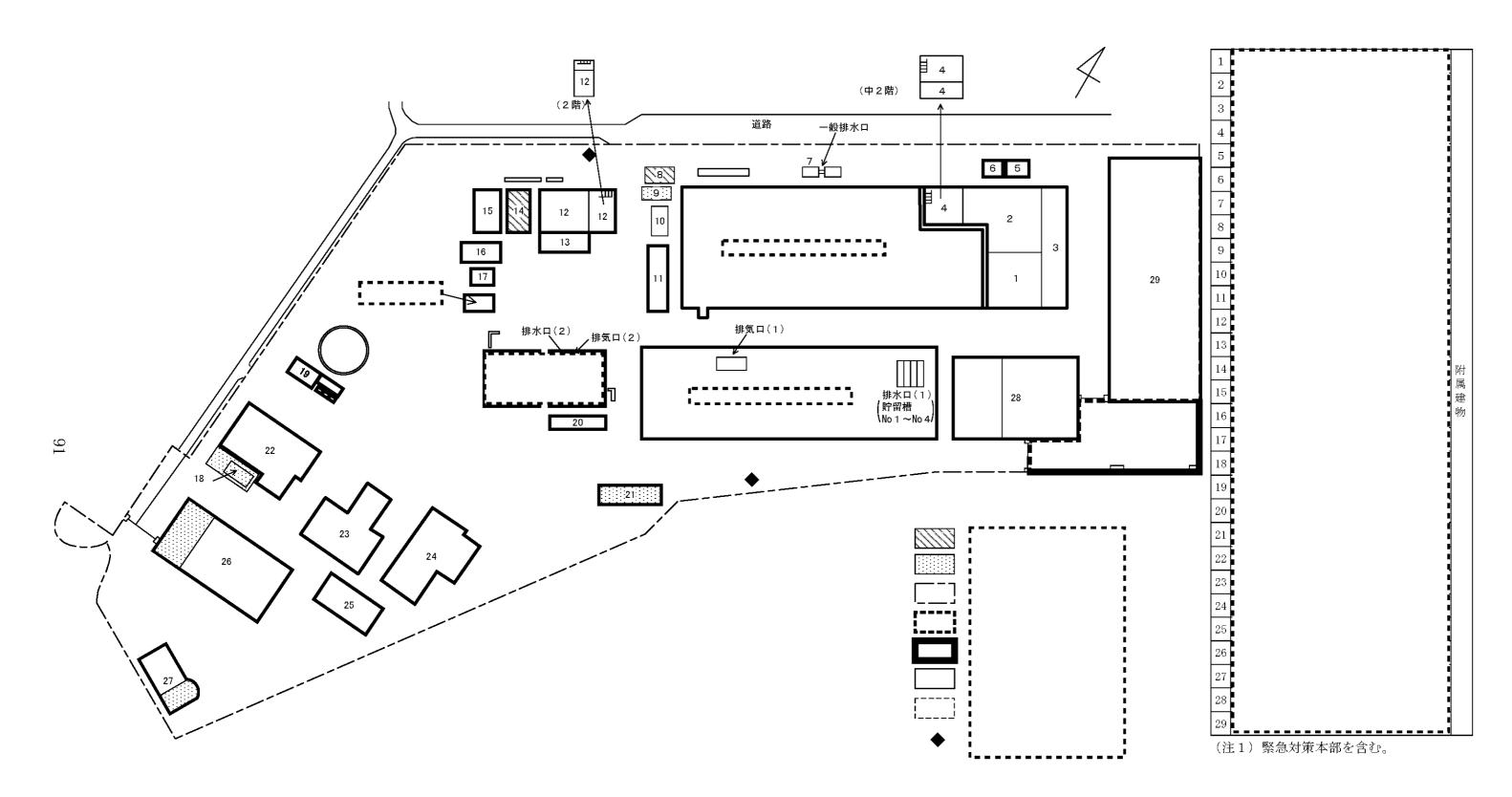
別図1 保安管理組織



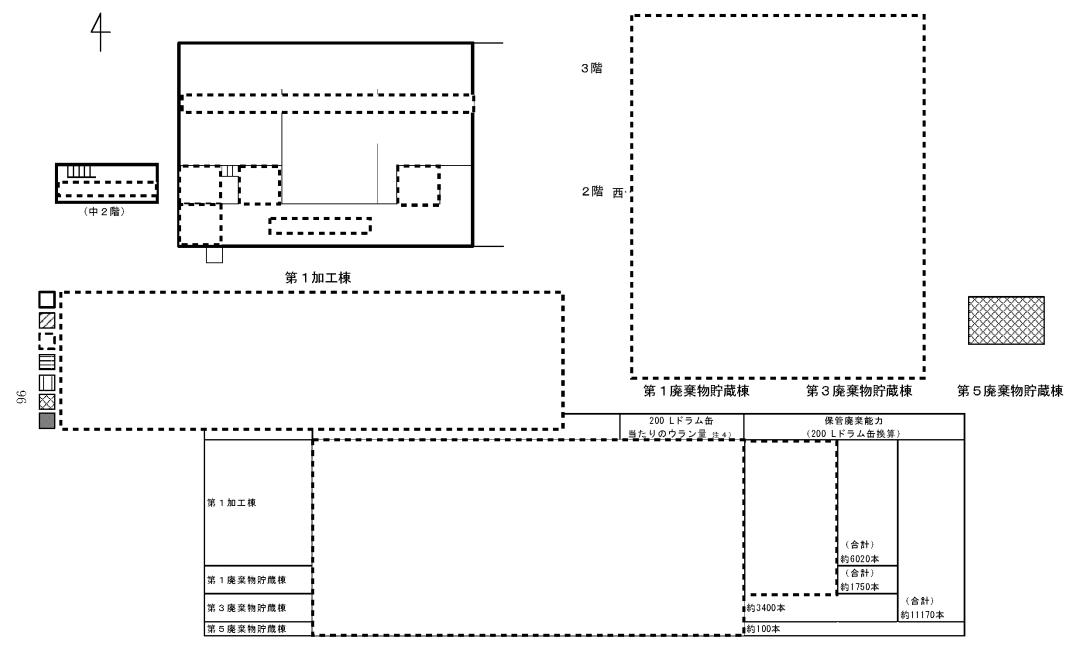
一 周辺監視区域及び敷地境界

------ 周辺監視区域境界

━ 敷地境界

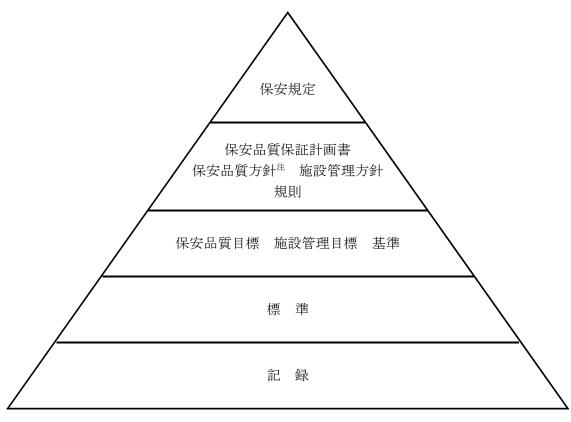


別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図



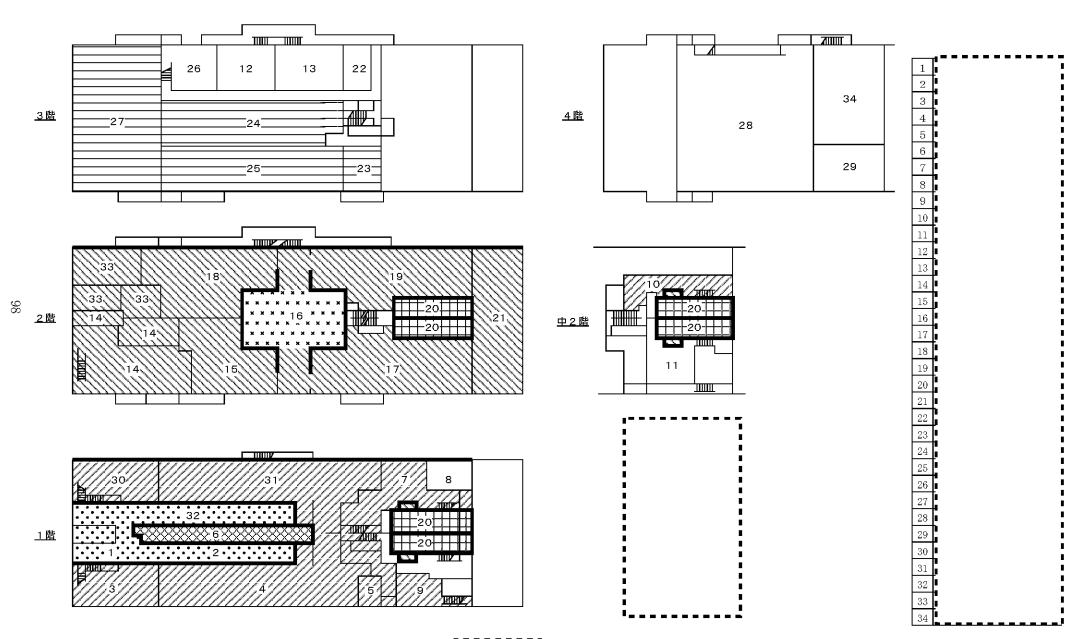
- 注1) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約300本を含む。
- 注2) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約30本を含む。
- 注3)ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、チェンブロック)を使用する。
- 注4)保管廃棄する放射性固体廃棄物中に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。

別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備

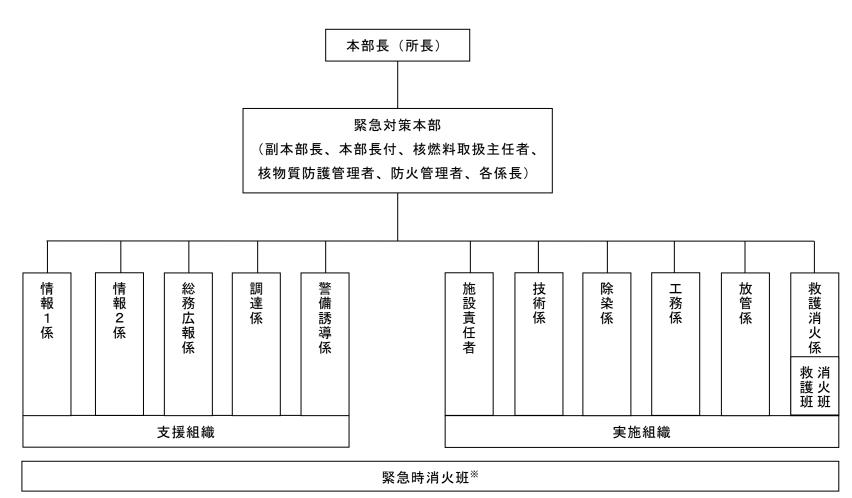


注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。

別図4 保安活動関連文書階層図



別図 5 の臨界安全管理の領域



※:所長及び核燃料取扱主任者を除く事業所防災組織要員のうち、夜間・休日の初期消火等のために早期に参集できることを考慮して選定した者。事業所防災 組織の要員参集後は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。

別図6 事業所防災組織

別表 1 保安教育項目(第23条関係)

		教育時間(注1)			
	保安教育項目	放射線業務	その他の		
		加工施設の操作員	その他の者	従業員等	
関係法令及び保安	原子炉等規制法及び関係法令	2 時間以上	2 時間以上	2 時間以上	
規定に関すること	加工施設保安規定及び下部規定、				
(注2)	許認可申請書				
臨界に関すること	基礎知識	0.5 時間以上	0.5 時間以上	(注4)	
	臨界防止			対象外	
施設の構造、性能	加工施設及び設備の構造及び性能	1.5 時間以上	1.5 時間以上	対象外	
及び操作に関する こと	加工施設の操作及び管理	1 時間以上	(注3)		
放射線管理に関す	基礎知識	0.5 時間以上	0.5 時間以上	0.5 時間以上	
ること	被ばく防止・低減				
核燃料物質等の取	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び	2 時間以上	2 時間以上	対象外	
扱いに関すること	廃棄の方法				
非常の場合に採る	原子力防災	0.5 時間以上	0.5 時間以上	0.5 時間以上	
べき処置に関する こと	緊急時に係るその他の事項				
品質保証に関する	品質保証に係る事項	1 時間以上	1 時間以上	1 時間以上	
こと					

- (注1)継続して教育を受け、十分な知識を有すると認められる者については、関係法令及び保安規定に関することを除き、教育時間を変更することができる。
- (注2) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。
- (注3)加工施設・設備の補修、改造等の工事、又は試験、運転等の取扱い(核燃料物質等を取り扱う場合は除く)を行う場合は、関連する施設・設備に関して教育するものとする。
 - なお、必要な教育が実施されていれば、教育時間は任意でよいものとする。
- (注4) 教育時間は任意でよいものとする。

別表1の2 緊急作業についての教育・訓練(第23条関係)

分類	項目	時間
	緊急作業の方法に関する知識(放射線防護措置の 教育含む。)	3 時間以上
学科教育(注1)	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱 いの方法に関する知識	2 時間以上
子件教目(仕1)	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法 及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上
	関係法令	0.5 時間以上
字针训练(注 9)	緊急作業の方法	3 時間以上
実技訓練(注2)	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3 時間以上

⁽注1) 要員として選定する前及び教育実施後に変更が生じた場合に随時、実施する。

⁽注2) 要員として選定する前及び毎年度1回以上、実施する。

別表 2 核燃料物質等を取り扱う加工施設 (第27条、第62条の6第7項関係)

核燃料物質等を取り扱う加工施設

- (1) 成形施設
- (2)被覆施設
- (3)組立施設
- (4) 核燃料物質の貯蔵施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) その他加工設備の附属施設

別表3 保安上特に管理を必要とする設備(第31条関係)

(1) 核的制限値を有する加工設備

施設	施設名称 設置場所		設置場所	設備名称	管理責任者	
成	第	第 2	第2-1混合室	粉末投入台※	燃料製造部長	
成形施設	ラ	加	第2-1混合室	焙焼炉 No. 1 グローブボックス No. 1※		
設	イン	工棟	第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置※		
			第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑乾燥機※		
			第2-1ペレット室	計量設備架台 No. 3※		
			第2-1混合室	焙焼炉 No. 1 焙焼炉※		
			第2-1混合室	計量設備架台 No. 1※		
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2※		
			第2-1ペレット室	運搬台車 No. 2%		
			第2-2ペレット室			
			第2-1混合室			
			第2-2混合室			
	第 2 ラ		第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機		
	シライ		第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機		
	シ		第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶		
			第2-2ペレット室	計量設備架台 No. 7		
			第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置		
			第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機		
			第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機		
			第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破砕装置		
			第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード		
			第2-2混合室	計量設備架台 No. 4		
			第2-1ペレット室	焙焼炉 No. 2-1 運搬台車		
			第2-2ペレット室			
				第2-1混合室		
				第2-2混合室		
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部		

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表3 保安上特に管理を必要とする設備(第31条関係) (続き)

(1) 核的制限値を有する加工設備(続き)

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No. 1	品質保証部長

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
覆 2 施 加	第	第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 1	燃料製造部長
	2 加	第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2	
設	工 棟	第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (B) 部	品質保証部長
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	
		第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5	
		第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9	

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
被覆施設	第2加	第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10	燃料製造部長
設具	工 棟	第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2	
組立施設		第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 石定盤部	品質保証部長
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	
		第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	

(1) 核的制限値を有する加工設備(続き)

施設	名称	設置場所	設備名称	管理責任者
核	貯蔵	第 2		燃料製造部長
燃料	蔵	2 Do l	原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	
物母		<u>工</u> 棟	原料保管設備E型 No. 1	
核燃料物質の貯蔵施設		1.T.	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	
蔵			粉末缶搬送コンベア No. 1	
施設			粉末缶搬送コンベア No. 2	
		ţ	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	
		,	輸送容器搬送コンベア No. 1-2(注1)	
		ł .	輸送容器搬送コンベア No. 2−1	
		[輸送容器搬送コンベア No. 2-2 (注 1)	
		[粉末缶移載装置 No. 1-1	
		,	粉末缶移載装置 No. 1-2	
		-	粉末缶移載装置 No. 2-1	
		· t	粉末缶移載装置 No. 2-2	
		•	ペレット保管ラックB型 No. 1	
		[ペレット保管ラックE型リフター	
		į.	開発試料保管棚	燃料製造部長
		ţ	分析試料保管棚	品質保証部長
	-	-	スクラップ保管ラックD型 No. 1※	燃料製造部長
	時保管	· t	スクラップ保管ラックD型 No. 2-1	
	管	•	スクラップ保管ラックE型 No. 2-1	
		[ペレット一時保管台 No. 1※	
	その	第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料製造部長
	の他	第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	
	2017年	第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No.1	
	加工設備	第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	
	の	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	
	附属	第2開発室	燃料開発設備 プレス	
	施設	第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	
		第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	
		第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 1	品質保証部長
		第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 2	
		第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.3	
		第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	
		第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	
		第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

(注1) 建物外扉付近(1 箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1 箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により操作員に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッタを同時開放しない管理を行う。

(2) 熱的制限値を有する加工設備

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者
成形施設	第 2	第2-1ペレット室	連続焼結炉 No. 1※	燃料製造部長
設	加工棟	第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1	

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

(3) 閉じ込め機能を有する設備

一 放射性気体廃棄物の廃棄設備

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者
放	第	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機(301-F)	設備管理部長
放射性廃棄物	2 加	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	
廃棄	工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)	
物の	1016	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) 排風機(304-F)	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	
廃棄施設		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) 排風機(306-F)	
設		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ(部屋排気系統) 排風機(307-F)	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)	
	第	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機	
	1 廃	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機	
	棄物貯蔵棟	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	
	貯蔵	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	
	棟	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機	

二 放射性液体廃棄物の廃棄設備

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者
放	第	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	燃料製造部長
放射性廃棄物	2 加	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	
廃棄	工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	
の廃棄施設		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	
施施		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	
設		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	

(3) 閉じ込め機能を有する設備(続き)

二 放射性液体廃棄物の廃棄設備(続き)

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者
放	第	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	環境安全部長
放射性廃棄物	2 加	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	
廃棄	工 棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽	
物の		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	
廃		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 1	
廃棄施設		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	
設		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 2	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	
		第2廃棄物処理室	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管	
		第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	品質保証部:
		第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	
		第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
		第2分析室	分析廃液処理設備 配管	
		第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	燃料製造部
		第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機	
		第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽	
		第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	
	第	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	燃料製造部
	1 廃	W1廃棄物処理室	W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	
	棄 物	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.1	
	貯蔵	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 2	
	棟	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 3	
		W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 ろ過機	
		W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 圧搾脱水機	
		W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
		W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 受水槽	
		W1廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	
		W1廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	
		W1廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	
	F	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管]

(4) 非常用電源設備

施設名称		段置場所	設備名称	管理責任者
その他加工設備	発電機・ポンプ棟	発電機室	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	設備管理部長
の附属施設	屋外		非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	
			非常用電源設備A 非常用発電機	

(5) 監視用放射線測定器

施設名称	Ī	段置場所	設備名称	管理責任者			
放射線管理施設	第2加工棟	第2フィルタ室	ダストモニタ (排気用モニタ)	環境安全部長			
			ダストモニタ (換気用モニタ)				
		第2放射線管理室	放射線監視盤 (ダストモニタ)				
	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃棄物処理室	ダストモニタ (排気用モニタ)				
		W1出入管理室	放射線監視盤 (ダストモニタ)				
	第1加工棟	第1-1輸送物保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器				
		第1-1輸送物搬出入室					
	第2加工棟	第2粉末受入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器				
		第2ペレット保管室					
		第2-1混合室					
		第2-1ペレット室					
		第2-1燃料棒加工室					
		第2-2混合室					
		第2-2ペレット室					
		第2-2燃料棒加工室					
		第2分析室					
		第2開発室					
		第2燃料棒保管室					
		第2-1組立室					
		第2集合体保管室					
		第2-1燃料棒検査室					
		第2輸送容器保管室					
		第2梱包室					
	第1-3貯蔵棟	第1-3 貯蔵容器保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器				
	第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)				
	屋外		モニタリングポスト No. 1				
	屋外		モニタリングポスト No. 2				
	第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤 (モニタリングポスト)				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)

	設置場所	設備名	設		制限化	直			運転管理方法
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物質	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	の状態			
核	 第 ∎	第 1 一 1	1	粉末輸送容器、ペレット輸送	_	酸化ウラン	_	_	第1-1輸送物保管区域
核燃料	1 ■ 加 ■	輸送物保		容器、集合体輸送容器の安全		粉末、酸化			は、核燃料物質等の工場又
松	T _	管区域		機能		ウランペレ			は事業所の外における運搬
物質の	棟┡■■■■	Ť		輸送容器数		ット又はそ			に関する規則に基づく輸送
						のスクラッ			物を貯蔵することで臨界防
蔵						プ、燃料棒、			止する。
貯蔵施設						燃料集合体			
"						(いずれも			
						輸送容器に			
						収納)			

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	Í	2置場所	設備名	盐几				制限値	Ī	運転管理方法
施設名				設備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名				台数		質の種類	質の状態			
				^						
核	第		第1-3貯蔵容	1	幾何学	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	第1-3 貯蔵容器保管区域	<事業所外からの搬入>
燃料	$\frac{1}{1}$		器保管設備 第		的形状	wt%以下	ン粉末	(粉末保	貯蔵容器 : 粉末・ペレット貯蔵	* 1
物	3		1-3貯蔵容器		制限	の濃縮ウ	酸化ウラ	管容器	容器 I 型	<事業所内からの搬入>
核燃料物質の貯蔵施設	1—3貯蔵棟		保管区域※		粉末保	ラン	ンペレッ	(保管容	保管領域広さ:6.3 m×11 m以	(a) 搬出入装置、第1
貯	棟				管容器		<u>۲</u>	器F型)	内	- 1 貯蔵容器保管設
蔵					(保管			内)	貯蔵容器の段数:3段	備、原料保管設備D型
設					容器F					及びE型、スクラップ
					型)の水				粉末・ペレット貯蔵容器I型	保管ラックD型及びE
					密構造				外径:48 cm以上	型からの搬入
									高さ:83 cm以上	— (注1)
									粉末保管容器(保管容器F型)	(b)上記を除く設備か
									数:3 個以下	らの搬入
										* 2
									粉末保管容器(保管容器F型)	
									直径:30 cm 以下	・粉末保管容器は粉末・
									高さ:22 cm 以下	ペレット貯蔵容器Ⅰ型に
									質量:1.1 kgU235以下/粉末	
									保管容器(保管容器F型)	・粉末・ペレット貯蔵容
										器の段数は附属設備(鋼
									中性子吸収板	製パレット、ストッパ)
										を用いて 1 段で管理す
									厚さ:0.1 cm以上	る。
									材質:ホウ素入りステンレス	
									鋼	
									(ホウ素の含有率1 wt%以上)	

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

וית	設置場所	設備名			, . , . ,		<u>ル ご /</u> 制限値	Ĭ	運転管理方法
施設名			設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	217 -	_	l .		l	l		粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型	_
核燃料物質	∎ 3 ■	ト貯蔵容器Ⅰ 型※			wt%以下の 濃縮 ウラ	l		外径:48 cm以上 高さ:83 cm以上	
100	貯 ■ 蔵 ■ = = = = 棟	• •		管容器数) 粉末保管	l	ンペレット	(保管容 器 F 型)	粉末保管容器(保管容器F型)数: 3個以下	
貯蔵施	 	Ļ		容器(保管		,	内)		
設	第 ■ 2 ■ for ■	! !		容器F型) の水密構				粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径:30 cm以下	
	加 ■ 工 ■ 棟 ■	i I		造				高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管	
		[容器(保管容器F型)	
								中性子吸収板	
								幅:18 cm以上 厚さ:0.1 cm以上	
								材質:ホウ素入りステンレス鋼	
								(ホウ素の含有率 1 wt%以上)	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

73 3	11 -			土百年(5)			12 00 216127				\G=±= k/c+m → \/→
	썲	彭	设置場所	設備名	設備		1		制限値		運転管理方法
	施設名				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
	名				台数		質の種類	質の状態			
					55.						
ㅠ	笙	第	第2-1	粉末集塵機	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	直径:24.2 cm以下	_
形	第1ライ	2	混合室	(粉末混合		制限	wt%以下の	ン粉末			
施	ラ	加		機) ※			濃縮ウラン				
設	イン	工植			1 />				11/11 -1 0	((大学行政() (安建) 000 1	H. 7 47-51-1 11/11 41 6 1-
				材木投入百%						幾何学的形状(容積):800 L	
			混合室			形状制限	wt%以下の		(粉末投	以下	管理されたウランを取
						(容積制	濃縮ウラン		入台内)	(質量:123 kgU235以下)	り扱う。
						限)					(注2)
						水密構造					
			笙9-1	粉末混合機	1台		濃縮度 5	酸化ウラ	H/II<1 0	幾何学的形状(容積):800 L	一 (注2)
			混合室				wt%以下の		(粉末混		(11.2)
			此口王	NO. 1%							
							濃縮ウラン		合機内)	(質量: 123 kgU235以下)	
						限)					
						水密構造					
			第2-1	大型供給瓶※	1台	幾何学的	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	幾何学的形状(容積):800 L	一 (注2)
			混合室			形状制限	wt%以下の	ン粉末	(供給瓶	以下	
							濃縮ウラン		内)	(質量:123 kgU235以下)	
						限)	1/42/110 / / -		1 1/	(異重:120 Ng0200 久)	
						水密構造					
						投入イン					
						ターロッ					
						ク					
			第2-1	粉末取出し台	1台	幾何学的	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1. 0	幾何学的形状(容積): 800 L	一 (注2)
				*			wt%以下の		(粉末取		
							濃縮ウラン			(質量: 123 kgU235以下)	
						限)	が交州ログラン		内)	(頁里:120 Kg0200 外)	
									F1)		
						水密構造					
										粉末缶リフターと粉末缶受台	
			混合室	- *	1台	形状制限	wt%以下の	ン粉末	(粉末保	の粉末保管パレット数:1 個	末缶受台においてそれ
				粉末缶受台※		(パレッ	濃縮ウラン		管容器	以下	ぞれ粉末保管容器(保
						ト数)			(保管容	1 パレット当たりの粉末保	管容器F型)4個以下を
						粉末保管			器F型)	管容器 (保管容器 F型) 個数	
						容器(保管			内)	: 4 個以下	ット1個で取り扱う。
						容器F型)			r 1)		フ F I 画 C IX 9 IX 7。
						の水密構				粉末保管容器(保管容器F	
						造				型)	
										直径:30 cm以下	
										高さ:22 cm 以下	
										質量:1.1 kgU235以下/粉	
										末保管容器(保管容器F	
										型)	
			笠り 1	焙 焼 炉 No.1	1 4	所具型ITH	進 综 庄 「	職ルウニ		質量: 0.65 kgU235以下	管理機器(秤量器)によ
					1 . D.		濃縮度 5		_	貝里 . U. OO KgU230 以下	
			混合室	グローブボッ			wt%以下の				り事前計量した単位保
				クス No. 1※			濃縮ウラン				管容器の酸化ウラン質
								ンペレッ			量の合計を 14.7 kg 以
								١			下で取り扱う。
10//		L =+	- 1	几万女 的 拉辦	del de	55.66 - T IT		10 66 000	2.2. 7 2 2 2	1	

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		詑	设置場所	設備名	訨				制限値		運転管理方法
	施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
	名				台数		質の種類	質の状態			
成形施設	1 ラ	21.7	混合室	粉末搬送配管 (粉末投入台 ~粉末混合機 間)※			濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン		_	_	_
						7 1 1 to	Sille del Le				
			第2-1 混合室	粉末搬送配管 (大型供給瓶	,	取扱い)	濃縮度 5 wt%以下の		_	_	_
				〜プレス No.1 間)※			濃縮ウラン				
			第2-1 混合室				濃縮度 5			_	_
			化百至	(大型供給瓶 〜粉末取出し 台間)※		4X1X (')	wt%以下の 濃縮ウラン	/ 忉 木			
				□ IH1/ /•\							

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

		討	设置場所	設備名	設				制限値		運転管理方法
	施設名				設備台数	項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態		核的制限値	
成形施設	第1ライン	7/1	第2-1 ペレット 室	粉末供給機※		制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ン粉末	_	直径:24.2 cm以下	_

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	1.6-	設置場所 設備名 設備 機械 複燃料物 複燃料物 減速条件 核的制限値							運転管理方法		
	施設名				備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
	名				台数		質の種類	質の状態			
	1										
成	第	第	第2-1	粉末集塵機	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	直径:24.2 cm以下	_
成形施	1	2	ペレット	(プレス)※		制限	wt%以下の	ン粉末			
池設	フィ	加工	室				濃縮ウラン				
HA	シ	棟									

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

/*	1.27										
		Ē	设置場所	設備名	設				制限値		運転管理方法
	施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
	名				台数		質の種類	質の状態			
-	1		444 - ·	0			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
成	第	第	第2-1	プレス No. 1※	1 台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	
形	1	2	ペレット			制限	wt%以下の	ン粉末			
成形施設	リフィ	加工	室			高さ制限	濃縮ウラン	酸化ウラ			
H	シ	棟				棒		ンペレッ			
								F			

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		設置場所 設備名 設 備						制限値		運転管理方法	
	施設名		~~~		以備台数	項目	核燃料物 質の種類	核燃料物	減速条件	核的制限値	
成形施設	第1ライン	第2加工棟		ペレット搬送 設備No.1ペン ット搬送レン ベア ペ友取 大抜取 置部※	1台		濃 縮 度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ン粉末	_	厚さ:9.8 cm以下	_
				ペレット搬送 設備No.1ペレ ット搬送ロン ベア 抜取ペ レット移載部 ※			濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ン粉末	_	厚さ:9.8 cm以下	_
				ペレット搬送 設備No.1ペレ ット搬送レン ベア ペレン ト搬送コンベ ア部※	1台		濃 縮 度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ン粉末	_	厚さ:9.8 cm以下	_
				ペレット搬送 設備No.1ペン ット搬送レ ベア 圧粉ペ レット移載部 ※	1台		濃 縮 度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ン粉末	_	厚さ:9.8 cm以下	_
				ペレット搬送 設備No.1ボー ト 段 積 装 置 ボート搬送部 ※			濃 縮 度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ンペレッ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
				ペレット搬送 設備No.1ボー ト 段 積 装 置 段積部※	1台	制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ンペレッ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			ペレット 室	ペレット搬送 設備No.1ボー ト 段 積 装 置 移載部※		制限	wt%以下の 濃縮ウラン	ンペレット		厚さ:9.8 cm以下	_

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	1. ⊢→	詑	设置場所	設備名	設備				制限値		運転管理方法
	施設名			1 2 2		項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態		核的制限値	
成形施設	第1ライン	2 100	第2-1 ペレット 室	連続焼結炉 No.1※		制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	ンペレッ		厚さ:9.8 cm以下	_

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		設	置場所	設備名	設				制限値		運転管理方法
	施設名				設備台数	項目 核燃料物 核燃料物 質の種類 質の状態		減速条件	核的制限值		
成形施設	1 ライ	2 加	ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1 解 体装置 解体 部※		制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ンペレッ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			ペレット	ペレット搬送 設備 No.1 解 体装置 空ボ ート搬送部※		制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	ンペレッ	_	厚さ:9.8 cm以下	_

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

Ť	111	設置場所 設備名				112411111	10 210120	制限値	<i>(LC)</i>		運転管理方法
	施	E)	(旦物月)	以拥有	設備	7万口	사용 이 4선 난		油油タル	+** 45 45 17 17 15	建拟自建力仏
	設名				台	項目	核燃料物		侧 烟 采 什	核的制限値	
	泊				数		質の種類	質の状態			
	> <i>h</i> /c	<u>hh</u>	第2-1	センタレス研	F 1 台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm	_
开开	男	2		削設備 No.			wt%以下の			以下	
尼开放記	第1ライ	ΉП		ペレット供給			濃縮ウラ	•		<i>5</i> (1)	
形	ξ 1 ン	上 棟		機※	1		ン	'			
				センタレス値	F 1 台	形状寸法	•	酸化ウラ		厚さ・9.8 cm	・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑
			1	削設備 No.			wt%以下の			· ·	の回収のため、センタレス研削盤の運
				センタレス面		THE PLAN	濃縮ウラ	-		,	転期間は6時間以内とする。
				削部※	1		グルン	1.			・センタレス研削盤の運転期間は、ペレ
				Hibby							ット供給機の運転開始を起点とし、途
											中のペレット供給機の運転停止にかか
											わらず、酸化ウラン研磨屑の回収のた
											めのペレット供給機の運転停止を終点
											とする。研磨屑回収装置の酸化ウラン
											研磨屑を回収した後、改めてペレット
											供給機の運転開始を運転期間の起点と
											する。
											・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダ
											ブルチェックにより、センタレス研削
											盤の運転期間を確認し、記録する。
											(注3) (注4)
			第2-1	センタレス研	〒1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm	_
			ペレット	削設備 No.	1	制限	wt%以下の	ンペレッ		以下	
			室	ペレット洗剤	P		濃 縮 ウ ラ	1			
				部※			ン				
_											

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

77120	1	设置場所	設備名					制限値		運転管理方法
施設名				設備台	項目	核燃料物 質の種類		減速条件	核的制限値	Z 13 11 12 73 12
71				数		貝 1/1年7月	貝の小心			
成 笛	笙	第2-1	ペレット乾燥 機 No. 1※	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
形 1	2	ペレット	機 No. 1※		制限	wt%以下の	ンペレッ			
他 フ	加工	室				濃 縮 ウラ	F			
· ン	棟					ン				
		第2-1	ペレット搬送	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		ペレット	設備 No. 1-2 ペ		制限	wt%以下の	ンペレッ			
		室	レット移載装			濃縮ウラ	1			
			置 ペレット			ン				
			搬送部※							
			ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
		ペレット	設備 No. 1-2 ペ			wt%以下の				
		室	レット移載装			濃縮ウラ	1			
			置ペレット			ン				
			移載部※							
			ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm 以下	_
		-	設備 No. 1-2 ペ		制限	wt%以下の	· ·			
			レット移載装			濃縮ウラ	F			
			置ペレット			ン				
		tete o	抜取検査部※	. /.	#4.1b Dil.	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	#6.11. 1. ₩		Et ee nz	
			ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
			設備 No. 1-2 波		制限	wt%以下の				
		室	板搬送装置			濃縮ウラン	1			
			外観検査装置							
		年 0 1	部※	1 4	TK 44 AT	迪烷庄「	動ルウラ		厚々・0.0 以 下	
			ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	
			設備 No. 1-2 波板 搬送装置		761 GU	wt%以下の 濃縮 ウラ				
		王	波板搬入、搬			仮相ソノン	l'			
			出部※							
			ペレット搬送	1 台	形状寸法	連縮度「	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			設備 No. 1-2 波			wt%以下の			/子ご・3.0 CH	
		-	板搬送装置		The Later	濃縮ウラ	· ·			
		=	波板移載部※			ン	'			
		第2-1	ペレット搬送	1台	形狀寸法	· 濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			設備 No. 1-2 波			wt%以下の			,, C . 0.0 om (A)	
			板搬送装置			濃縮ウラ				
			波板移載装置			ン				
			部※							
>•/ /// >I/	H ===	<u> </u>	ひでなり 技嫌	\c\ 4	FF 休 の E- 47) 、	/n *** ====	r + 4=.1. +.	1	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		設置場所	設備名	設			制限値			運転管理方法
	施設名		12.2014	政備台数	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
	名			数		質の種類	質の状態			
成形施設	1 ライ	R2 ペレット 加工 室	センタレス研 No. 1 研 Mo. 1 研 Mo. 1 研 Mo. 1 で Mo. 1		形状制限	濃 機			状(容積): 19 L以下	・核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置に流入することを防止するため、研磨屑回収装置の酸化ウランの磨屑の回収は、センタレス研削盤の運転期間が6時間以内に行う。・ペレット供給機の運転開始前及び回転数(1,500 rpm以上)を維持していることを確認する。・研磨屑回収装置の停止時には、ペレット供給機の運転を停止し、酸化ウランを確解同回収装置への流入がない状態とする。・作業シフト交代前には研磨屑回収装置の関東を作業シフト交代前には研磨屑回収装ととし、センタレス研削盤の運転は、作業シフトをまたがない。・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、研磨屑回収装置の回転数を確認し、記録する。(注3)(注4)
		ペレット 室	センタレス研 削設備 No.1 研磨屑乾燥機 ※	1台		濃縮度 5 wt%以下の 濃縮 ウラ	· ·	_	kgU235以下	研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜 1 個(センタレス研削盤の運転期間は6時間以内)で酸化ウラン研磨屑を乾燥する。
			計量設備架台	1台			· ·	_		本装置では粉末保管容器(保管容器 F型)1個(17 kg 酸化ウラン相当)で取り扱う。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		設	置場所	設備名	却			制限	値		運転管理方法
	施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
	名				台数		質の種類	質の状態			
成形施設	第 1 ラ	777		焙 焼 炉 No.1 焙焼炉※	1台		濃縮度 5 wt%以下の				管理機器 (秤量器) により事前計量した単位保管容器の酸化ウラ
施設	フイン	加工棟					濃縮ウラ				ン質量の合計を 14.7 kg 以下に
		尔						ンペレッ ト			管理する。
			第2-1	計量設備架台	1台	質量制限	濃縮度 5	酸化ウラ	_	質量: 0.65 kgU235	本装置では粉末保管容器 (保管容
			混合室	No. 1 ※			wt%以下の	ン粉末		以下	器F型)1 個(14.7 kg 酸化ウラ
							濃 縮 ウラ	酸化ウラ			ン相当)又はペレット保管容器
							ン	ンペレッ			(保管容器G型)1 個(14.7 kg
								١			酸化ウラン相当)で取り扱う。
			第2-1	ペレット搬送	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置の計量部ではペレット保
			ペレット	設備 No. 2※		制限	wt%以下の	ンペレッ			管容器(保管容器G型)1段(高
			室				濃縮ウラ	F			さ8 cm以下)で取り扱う。
							ン				

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所設備名記			⇒n.			制限値			運転管理方法	
	施	-		BY VIII E	設備	項目	核燃料物		減速条件	核的制限値	
	施設名				台数	X I	質の種類	質の状態	PARENTI	NEGITIE	
	- 11				数		員 * 7 1 至 7 只	資かが原			
4.	绺	绺	第2-1	運搬台車 No. 1※	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	1	厚さ:9.8 cm	・本運搬台車の移動する通路を定
成形施設	第1ライ	77	ペレット				wt%以下の			以下	め、保管容器G型1段で取り扱う。
施	ラィ	加工	室				濃縮ウラ	٠ ١			・別図5に示す第2-2領域内の
以	ン	棟					ン				全ての運搬台車は、酸化ウランを
											装荷しない状態で第2-2ペレ
											ット室の操車場に集積して配置
											しておく。酸化ウランを運搬する
											場合には、本運搬台車以外の運搬
											台車が使用されていないことを
											確認した上で、本運搬台車のみ使
											用できる管理とする。本運搬台車
											を第2-2ペレット室の操車場
											から工程内の酸化ウランを装荷
											する位置まで移動させた後に、酸
											化ウランを装荷して運搬するこ
											ととする。
											・上記の管理について、本運搬台
											車を使用する前に、担当及び担当
											以外の操作員は、ダブルチェック
											により確認し、記録する。
											(注5)
			第2-1	運搬台車 No. 2※	1台	質量制限	濃縮度 5	酸化ウラ		質量: 0.75	・酸化ウラン粉末を運搬するに当
			混合室				wt%以下の				たって、本運搬台車の移動する通
							濃縮ウラ				路を定め、管理機器(秤量器)に
							ン				より事前計量し、酸化ウラン質量
											の合計を 17 kg 以下で取り扱う。
											・別図5に示す第2-2領域内の
											全ての運搬台車は、酸化ウランを
											装荷しない状態で第2-2ペレ
											ット室の操車場に集積して配置
											しておく。酸化ウランを運搬する
											場合には、本運搬台車以外の運搬
											台車が使用されていないことを
											確認した上で、本運搬台車のみ使
											用できる管理とする。本運搬台車
											を第2-2ペレット室の操車場
											から工程内の酸化ウランを装荷
											する位置まで移動させた後に、酸
											化ウランを装荷して運搬するこ
											ととする。
											・上記の管理について、本運搬台
											車を使用する前に、担当及び担当
											以外の操作員は、ダブルチェック
											により確認し、記録する。
											(注5)
*/ 4	4 M 1	+ =±	~ 4n - 4h=	上 沿であり 核燃料物	たた かか	σ. Π. 1 . μ. τ. τ.	73.1.05## /0	** == = + /=	1.2		

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

別表 4	設置場所 設備名 訊 制限値									
楠	彭	设置場所	設備名	設		ı			Г	運転管理方法
施設名				備台数	項目		核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	
成形施設	21.7	混合室	粉末混合機 No. 2-1粉末混合機 粉末混合機 No. 2-1粉末投 入機	1台	水密構造 質量インタ	wt%以下		(粉末保 管 容 器	末投入機で取り扱う粉末 保管容器 (保管容器 F型) 1 個分 (1.1 kgU235 以下) を含む)	管理機器(秤量器)により 事前計量した単位保管容器 の酸化ウランの合計を 1,130 kg 以下に管理すると ともに監視機構(投入バル ブとロードセルのインター ロック機構)により連続監 視、確認する。
		混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶 昇降リフト 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末 移載機	1台	状制限 (パレット数)	wt% 以 下 の濃縮ウ ラン		(粉末保 管 容 器	缶移載機の粉末保管パレ	
		混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末 搬送容器		状制限(容	wt% 以 下 の濃縮ウ ラン	ン粉末	H/U≤1.0 (粉末搬 送 容 器 内)		_
		混合室	供給瓶No. 2-1 供給瓶		制限 粉末取形 管の形状 法 本体の水 構造 量インタ ーロック	wt%以下 の濃縮ウ ラン	ン粉末	(供給瓶 本体内)	質量:50 kgU235以下 粉末取出配管 直径:20 cm以下 長さ:100 cm以下	粉末混合機で管理した単位で酸化ウランを移送し1,130kg以下に管理するとともに監視機構(投入バルブとロードセルのインターロック機構)により連続監視、確認する。
		第2-2 混合室	プレス No. 2-1	1台		wt%以下 の濃縮ウ	ン粉末	_	厚さ:5.0 cm以下	_
		第2-2 ペレット 室	連続焼結炉 No. 2-1	1台		濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	ンペレッ		高さ:12 cm以下 幅:31 cm以下	_

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

77.	設置場所 設備名 設 制限値										
	44	彭	ど置場 所	設備名	設				制限	型値	運転管理方法
	他設				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
	施設名				台数		質の種類	質の状態			
	• •				叙		JC 12/30	J / ()			
ь¢	笙	第	第2-2	焼結炉搬送機	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
成形施設	2		ペレット	No. 2-1 圧粉ペ		制限	wt%以下	ンペレッ			
施設	フイ	<u> </u>	室	レット搬送装		高さ制限	の濃縮ウ	F			
	シ	棟		置 圧粉ペレ		棒	ラン				
				ット搬送部							
			第2-2	焼結炉搬送機	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			ペレット	No. 2-1 圧粉ペ		制限	wt%以下	ンペレッ			
			室	レット搬送装			の濃縮ウ	1			
				置 圧粉ペレ			ラン				
				ット抜取部							
			第2-2	焼結炉搬送機	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			ペレット	No. 2-1 圧粉ペ		制限	wt%以下	ンペレッ			
			室	レット搬送装			の濃縮ウ	1			
				置 圧粉ペレ			ラン				
				ット移載部							
			第2-2	焼結炉搬送機	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	高さ:12 cm以下	_
			ペレット	No. 2-1 ボート		制限	wt%以下	ンペレッ		幅:31 cm以下	
			室	搬送装置 ボ			の濃縮ウ	1			
				ート搬送装置			ラン				
				部							

	設置場所 設備名 設備名 設備 項目 核燃料物 核燃料物 減速条件 核的制限値							· 性	運転管理方法		
	施設名				備台数			核燃料物 質の状態		核的制限値	
形	2 ライ	2 70 70	ペレット 室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート 搬送装置 段 積装置部		制限		ンペレッ		高さ:12 cm以下 幅:31 cm以下	_

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		設置場所 設備名 設備							制阻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転管理方法
	施設				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
	Æ.				台数		質の種類	質の状態			
			E	有軌道搬送装 置							
成	第	第	第2-2	有軌道搬送装	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	高さ:12 cm以下	_
形施	2	2 加	ペレット	置		制限	wt%以下	ンペレッ		幅:31 cm以下	
設	1	Ĭ	室				の濃縮ウ	F			
	ン	馃					フン				
				焼結ボート置						高さ:12 cm以下	_
				台 焼結ボー				ンペレッ		幅:31 cm以下	
			室	卜置台部			の濃縮ウ	F			
							ラン				
				焼結ボート置						高さ:12 cm以下	_
			-	台 焼結ボー				ンペレッ		幅:31 cm以下	
			室	ト解体部			の濃縮ウ	F			
							ラン				
				ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
				設備 No. 2-1				ンペレッ			
			室	ペレット移載			の濃縮ウ	F			
				部			ラン				
				ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
			-	設備 No. 2-1				ンペレッ			
				SUSトレイ			の濃縮ウ	1			
				搬送部			ラン				
				ペレット搬送						厚さ:9.8 cm以下	_
				設備 No. 2-1				ンペレッ			
			室	SUSトレイ			の濃縮ウ	1			
				保管台部			ラン				

		設	置場所	設備名	彭			#	削限値		運転管理方法
力言	施設名				部備台	項目		核燃料物		核的制限値	
1	名				数	:	質の種類	質の状態			
	2ライ	2 hn	第2-2 ペレット 室		1	計形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以 下 の濃縮ウ ラン	ンペレッ			本装置ではペレット1段(高 さ約1cm)又はペレット保管 容器(保管容器G型)1段(高 さ8cm以下)で取り扱う。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

/3 31	女 4			王官垤に依ん	نزار تو:		17 00 7(1		がでし		yez tes fotoserr. L. VI.
	協	Ē	2置場所	設備名	設		1	制限値		T	運転管理方法
	施設名				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
	名				台数		質の種類	質の状態			
					奴						
-4-	h-h-	h-h-	第2-2	センタレス研	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ		厚さ:9.8 cm	_
以形	男り	男り		削装置 No. 2-1						Ī -	
施	5	加				市川区		ンペレッ		以下	
成形施設	第2ライン	第2加工棟	室	ペレット供給			の濃縮ウ	F			
	ン	棟		機			ラン				
			第2-2	センタレス研	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm	・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の
				削装置 No. 2-1				ンペレッ		·	回収のため、センタレス研削盤の運転期
										W. I.	
			室	センタレス研		研削個数		٢			間は所定のペレット研削個数(61000個以
				削盤		超過防止	ラン				下)に達するまでとする。
						インター					・センタレス研削盤の運転期間は、ペレ
						ロック					ット供給機の運転開始を起点とし、途中
											のペレット供給機の運転停止にかかわら
											ず、酸化ウラン研磨屑の回収のためのペ
											レット供給機の運転停止を終点とする。
											研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回
											収した後、改めてペレット供給機の運転
											開始を運転期間の起点とする。
											・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダ
											ブルチェックにより、センタレス研削盤
											の運転期間を確認し、記録する。
											(注3) (注6)
			第2-2	センタレス研	1台	幾何学的	濃縮度 5	酸化ウラ	_	幾何学的形	・核的制限値として質量制限を設けてい
			1	削装置 No. 2-1	, .	形状制限				状(容積):	る運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を
			室	研磨屑回収装		(容積制		ν		19 L以下	超える酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装
				置		限)	ラン				置に流入することを防止するため、研磨
						回転数低					屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収
						下時研削					は、センタレス研削盤の運転期間が所定
						停止イン					のペレット研削個数 (61000 個以下) に達
						ターロッ					するまでに行う。
						y 4 y					
						9					・ペレット供給機の運転開始前及び運転
											中に、研磨屑回収装置が所定の回転数
											(1,500 rpm 以上)を維持していること
											を確認する。
											・研磨屑回収装置の停止時には、ペレッ
											ト供給機の運転を停止し、酸化ウラン研
											磨屑の研磨屑回収装置への流入がない状
											態とする。
											・作業シフト交代前には研磨屑回収装置
											の酸化ウラン研磨屑を回収することと
											し、センタレス研削盤の運転は、作業シ
											フトをまたがない。
											・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダ
											ブルチェックにより、研磨屑回収装置の
											回転数を確認し、記録する。
											(注3) (注6)
							<u> </u>				(任ひ) (住ひ)

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	α.	Ē	设置場所	設備名	訬				制限値		運転管理方法
	施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
	名				台数		質の種類	質の状態			
成	第	77	第2-2	センタレス研削	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	_	幾何学的形状(容積):19 L 以下	_
形	第 2 ラ		ペレット	装置 No. 2-1 研		状制限(容積	wt%以下	ンスラッ			
成形施設	1	工.	室	削液タンク		制限)	の濃縮ウ	ジ			
BA	シ	棟					ラン				
			第2-2	センタレス研削	1式	(枝管の取	濃縮度 5	酸化ウラ	_	_	_
			ペレット	装置 No. 2-1 配		扱い)	wt%以下	ンスラッ			
			室	管			の濃縮ウ	ジ			
							ラン				
			第 2 - 2	センタレス研削	1台	(枝管の取	濃縮度 5	酸化ウラ		_	_
			ペレット	装置 No. 2-1 ペ		扱い)	wt%以下	ンペレッ			
			室	レット乾燥機			の濃縮ウ	1			
							ラン				

	施設名	設	置場所	設備名	設			制限値		運転管理方法
	施設名				備台数		核燃料物 質の種類		 核的制限値	
成形施設	第2ライン	宏 2 加	ペレット 室	ペレット搬送 設備 No. 2-2 ペレット移載 装置 ペレッ ト検査台部		制限	濃縮度 5 wt% 以 下 の濃縮ウ ラン	ンペレッ	以下	本装置ではペレット1段(高さ約1cm) 又はペレット保管容器(保管容器G型) 1段(高さ8cm以下)で取り扱う。

			置場所	設備名				(///21/	制限値		運転管理方法
	施設				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	1
	設名				台数		質の種類	質の状態			
	ı		1								
成	第	第	第2-2	ペレット搬送	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ		厚さ:9.8 cm以下	_
成形施	第2ライン	2 加		設備 No. 2-2 ペ		制限	wt%以下の				
設	1	工.		レット移載装			濃縮ウラ	F			
	ン	棟		置ペレット			ン				
				移載部							
				ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
				設備 No. 2-2 ペ		制限	wt%以下の				
			室	レット移載装			濃縮ウラ	F			
				置ペレット			ン				
			-	抜取部		and the total	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
				ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
				設備 No. 2-2 ペ		制限	wt%以下の				
			室	レット搬送装			濃縮ウラ	 			
				置波板搬送			ン				
				コンベア No.1							
				部			\u00e4				
			i -	ペレット搬送				_	_	厚さ:9.8 cm以下	_
				設備 No. 2-2 ペ		制限	wt%以下の				
			室	レット搬送装			濃縮ウラ	F			
				置波板搬送			ン				
				コンベア No. 2							
			tre o o	部		#4 .Ib . I NI.	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	70 H 1 -		E Cook NE	
				ペレット搬送						厚さ:9.8 cm以下	_
				設備 No. 2-2 ペ		制限	wt%以下の				
			室	レット搬送装			濃縮ウラ	1			
				置目視検査			ン				
			## O O	部	1 />	TE 11 -4 34)曲 6克 r左 r	=4/15 =		E > 00 NT	
				ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	
				設備 No. 2-2 波		制限	wt%以下の				
				板移載装置			濃縮 ウラン	Γ			
				入庫前コンベ ア部							
			## O O		1 4	TC 4L 4	沸 佐 庄 「	悪化ルウニ		同を 00 以子	
				ペレット搬送					_	厚さ:9.8 cm以下	_
			-	設備 No. 2-2 波 歩 数 数 数 数		制限	wt%以下の 濃線点ラ				
			室	板移載装置			濃縮ウラ	Γ			
	<u> </u>			波板移載部			ン				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

			置場所	設備名	設			制阻	·····································		運転管理方法
	施設				備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
	名				数		質の種類	質の状態			
成	第	第	第2-2	焙焼炉No.2-1	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ		厚さ:9.8 cm以下	_
成形施設	第2ライ	第2加	混合室	焙焼炉		制限	wt%以下	ン粉末			
池設	イ	T					の濃縮ウ	酸化ウラ			
	ン	棟					ラン	ンペレッ			
								1			
				焙焼炉No.2-1	1台			酸化ウラ	_		管理機器 (秤量器) により事前計量
			混合室	粉末取扱機			wt%以下			以下	した単位保管容器の酸化ウラン質
							の濃縮ウ				量の合計を 17 kg 以下に管理する。
							ラン				
			1	焙焼炉No. 2-1	1台			酸化ウラ	_		研磨屑回収装置から回収した研磨
			混合室	研磨屑乾燥機			wt%以下			以下	屑回収釜1個(センタレス研削盤の
								酸化ウラ			運転期間は所定のペレット研削個
							ラン	ンスラッ			数 (61000 個以下) に達するまで)
								ジェルコー		/E '	で酸化ウラン研磨屑を乾燥する。
								酸化ウラ	_		酸化ウランペレットを焙焼炉
								ンペレッ			No. 2-1 焙焼炉へ搬送する場合に
								1			は、核的制限値は焙焼炉 No. 2-1
			# 0 0		4 /5	66 E 4170	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	#4 // L =			焙焼炉に従う。
			1	焙焼炉No.2-1	1台			酸化ウラ	_	_	管理機器(秤量器)により事前計量
			混合室	破砕装置			wt%以下			以下	した単位保管容器の酸化ウラン質
								酸化ウラ			量の合計を 14.7 kg 以下に管理す
							ラン	ンペレッ			る。
			## O O		1 4	府 目 生17日)	下		所 目 O 7E 1 1100E	ナ壮男の似土原和っ ドルバショー
			1	治焼炉 No. 2-1 粉末取扱フー	1 🖰		仮釉及 5 wt%以下	酸化ウラ		_	本装置の粉末取扱フード及び計量 部では管理機器 (秤量器) により事
			此 百主	材不取扱ノー ド			wtm 以下の濃縮ウ	/ 枌木			前計量した単位保管容器の酸化ウ
				٢			の仮軸り				ラン質量の取扱いの合計を 17 kg
							7 2				以下に管理する。
			第2-9	計量設備架台	1台	質量制限	濃縮度 5	酸化ウラ	_		本装置では粉末保管容器(保管容器
				No. 4	- 1		wt%以下			以下	F型) 1個(14.7 kg 酸化ウラン相
			地口土	110. T				酸化ウラ			当)又はペレット保管容器(保管容
							ラン	レペレッ			器G型) 1 個 (14.7 kg 酸化ウラン
								 			相当)で取り扱う。
	<u> </u>							l '			In/

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

拡	彭	设置場所	設備名	設			制限値			運転管理方法
施設名				備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				数		質の種類	質の状態			
成形施設	カ	第2-1 ペレット 検査室	ペレット検査台 No.1				ンペレッ	1	以下	本装置のペレット検査台No.1及びペレット検査台 No.1 計量部ではペレット 1 段(高さ約1 cm) 又はペレット保管容器(保管容器G型)1段(高さ8 cm以下)で取り扱うとともに高さが9.8 cm以下である
										ことを管理機器(高さ制限枠)により確認する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

			設置場所 設備名 設 制限値						海机体加土外		
	施	į,	文直場 /打	設佣名	設		t t. tab.dat.dt		- ,,,	LL LL (LIPP LL	運転管理方法
	設				畑台	- 垻目			减速条件	核的制限値	
	名				数		質の種類	質の状態			
成形施設	2 ライ	第2加工棟	第2-1ト	焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	設備台数 台	質量制限	質の種類 濃縮度 5	ンスラッ	_		・本運搬台車の移動する通路を定め、研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収を1個(センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数(61000個以下)に達するまで)で酸化ウラン研磨屑を取り扱う。・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内のででは、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内のででは、第2-2ペレット室の操車場から工程内のででは、第2-2ペレット室の操車場から工程内のででは、第2-2ペレット室の操車場から工程内のででは、第2-2ペレット室の操車場がある。
											の酸化ウランを装荷する位置まで 移動させた後に、酸化ウランを装荷 して運搬することとする。 ・上記の管理について、研磨屑回収 装置から研磨屑乾燥機まで本運搬 台車を使用する前に、担当操作員及 び研磨運転管理者は、ダブルチェッ クにより確認し、記録する。 (注5)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

1.6-	ij	设置場所	設備名	設			制限值			運転管理方法
施設				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名				台数		質の種類	質の状態			
-		第2-1	フカラップ印	1 4	以十十年	漁 按 庄 「	動ルカラ		同々.00	大海伽石市の役割中で済攻が守み。
成形施設	第 2 加	>14 = =	スクラップ保				酸化ウラ	_	-	・本運搬台車の移動する通路を定め、ペ
施	加	ペレット	管ラック F型		制限		ンペレッ		以下	レット保管容器 (保管容器 G型) 1 段で取
設	工	検査室	運搬台車			の濃縮	٢			り扱う。
	棟	第2-1				ウラン				・別図5に示す第2-2領域内の全ての
		ペレット								運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状
		室								態で第2-2ペレット室の操車場に集積
		第2-2								して配置しておく。酸化ウランを運搬す
		ペレット								る場合には、第2-2領域内で使用され
		室								る運搬台車が2台以下であることを確認
		第2-1								した上で、本運搬台車を使用できる管理
		混合室								とする。本運搬台車を第2-2ペレット
		第2-2								室の操車場から工程内の酸化ウランを装
		混合室								荷する位置まで移動させた後に、酸化ウ
										ランを装荷して運搬することとする。
										・上記の管理について、本運搬台車を使
										用する前に、担当及び担当以外の操作員
										は、ダブルチェックにより確認し、記録
										する。
										(注5)

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	討	设置場所	設備名	壹 几			制限値		運転管理方法
施設名	н	人 臣 <i>加门</i>	ik /m· u	設備台数	項目	核燃料物	核燃料物	核的制限値	是
名				数		質の種類	質の状態		
成形施設	加工棟	第2 レ 1 ト 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ペレット運搬台 車 No. 3	1台			酸化ウランペレッ	以下	・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器(保管容器G型)1段で取り扱う。・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集まで配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることをで開きる。本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷して運搬することとする。・上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。
									(注5)

	討	设置場所	設備名	設				制图	艮値	運転管理方法
施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
被	第		ペレット編成挿入	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
被覆施設	第2加工棟	燃料棒加	機 No.1 ペレッ		制限	wt%以下	ンペレッ			
設	二	工室	卜保管箱置台部			の濃縮ウ	1			
	棟					ラン				
		第2-1	ペレット編成挿入	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ		厚さ:9.8 cm以下	
		燃料棒加	機 No.1 ペレッ		制限	wt%以下	ンペレッ			
		工室	ト保管箱搬送部			の濃縮ウ	F			
						ラン				
		第2-1	ペレット編成挿入	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	
		燃料棒加	機 No.1 波板移		制限	wt%以下	ンペレッ			
		工室	載部			の濃縮ウ	1			
						ラン				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

1.6.	討	设置場所	設備名	設				制阻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転管理方法
施設名				設備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
被	第	第2-1	ペレット編成挿	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
被覆施設	2 加	燃料棒加	入機 No.1 ペレ		制限	wt%以下	ンペレッ			
池設	工	工室	ット編成挿入部			の濃縮ウ	F			
	棟					ラン	燃料棒			

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

_	_			_						
1.6-	彭	设置場所	設備名	評				制限	禄值	運転管理方法
施設				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
設名				台数		質の種類	質の状態			
被	第	第2-2	ペレット編成挿	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	_
覆	2 加	燃料棒加	入機 No.2-1 ペ		制限	wt%以下	ンペレッ			
被覆施設	깨 T.	工室	レット保管箱搬			の濃縮ウ	1			
-	棟		送部			ラン				

12.12			X	روار حق	11 PC	2 00 2 101	JG PIT	(//////////////////////////////////////		
1.6-	討	设置場所	設備名	設				制限	录值	運転管理方法
施設名				設備台数			核燃料物 質の状態		核的制限値	
被覆施設	777	燃料棒加	ペレット編成挿 入機 No. 2-1 ペ		制限	wt%以下	ンペレッ		厚さ:9.8 cm以下	_
設	工棟	工室	レット編成挿入 部			の濃縮ウラン	燃料棒			

υ.	討	设置場所	設備名	設				制阻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転管理方法
施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
被	第	第2-1	燃料棒トレイ置	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	燃料棒装荷部	_
被覆施設	2加	燃料棒加	台		制限	wt%以下			上下方向段数:1段	
設	_	工室				の濃縮ウ			装荷部高さ:40 cm 以下	
	上 棟					ラン			横方向:無限個	
									装荷部の幅:40 cm 以下	
									面間距離:30.5 cm以上	
									長さ方向:無限長さ	
									燃料棒トレイ	
									燃料棒列数:18列以下	
									トレイ段数:5段以下	
									トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm以上	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

l	彭	置場所	設備名	設			制阻	录值	運転管理方法
施設名				備台数		核燃料物 質の状態		核的制限値	
被覆施設	第2加工棟	燃料棒加 工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ		 wt%以下 の濃縮ウ		_	燃料棒装荷部 上下方向段数:1段 装荷部高さ:40 cm以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm以下 面間距離:30.5 cm以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm以上	_

	Ē	2置場所	設備名	設				制阻	录值	運転管理方法
施設名				備台数		質の種類	核燃料物 質の状態		核的制限値	
被覆施設		第 2 - 1 燃料棒加 工室	脱ガス設備 No. 1 運搬台車		制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン			燃料棒装荷部 上下方向段数:1段 装荷部高さ:40 cm以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm以下 面間距離:30.5 cm以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm以上	_

	Ē	设置場所	設備名	設			制阻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転管理方法
施設名				設備台数		核燃料物 質の状態		核的制限值	
被覆施設	777	燃料棒加	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部		濃縮度 5 wt% 以 下 の濃縮ウ ラン		_	厚さ:9.8 cm以下	_
		燃料棒加	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部		濃縮度 5 wt% 以 下 の濃縮ウ ラン		_	厚さ:9.8 cm以下	_

	Ē	设置場所	設備名	訬				制阻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転管理方法
施設名				設備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				数		質の種類	質の状態			
被	第	第2-1	第二端栓溶接設	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
被覆施設	2 加		備 No.1 第二端			wt%以下				
設	工	工室	栓溶接 No. 1-1 部			の濃縮ウ				
	棟					ラン				
		第2-1	第二端栓溶接設	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		燃料棒加	備 No.1 第二端		制限	wt%以下				
		工室	栓溶接 No. 1-2 部			の濃縮ウ				
						ラン				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

		設置場所	設備名	: 設	7 12 4 7 1 7	(196 C)	制限	 直		運転管理方法
施設				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名				台数		質の種類	質の状態			
1.1.	-	第2-1燃料棒加工室	燃料棒鄉洋設備	1 4	取 件 寸 注	漕 綋 市 5	然まげ		厚さ:9.8 cm以下	
被覆	第 2		No.1 燃料棒移載			候相及 3 wt%以下の			序で . 9.6 0皿以下	
被覆施設	第2加工		(1)部		10.167	濃縮ウラン				
訤	上 棟	第2-1燃料棒加工室		1台	形狀寸法				厚さ:9.8 cm以下	_
			No.1 被覆管コン			wt%以下の			,, c	
			ベア部			濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			No.1 除染コンベ		制限	wt%以下の				
			ア部			濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備	1台				_	厚さ:9.8 cm以下	_
			No.1 燃料棒トレ		制限	wt%以下の				
			イ移載部			濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室						_	厚さ:9.8 cm以下	
			No.2 燃料棒移載装			wt%以下の				
		the annual the land of the lan	置 (A)	. ,		濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室							厚さ:9.8 cm以下	
			No. 3 燃料棒移載装		制限	wt%以下の 沈然ウェン				
		第2-1燃料棒加工室	置(2) 燃料接搬送訊供	1 4	取件十件	濃縮ウラン			厚さ:9.8 cm以下	
		第2-2燃料棒加工室				候相及 5 wt%以下の			序で.9.0 CIII 以下	_
			No. 8 - 1 部			濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室		1台					厚さ:9.8 cm以下	
		第2-2燃料棒加工室				wt%以下の			7-C : 0:0 cm 5/1	
			No. 8-1 部		11.3124	濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5		_	厚さ:9.8 cm以下	—
		第2-2燃料棒加工室	No.8 燃料棒移載		制限	wt%以下の				
			No. 8-2 部			濃縮ウラン				
		第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒		厚さ:9.8 cm以下	
		第2-1燃料棒検査室	No. 9		制限	wt%以下の				
						濃縮ウラン				

施	討	设置場所	設備名	設			制限	値		運転管理方法
				備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
泊				数		質の種類	質の状態			
被覆施設	Z	第2-1 燃料棒加 工室	ペレット検査台 No. 2			濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	ンペレッ	_		本装置ではペレット 1 段 (高さ約 1 cm) 又はペレット保管容器 (保管容器 G型) 1 段 (高さ8 cm以下) で取り 扱うとともに高さが 9.8 cm以下であ
										ることを管理機器 (高さ制限枠) により確認する。

	100	设置場所	設備名	設				制限值	直	運転管理方法
施設名				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
被	第	第2-1	X線透過試験機	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
覆数		燃料棒検	No. 1		制限	wt%以下の				
被覆施設	\neg	査室				濃縮ウラ				
	棟					ン				
		第2-1	ヘリウムリーク試	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		燃料棒検	験機 No.1 トレ		制限	wt%以下の				
		査室	イ挿入部			濃 縮 ウ ラ				
						ン				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	討	设置場所	設備名	設				制限値	İ	運転管理方法
施設名				備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
被		第2-1	ヘリウムリーク試	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
覆	2	燃料棒検	験機 No.1 ヘリ		制限	wt%以下の				
漫施設		査室	ウムリーク試験部			濃 縮 ウ ラ				
	棟					ン				
			燃料棒搬送設備					_	厚さ:9.8 cm以下	_
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	No.4 ストックコ			wt%以下の				
		査室	ンベア (1)部			濃縮ウラ				
						ン				
			燃料棒搬送設備					_	厚さ:9.8 cm以下	_
			No.4 燃料棒移載			wt%以下の				
		査室	(3) 部			濃縮ウラ				
			The dot 14. Its NV = B. Blie		and the total	ン ** (** - ** - **	Life del Life			
			燃料棒搬送設備					_	厚さ:9.8 cm以下	_
			No.5 燃料棒移載		制限	wt%以下の				
		査室	(4)部			濃縮ウラ				
		笠0 1	燃料棒搬送設備	1 4	TIS 44 -4 54	/ 連 炊 庄 『	 		厚さ:9.8 cm以下	
			燃料 俸 版 达 設 佣 No. 5 燃料棒置台			仮 椭 及 5 wt%以下の			厚さ:9.8 cm 以下	_
		於科學快 查室	(1)部		市リ以	濃縮ウラ				
		且王	(1) [1]			仮幅ソノン				
		第9 — 1	燃料棒搬送設備	1台	形化士法	,			厚さ:9.8 cm以下	_
			No.5 燃料棒置台			wt%以下の			FC. 3.0 Cm 5/1	
		香室	(2) 部			濃縮ウラ				
			(2) 11			ン				
		第2-1	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
			No.5 燃料棒コン			wt%以下の				
			ベア (1) 部			濃縮ウラ				
						ン				

12.12		- PHH / 1 .	7	روار حق									
14-	討	设置場所	設備名	設				制限值	直	運転管理方法			
施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値				
名				台数		質の種類	質の状態						
被	第	第2-1	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_			
覆	2	燃料棒検	No.5 燃料棒コ		制限	wt%以下の							
被覆施設	加工	査室	ンベア (2) 部			濃 縮 ウ ラ							
	棟					ン							

	i	设置場所	設備名	訬				制阻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転管理方法
施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
被	第	第 2 一 1	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒		厚さ:9.8 cm以下	_
被覆施設	第 2 加	燃料棒検	No.6 燃料棒移		制限	wt%以下				
設	二人棟	査室	載 (5) 部			の濃縮ウ				
	棟					ラン				
		第2-1	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		燃料棒検	No.6 ストック		制限	wt%以下				
		査室	コンベア (2)部			の濃縮ウ				
						ラン				
		第2-1	燃料棒搬送設備	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		燃料棒検	No.6 燃料棒移		制限	wt%以下				
		査室	載 (6) 部			の濃縮ウ				
						ラン				
		第2-1	燃料棒検査台	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		燃料棒検	No.1 燃料棒移		制限	wt%以下				
		査室	送 (B) 部			の濃縮ウ				
						ラン				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

14-	彭	设置場所	設備名	設			制阻	見値		運転管理方法
施設名				設備台			核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	
711				数		貝の性類	貝の仏態			
被	第	第2-1	燃料棒検査台	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒		厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒 1 段(高さ約 1
· 覆施設		燃料棒検	No.1 石定盤部		制限	wt%以下				cm) で取り扱うとともに高さが 9.8
設	加工	査室				の濃縮ウ				cm 以下であることを管理機器(高
	棟					ラン				さ制限棒) により確認する。

1.64	彭	设置場所	設備名	設		期限値 項目 核燃料物 核燃料物 減速条件 核的制限値						
施設名				備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値			
名				数		質の種類	質の状態					
被要	/13		燃料棒検査台					_	厚さ:9.8 cm以下	_		
被覆施設	hп	燃料棒検 査室	No.1 燃料棒移 送(C)部			wt%以下 の濃縮ウ						
BX	棟					ラン						

	i	设置場所	設備名	設			制阻	見値		運転管理方法
施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				台数		質の種類	質の状態			
		//r 0 1		1 />	TEX 315 -1-34-)曲 6台 古: E	=4/1.4=		厚と 0.0 以子	上井田でに極め井 1 四 / 古を佐 1
被覆施設	カフ		燃料棒解体装置				1	_	厚さ:9.8 cm 以下	本装置では燃料棒 1 段(高さ約 1
施	加	燃料棒加工官	No. 1				ンペレッ			cm) 又はペレット保管容器(保管容
設	工棟	工室				の濃縮ウ	l -			器G型)1段(高さ8 cm以下)で
	1宋					ラン	燃料棒			取り扱うとともに高さが 9.8 cm 以
										下であることを管理機器(高さ制限
		htte o			77 15 1 35	Notes Andread	70 H 1 -			棒)により確認する。
			燃料棒解体装置					_		本装置では燃料棒1段(高さ約1
		燃料棒加	No. 2				ンペレッ			cm) 又はペレット保管容器 1 段(高
		工室				の濃縮ウ	l -			さ8 cm以下)で取り扱うとともに
						ラン	燃料棒			高さが 9.8 cm 以下であることを管
										理機器(高さ制限棒)により確認す
										る。
			ペレット一時保				1	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置では、ペレット保管容器1段
		燃料棒加	管台		制限	wt%以下	ンペレッ			(高さ8 cm以下)で取り扱う。
		工室				の濃縮ウ	1			
						ラン				
		第2-2	ペレット検査装	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1
		燃料棒加	置 No. 5		制限	wt%以下	ンペレッ			cm) 又はペレット保管容器1段(高
		工室				の濃縮ウ	1			さ8 cm以下) で取り扱う。
						ラン				
		第2-2	計量設備架台	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1
		燃料棒加	No. 9		制限	wt%以下	ンペレッ			cm) 又はペレット保管容器 1 段 (高
		工室				の濃縮ウ	1			さ8 cm以下) で取り扱う。
						ラン				

Ē	设置場所	設備名	設			制限	!値		運転管理方法
			台	項目				核的制限値	
			数		貝以往稅	真少伙愿			
第	第2-2	計量設備架台	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ		厚さ:9.8 cm以下	本装置ではペレット保管容器 2 段
2	燃料棒加	No. 10		制限	wt%以下	ンペレッ			以下で取り扱う。
工	工室				の濃縮ウ	F			
棟					ラン				
	第	2 燃料棒加工室	第 第 2 - 2 計量設備架台 2 燃料棒加 No. 10 工室	第 第 2 - 2 計 量 設 備 架 台 1 台 2 燃料棒加 No. 10 工室	第 第 2 - 2 計量設備架台 1台 形状寸法 制限 工室	第 第 2 - 2 計量設備架台 1台 形状寸法 濃縮度 5 制限 燃料棒加 No. 10 工室 1台 形状寸法 濃縮度 5 制限	第 第 2 - 2 計量設備架台 1台形状寸法 機縮度 5酸化ウラ 燃料棒加 No. 10 工室 Wt%以下の濃縮ウト	第 2 - 2 計量設備架台 計量設備架台 形状寸法濃縮度 5 酸化ウラ 制限 2 燃料棒加 No. 10 工室 一	第 2 - 2 計量設備架台 計量設備架台 形状寸法濃縮度 5 酸化ウラ 制限 一厚さ:9.8 cm以下 の濃縮ウト

	彭	置場所	設備名	設				制阻	受値	運転管理方法
施設名				設備台数	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				数		質の種類	質の状態			
組	77	第2-1	組立機 No.1 燃料	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒		厚さ:9.8 cm以下	_
組立施設		組立室	棒挿入装置(1)		制限	wt%以下				
設	加工棟					の濃縮ウ				
	棟					ラン				
		第2-1	組立機 No.2 燃料	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	_
		組立室	棒挿入装置(1)		制限	wt%以下				
						の濃縮ウ				
						ラン				
		第2-1	組立機 No.1 組	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料棒	_	燃料集合体数:1体以下	_
		組立室	立定盤部			wt%以下	燃料集合			
						の濃縮ウ	体			
						ラン				
		第2-1	組立機 No.2 組	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料棒	_	燃料集合体数:1体以下	_
		組立室	立定盤部			wt%以下	燃料集合			
						の濃縮ウ	体			
						ラン				

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

73.14	以「	E МПОТ.	女王百在 [C] [N]	الا	JIIIKIE (第 50 本因外) (M.C)							
1.6-	彭	设置場所	設備名	設				制阻	录值	運転管理方法		
施設名				設備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值			
名				台数		質の種類	質の状態					
				201								
組	第	第2-1	組立機 No.1 ス	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料棒	_	燃料集合体数:1体以下	_		
7		組立室	ウェージング部			wt%以下	燃料集合					
						の濃縮ウ	体					
BA.	工棟					ラン						
		第2-1	組立機 No.2 ス	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料棒	_	燃料集合体数:1体以下	_		
		組立室	ウェージング部			wt%以下	燃料集合					
						の濃縮ウ	体					
						ラン						

7)14	^ 1	- PHI'71.	久工日生にか	- 所 3 li							
	Ē	设置場所	設備名	訬				制阻	录值	運転管理方法	
施設名				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值		
名				台数		質の種類	質の状態				
組	第	第2-1	燃料集合体取扱	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料集合	_	燃料集合体数:1体以下	_	
組立施設		組立室	機 No. 1			wt%以下	体				
池設	$\overline{}$					の濃縮ウ					
	棟					ラン					
		第2-1	竪型定盤 No. 1	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料集合	_	燃料集合体数:1体以下	_	
		組立室				wt%以下	体				
						の濃縮ウ					
						ラン					
		第2-1	燃料集合体外観	1台	体数制限	濃縮度 5	燃料集合	_	燃料集合体数:1体以下	_	
		組立室	検査装置 No. 1			wt%以下	体				
						の濃縮ウ					
						ラン					

1/-	彭	设置場所 設備名 設備 備 分					制限	値		運転管理方法
施設名				備	項目	核燃料物質	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名				数		の種類	質の状態			
組			立会検査定盤			濃縮度 5	燃料棒		厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1
組立施設	2	組立室	No.1 石定盤部 立会検査定盤		制限	wt%以下の				cm) で取り扱う。
設	工					濃縮ウラン				
	棟	第2-1	立会検査定盤	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒保管容器(保管
		組立室	No.1 燃料棒移		制限	wt%以下の				容器H型)1段(燃料棒1段(高
			送 (D) 部			濃縮ウラン				さ約1 cm)) で取り扱う。
		第2-1	立会検査定盤	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1
		組立室	No.1 燃料棒移		制限	wt%以下の				cm) で取り扱う。
			送(E)部			濃縮ウラン				

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所		設備名	設		運転管理方法				
施設名				成備台数			核燃料物 質の状態		核的制限値	
組立施設	名加工:	第 2 - 1 組立室 第 2 集合 体保管室	2 ton 天井クレ ーン No. 1		クレーン 2 個 の 近 接	wt%以下	1	_	燃料集合体数:1体以下	一 (注7)
		第 2 梱包 室 第 2 集合 体保管室	2. 8 ton 天井 クレーン		体数制限 クレーン 2 個の近接 防止構造	wt%以下 の濃縮ウ	1		燃料集合体数:1体以下	一 (注7)

+/-		設置場所	設備名	設備			制限値	運転管理方法		
施設名					項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名				台数		質の種類	質の状態			
組	777	第2-1組立室	燃料棒運搬台車	1台	(枝管の	濃縮度 5	燃料棒	_	_	本装置では燃料棒1本(高さ
<u> </u>		第2-1燃料棒検査室	No. 1		取扱い)	wt%以下				約 1 cm)を超える装荷は行
立施設	二.	第2燃料棒保管室				の濃縮ウ				わない。
,,,,	棟	第2部品室				ラン				
		第2梱包室								
		第2輸送容器保管室								

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

77/14	1	女生官理に係っ	יון עם:		00 木因	State of the state			
悔	設置場所	設備名	設			運転管理方法			
施設			備台	項目	l .		減速条件	核的制限值	
名			数		質の種類	質の状態			
核	年	原料保管設備 D	1台	幾何学的形	濃縮度 5	 酸化ウラ	H/U≤1.0	₩末保管パレット 1 個	<事業所外からの搬入>
燃燃	2	型 No. 1		状制限 (棚	l .		1	を収納する棚の配列	* 1
料物	第 2 加工棟			配列)	の濃縮ウ		管容器	(パレット 1 個を搬送	<事業所内からの搬入>
質	棟	粉末保管パレッ		幾何学的形	ラン			する原料搬送設備(原	l
の時	• '	}		状制限 (粉			器F型)	料搬送設備 No. 2 粉末	No.1-1、輸送容器搬送コン
蔵	[末保管容器			内)	スタッカクレーン、原	ベア No.1-2、粉末缶移載装
核燃料物質の貯蔵施設	<u> </u>			(保管容器				料搬送設備 No.2 粉末	置 No.1-1、粉末缶移載装置
	[F型)数)				缶コンベア、原料搬送	No.1-2、粉末缶搬送コンベ
	<u> </u>			粉末保管容				設備 No.2 粉末缶受	ア No.1、輸送容器搬送コン
				器(保管容				台、原料搬送設備 No.2	ベア No.2-1、輸送容器搬送
	<u> </u>			器F型)の				粉末缶台車)を含む)	コンベア No. 2-2、粉末缶移
				水密構造				列方向:2列以下	載装置 No. 2-1、粉末缶移載
	[]							面間距離:106 cm以	装置 No. 2-2、粉末缶搬送コ
	[上	ンベア No. 2、第1-1輸送
	[]							上下方向:8段以下	物保管区域、第1-3貯蔵
	[中心間距離:44 cm	容器保管設備 第1-3貯
	[以上	蔵容器保管区域、原料保管
	[横方向:無限個	設備E型 No.1、スクラップ
	[中心間距離:96 cm	保管ラックD型 No. 1、スク
	• ;							以上	ラップ保管ラック D 型
	[1 パレット当たりの粉	No. 2-1 及びスクラップ保管
	[末保管容器(保管容器	ラックE型No.2-1からの搬
	[F型)個数:4個以下	入
	[粉末保管容器(保管容	
	[器F型)	(b)上記を除く設備からの
	[直径:30 cm以下	搬入
								高さ:22 cm以下	- 事前計量により酸化ウ
	t	ı						質量:1.1 kgU235以	l I
								下/粉末保管容器	_ · ·
	<u> </u>							(保管容器 F 型)	とを確認する。
									・作業記録若しくは水素
	<u> </u>								分析の結果により H/U≤1.0
	[44 4 . 04 11	N. H. C. L. L.			des la desta de la	であることを確認する。
	I L I						1		パレット上に粉末保管容器
		No.2 粉末缶受		状制限(パ	l .	ン粉末	1	を搬送する。	(保管容器F型) 4 個以下を
		台			の濃縮ウ		管容器		載せて取り扱う。
	[粉末保管容	$ ^{\mathcal{I}^{\mathcal{V}}} $		(保管容		
				器(保管容			器F型)		
	[器F型)の			内)		
	<u> </u>			水密構造					

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所	設備名	設		運転管理方法				
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
	 	TEN HOUSE STATE OF NO	1 /5	상상 (국 감독 취득 표준	>### ⟨orbit cobet =	型 // , 	11/11 43 0	\\\ + (□ \\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	
核	第【	原料搬送設備 No.2		l			l	粉末保管パレット1個を搬送	_
料	加	粉末スタッカクレー		状制限(パレ			(粉末保	ි වි. 	
物	第 2 加 工棟	<u>'</u>		1	の濃縮ウ		管容器(保		
質の	快			粉末保管容	ラン		管容器F		
貯	[;		器(保管容器			型) 内)		
核燃料物質の貯蔵施設		!		F型)の水密					
設	<u> </u>	<u> </u>		構造					
	[原料搬送設備 No.2	2台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管パレット1個を搬送	_
	<u> </u>	粉末缶コンベア		状制限(パレ	wt%以下	ン粉末	(粉末保	する。	
	[ット数)	の濃縮ウ		管容器(保		
	•	!		粉末保管容	ラン		管容器F		
		i		器(保管容器			型) 内)		
		!		F型) の水密					
		į		構造					
		原料搬送設備 No.2	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管パレット1個を搬送	_
	[粉末缶台車		状制限(パレ	wt%以下	ン粉末	(粉末保	する。	
		!		ット数)	の濃縮ウ		管容器(保		
	[;		粉末保管容	ラン		管容器F		
		!		器(保管容器			型)内)		
		;		F型) の水密					
		!		構造					
		;							

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

別表	₹ 4	踊 乔	女生官埋に係っ	系る制限値(第 33 条関係)(続き) **n									
J.L.	彭	设置場所	設備名	禁			運転管理方法						
施設				設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值				
名				台数		質の種類	質の状態						
核	第:		原料保管設備E	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管パレット1個	<事業所外からの搬入>			
燃	2 加 i	•	型 No. 1		状制限(棚	wt%以下	ン粉末	(粉末保	を収納する棚の配列	* 1			
朴	IΤι	1			配列)	の濃縮ウ		管 容 器	(パレット 1 個を搬送	<事業所内からの搬入>			
核燃料物質の	棟i		粉末保管パレッ		幾何学的形	ラン		(保管容	する原料搬送設備(原	(a) 輸送容器搬送コンベア			
一段			-		状制限(粉			器F型)	料保管設備E型原料搬	No.1-1、輸送容器搬送コン			
貯蔵施					末保管容器			内)	送設備 粉末搬送機	ベア No. 1-2、粉末缶移載装			
施設			•		(保管容器				No.1、原料保管設備E	置 No. 1-1、粉末缶移載装置			
1					F型)数)				型原料搬送設備 粉末	No. 1-2、粉末缶搬送コンベ			
			-		粉末保管容				搬送機 No. 2、原料保管	ア No.1、輸送容器搬送コン			
	'				器(保管容				設備E型原料搬送設備				
			_		器F型)の				粉末搬送機 No. 3、原料				
					水密構造				保管設備E型原料搬送				
					,,				設備 粉末搬送機				
									No.4、原料搬送設備				
		•							No.2 粉末缶台車)を				
									含む)				
		•	•						列方向:2列以下	蔵容器保管区域、原料保管			
									面間距離:104 cm 以				
	i	•							上	WinD 型 No. 1、 ハッ フック 保管ラック D 型 No. 1、 スク			
	i								以下	No. 2-1 及びスクラップ保管			
										10.21及0ハッフック R B ラック E 型 No.2-1 からの			
									エーカドロ・サスター 中心間距離:40 cm				
									以上	- (注1)			
	i								以上 設備の高さ:455 cm				
			•										
	'								以下	搬入			
			•						横方向:無限個	・事前計量により酸化ウ			
									中心間距離:96 cm				
	!		•						以上	当たり 25 kg 以下である			
									1 パレット当たりの粉				
									末保管容器(保管容器				
									F型)個数:4個以下	分析の結果により			
			-						粉末保管容器(保管容				
									器F型)	認する。			
	l i	•							直径:30 cm以下				
									高さ:22 cm 以下				
	'	•							質量:1.1 kgU235以				
	!		•						下/粉末保管容器				
									(保管容器 F 型)				
	!		_							パレット上に粉末保管容器			
			型原料搬送設備		状制限(パ	wt%以下	ン粉末	(粉末保	を搬送する。	(保管容器F型)4 個以下を			
	!	<u>.</u>	粉末搬送機 No. 4		レット数)	の濃縮ウ		管 容 器		載せて取り扱う。			
					粉末保管容	ラン		(保管容					
			•		器(保管容			器F型)					
					器F型)の			内)					
		- 			水密構造								
_	•												

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	12 4	設置場所	設備名		9 214134117	(N)L C /		運転管理方法		
施設名				設備台数	項目		核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		原料保管設備 E型原料搬送 設備 粉末搬 送機 No. 1		制限(パレット	wt% 以 下 の濃縮ウ ラン	ン粉末	1	粉末保管パレット 1個を搬送する。	_
施設			原料保管設備 E型原料搬送 設備 粉末搬 送機No.2	1台	幾何学的形状 制限(パレット	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	ン粉末	H/U≤1.0	粉末保管パレット 1 個を搬送する。	_
			原料保管設備 E型原料搬送 設備 粉末搬 送機No.3		幾何学的形状 制限(パレット	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	ン粉末	H/U≤1.0	粉末保管パレット 1 個を搬送する。	Н
	第2加工棟		保管容器F型	13000 個	幾何学的形状	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ	ン粉末	(粉末保	粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm 以下 高さ:22 cm 以下 質量:1.1 kgU235 以下/粉末保管容器(保管容器F型)	_
	第 1 加工棟									
	第2加工棟		保管容器 F 型(中性子吸収板 I 型内蔵型)		制限	wt% 以 下 の濃縮ウ		(粉末保 管 容 器	粉末保管容器(保管 容器F型) 直径:30 cm 以下 高さ:22 cm 以下 質量:1.1 kgU235 以下/粉末保管容 器(保管容器F 型)	_
	第1—3貯蔵棟								中性子吸収板 幅:18 cm 以上 厚さ:0.1 cm 以上 材質:ホウ素入り ステンレス鋼 (ホウ素の含有	
	第1加工棟	1							率 1 wt%以上)	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

<u> ب</u> د	設置場所	設備名	設			制	限値		運転管理方法
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	第■	粉末缶搬送コン	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管容器(保管容	<事業所外からの搬入>
燃	2	ベア No.1		状制限(コ	wt%以下	ン粉末	(粉末保	器F型)を搬送するコ	* 1
朴	第 □ 2 □ 加 □ 工 □ 棟 ■			ンベア配	の濃縮ウ		管 容器	ンベアの配列:1 段×列	<事業所内からの搬入>
核燃料物質の	棟▮			列)	ラン		(保管容	数:2列以下	(a) 輸送容器搬送コンベア
貯				粉末保管容			器F型)	(粉末缶移載装置 2 台	No.1-1、輸送容器搬送コン
貯蔵施	: :			器(保管容			内)	(粉末缶移載装置	ベア No. 1-2、粉末缶移載装
設				器F型)の				No.1-1、粉末缶移載装	置 No. 1-1、粉末缶移載装置
	: :			水密構造				置 No. 1-2)の粉末保管	No. 1-2、第1-1輸送物保
								容器(保管容器F型) そ	管区域、第1-3貯蔵容器
								れぞれ1個を含む)	保管設備 第1-3貯蔵容
								列の面間距離:10 cm	器保管区域、原料保管設備
								以上	D型 No.1、原料保管設備 E
								粉末保管容器(保	型 No.1、スクラップ保管ラ
								管容器F型)	ック D型 No. 1、スクラップ
								直径:30 cm 以下	保管ラックD型 No.2-1 及
								高さ:22 cm 以下	びスクラップ保管ラックE
								質量:1.1 kgU235	型 No.2-1 からの搬入
	: :							以下/粉末保管容	— (注1)
	• •							器(保管容器F型)	(b) 上記を除く設備からの
	: :								搬入
	<u> </u>								* 2

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

75 41.	(X 任 四四/17 /	女王自生(-)床	Φ ηι.	INVIE (NV	00 2/2/21	DIN (7)	ル <i>Ċ /</i>		
	設置場所	設備名	設			制	限値		運転管理方法
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
		ulas I I II- av	···	414 4 1 104 41	NIII (cl. 1			in the first section	1.500
核燃料物									<事業所外からの搬入>
料料	2 fin	ベア No. 2		状制限(コ		ン粉末		器F型)を搬送するコ	* 1
物	2 ■ 加 ■ 工 ■			ンベア配	の濃縮ウ		管容器	ンベアの配列:1 段×列	<事業所内からの搬入>
質の	棟 ■			歹①	ラン		(保管容	数:2列以下	(a) 輸送容器搬送コンベア
貯				粉末保管容			器F型)	(粉末缶移載装置 2 台	No.2-1、輸送容器搬送コン
貯蔵施	: :			器(保管容			内)	(粉末缶移載装置	ベア No. 2-2、粉末缶移載装
設	;			器F型)の				No.2-1、粉末缶移載装	置 No. 2-1、粉末缶移載装置
-	! :			水密構造				置 No.2-2)の粉末保管	No.2-2、第1-1輸送物保
	;							容器(保管容器F型) そ	管区域、第1-3貯蔵容器
	! :							れぞれ1個を含む)	保管設備 第1-3貯蔵容
	; ;							列の面間距離:10 cm	器保管区域、原料保管設備
	l ! :							以上	D型No.1、原料保管設備E
	;							粉末保管容器(保管	型 No. 1、スクラップ保管ラ
	! :							容器F型)	ックD型 No.1、スクラップ
								直径:30 cm 以下	保管ラックD型 No.2-1 及
	! :							高さ:22 cm 以下	びスクラップ保管ラックE
	; ;							質量:1.1 kgU235	型 No.2-1 からの搬入
	!							以下/粉末保管容	— (注1)
	; ;							器 (保管容器F型)	(b) 上記を除く設備からの
	! :								搬入
	[]								* 2

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

	設置場所	女 王 自 王 に 床・ 設備名		(21-	.,.,,		ル <i>○ /</i> 限値		運転管理方法
施	以	W/W-1	設備	項目	核燃料場	核燃料物		核的制限値	建构 6 亿 7 位
施設名			台	79. 17	l	質の状態	奶瓜木口	1次月八山八十八 匝	
~			数		貝▽ハ里根	貝切水配			
核	第	輸送容器搬送コ	1台	幾何学的形	濃縮度 5	粉末輸送	H/U≤1.0	粉末輸送容器数:2個以	<事業所外からの搬入>
燃	第 2 加工 工 棟	ンベア No. 1-1		状制限(輸	wt%以下	容器又は	(粉末保	下	・搬入元の計量結果により
粉	깯▮			送容器数又	の濃縮ウ	粉末・ペ	管 容器	又は粉末・ペレット貯	濃縮度 5 wt%以下の酸化ウ
質	棟			は貯蔵容器	ラン	レット貯	(保管容	蔵容器 I 型数:2 個以下	ラン質量が単位保管容器当
一幹				数)		蔵容器 I	器F型)		たり 25 kg 以下であること
核燃料物質の貯蔵施設				粉末保管容		型	内)		を確認する。
池				器(保管容		酸化ウラ			・搬入元の水素分析の結果
"				器F型)の		ン粉末			により H/U≤1.0 であること
				水密構造					を確認する。
									<事業所内からの搬入>
									(a) 粉末缶搬送コンベア
									No.1 及び粉末缶移載装置
									No.1-1、粉末缶移載装置
									No. 1-2、第1-1輸送物保
		Ì							管区域、第1-3貯蔵容器
									保管設備 第1-3貯蔵容
									器保管区域、原料保管設備
									D型 No. 1、原料保管設備 E
									型 No.1、スクラップ保管ラ
									ック D型 No. 1、スクラップ
									保管ラックD型 No.2-1 及
									びスクラップ保管ラックE
									型 No. 2-1 からの搬入
									— (注1)
									(b) 上記を除く設備からの
									搬入
									* 2
									・粉末保管容器(保管容器F
									型)は、粉末輸送容器又は粉
									末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型に
									収納して取り扱う。
									・輸送容器搬送コンベア
									No.1-1 と輸送容器搬送コン
	i :								ベア No.1-2 での粉末輸送容
									器又は粉末・ペレット貯蔵容
	;								器 I 型の取扱いの合計を2個
									以下に制限する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所	設備名		制限值					運転管理方法
施設名			設備	項目	核燃料物	核燃料物		核的制限値	
ix 名			台	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		質の状態	POWEDIGIT	Drug http://prim	
			数		Ĭ.				
核	第■	輸送容器搬送コ	1台	幾何学的形	濃縮度 5	粉末輸送	H/U≤1.0	粉末輸送容器数:2個以	<事業所外からの搬入>
燃	2 •	ンベア No. 1-2		状制限(輸	wt%以下	容器又は	(粉末保	下	・搬入元の計量結果により
松	加『工』			送容器数又	の濃縮ウ	粉末・ペ	管 容器	又は粉末・ペレット貯	濃縮度 5 wt%以下の酸化ウ
質	工■ 棟■	•		は貯蔵容器	ラン	レット貯	(保管容	蔵容器 I 型数:2 個以下	ラン質量が単位保管容器当
貯	i			数)		蔵容器 I	器F型)		たり 25 kg 以下であること
核燃料物質の貯蔵施	! !	1		粉末保管容		型	内)		を確認する。
設		1		器(保管容		酸化ウラ			・搬入元の水素分析の結果
		•		器F型)の		ン粉末			により H/U≤1.0 であること
				水密構造					を確認する。
		1							<事業所内からの搬入>
	i								(a)粉末缶搬送コンベア
		1							No.1 及び粉末缶移載装置
	i i	1							No.1-1、粉末缶移載装置
									No. 1-2、第1-1輸送物保
	į								管区域、第1-3貯蔵容器
									保管設備 第1-3貯蔵容
									器保管区域、原料保管設備
	: :								D型 No. 1、原料保管設備 E
									■型 No.1、スクラップ保管ラ
									ック D型 No. 1、スクラップ
									保管ラックD型 No.2-1 及
									┃ びスクラップ保管ラックE┃ ┃
	! !								型 No. 2-1 からの搬入
	;								一(注1)
	! !								(b) 上記を除く設備からの
	;								搬入
	! !								* 2
	i								・粉末保管容器(保管容器F
	!!!	•							型)は、粉末輸送容器又は粉
	;								末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型に
									収納して取り扱う。
	;								・輸送容器搬送コンベア
		•							No.1-1 と輸送容器搬送コン
	i								ベア No.1-2 での粉末輸送容
		•							器又は粉末・ペレット貯蔵容
	;								器 I 型の取扱いの合計を2個
	<u></u>								以下に制限する。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

設備名 設備名 設備名 設備名 設備音 複燃料物 一	
複数	
複数 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
次	
送容器数又 で容器 で容器 又は粉末・ペレット貯 濃縮度 5 wt/kl で容器 マット貯 蔵容器 I 型数:2 個以下 を確認する。 ・搬入元の水素 により H/Usl. でを確認する。 ・事業所内からの (a) 粉末 缶移載:第1-3 貯蔵空第1-3 貯蔵で第1-3 庁を第1-3 庁を	り搬入>
送容器数又 で	は結果により
器 F型)の 水密構造	「下の酸化ウ
器 F 型)の 水窓構造	保管容器当
器 F 型)の 水窓構造	「であること
器 F 型)の 水窓構造	
水密構造 水密構造 水密構造 水密構造 (a) 粉末缶棚 No. 2、粉末缶移載: 第1-1輸送物 第1-3貯蔵 第1-3貯蔵 域、原料保管設備 反ラップ保管	分析の結果
 (a) 粉末缶棚 No. 2、粉末缶移動 1、粉末缶移載 第1-1輸送物 第1-3貯蔵容 第1-3貯蔵容 第1-3貯蔵 第1-3貯蔵 第1-3貯蔵 第1-3貯蔵 第1-3貯蔵 第1-3貯蔵 第2・ 第3・ 第4・ 第4・ 第4・ 第5・ 第4・ 第5・ 第6・ 第6・ 第7・ 第2・ 第2・ 第2・ 第2・ 第2・ 第3・ 第3・ 第4・ 第4・ /li>	であること
(a) 粉末缶郷No. 2、粉末缶移1、粉末缶移載1、粉末缶移載2 第1-1輸送物 第1-3貯蔵2 第1-3貯蔵2 第1-3貯蔵域、原料保管設備取水原料保管設備を開発のでは、原料保管設備をできる。	
No. 2、粉末缶移1、粉末缶移載2 1、粉末缶移載3 第1-1輸送物 第1-3貯蔵2 第1-3貯蔵域、原料保管設備 域、原料保管設備 E クラップ保管	り搬入>
1、粉末缶移載 第1-1輸送物 第1-3貯蔵容 第1-3貯蔵名 第1-3貯蔵 域、原料保管設備 原料保管設備 E クラップ保管	送コンベア
第1-1輸送物 第1-3貯蔵2 第1-3貯蔵2 第1-3貯蔵 域、原料保管設備 原料保管設備 E クラップ保管	載装置 №. 2-
第1-3 貯蔵名 第1-3 貯蔵名 第1-3 貯蔵 域、原料保管設備 原料保管設備 E クラップ保管	裝置 No. 2−2、
第1-3 貯蔵 域、原料保管設付 原料保管設備 E クラップ保管	保管区域、
域、原料保管設備 E クラップ保管	器保管設備
原料保管設備 E クラップ保管	容器保管区
	備D型 №.1、
	型 No.1、ス
	ラックD型
i	プ保管ラッ
D型 No. 2-1	及びスクラ
	E型No.2-1
·	
	1)
	設備からの
• • • *2	
	(保管容器F
型)は、粉末輸送	整容器又は粉
	養容器 I 型に
■	5.
	きコンベア
■	器搬送コン
ベア No. 2-2 での	粉末輸送容
器又は粉末・ペル	/ ット貯蔵容
器I型の取扱いる	
以下に制限する。	つ合計を2個

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

	設置場所	設備名		明成値 (第 33 末) (税 さ /		運転管理方法			
施	以巨物別	欧//用/白	設備	五口	++	核燃料物		核的制限値	建松自垤刀伍
施設名			一一一	項目				1次月7市川攻11旦	
名			数		質の種類	質の状態			
1-+-	John .	輸送容器搬送コ	1 🕁	磐 何学的形	濃縮度 5	粉末輸送	H/II<1 0	粉末輸送容器数・2個以	<事業所外からの搬入>
核燃料物質の	213	ルベア No. 2-2	1 1	次 門 牙 町 加 状 制 限 (輸		l			・搬入元の計量結果により
料	加▮	I				1		' 又は粉末・ペレット貯	'" ' ' ' '
物				は貯蔵容器				蔵容器 I 型数:2 個以下	
(n)	<u> </u>	•		数)		蔵容器I		两个好1主效.2 四次	たり 25 kg 以下であること
貯蔵				粉末保管容		型型	内)		たが起め とめること を確認する。
施		•		器(保管容		主 酸化ウラ	r 1)		・搬入元の水素分析の結果
設				器F型)の		お粉末			により H/U≤1.0 であること
	•			水密構造		~ 100 /N			を確認する。
				小面 押垣					<事業所内からの搬入>
	•								○ 事業別円加切機 八/
									No. 2、粉末缶移載装置 No. 2-
									1、粉末缶移載装置 No. 2-2、
									1、初不山移戦表直 NO. 2-2、 第1-1輸送物保管区域、
	i								第1-1
	i								第1-3 貯蔵容器保管区 域、原料保管設備D型No.1、
	ī								原料保管設備E型No.1、ス
									クラップ保管ラックD型
	i								No.1、スクラップ保管ラッ
									クD型 No. 2-1 及びスクラ
	i								ップ保管ラック E型 No. 2-1
	:								からの搬入 — (注1)
	i								\— <i>,</i>
									(b)上記を除く設備からの top. 1
	i								搬入
		•							*2
									・粉末保管容器(保管容器F
	!	_							型)は、粉末輸送容器又は粉
									末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型に
		_							収納して取り扱う。
									・輸送容器搬送コンベア
									No.2-1 と輸送容器搬送コン
	! 								ベア No.2-2 での粉末輸送容
	•	•							器又は粉末・ペレット貯蔵容
									器 I 型の取扱いの合計を2個
									以下に制限する。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

	設置場所	設備名	設			制限値			運転管理方法
施設名			設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	第一	粉末缶移載装置	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管容	<事業所外からの搬入>
燃	2 fun	No. 1-1		状制限(粉	wt%以下	ン粉末	(粉末保	器(保管容器	* 1
物	第 2 加 T 棟 ■			末保管容器	の濃縮ウ		管 容器	F型) 1 個を	<事業所内からの搬入>
質の	棟	i		(保管容器	ラン		(保管容	移載する。	(a) 粉末缶搬送コンベア No.1、輸送
核燃料物質の貯蔵施設				F型)数)			器F型)		容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器
蔵		i		粉末保管容			内)		搬送コンベア No.1-2、第1−1輸送
設	<u> </u>			器(保管容					物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設
				器F型)の					備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料
	<u> </u>			水密構造					保管設備D型 No.1、原料保管設備E
	:								型 No.1、スクラップ保管ラックD型
	<u>.</u>								No.1、スクラップ保管ラックD型
									No.2-1 及びスクラップ保管ラックE
	<u>•</u>								型 No.2-1 からの搬入
									— (注1)
	<u> </u>								(b) 上記を除く設備からの搬入
	:								* 2
	<u> </u>								・粉末保管容器(保管容器F型)を1個
		i							ずつ取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	1			1 10 10	KIAK 00)LC/		
+-/	設置場所	設備名	設			制限値			運転管理方法
施設名			設備公	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	第	■粉末缶移載装置	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ			<事業所外からの搬入>
燃料	2	No. 1-2		状制限 (粉	wt%以下	ン粉末	(粉末保	器(保管容器	* 1
核燃料物質	第 1 2 加 工 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			末保管容器	の濃縮ウ		管容器	F型) 1 個を	<事業所内からの搬入>
質の	棟 •	•		(保管容器	ラン		(保管容	移載する。	(a) 粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送
				F型)数)			器F型)		容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬
貯蔵施設	l <u>t</u>	•		粉末保管容			内)		送コンベア No. 1-2、第1-1輸送物保
一般				器(保管容					管区域、第1-3貯蔵容器保管設備
"	l <u>ŧ</u>	•		器F型)の					第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管
	[水密構造					設備D型 No.1、原料保管設備E型
	l <u>ŧ</u>	•							No.1、スクラップ保管ラックD型
	[No.1、スクラップ保管ラックD型
	<u> </u>	•							No.2-1 及びスクラップ保管ラックE
	[型 No.2-1 からの搬入
	•	•							— (注1)
	[(b) 上記を除く設備からの搬入
									* 2
	🖠	•							 ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) を 1 個
									ずつ取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

1.4	設置場所	設備名	設			制限値			運転管理方法
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
- 核燃料物質の貯蔵施設	// −	粉末缶移載装置 No. 2-1	1 台	幾状末(F粉器器 何制保保型末(F 学限管管)保保型 に保型 で容数管管) ので容数ででの	濃縮度 5 wt% 以 下 の濃縮ウ	酸化ウラン粉末	(粉末保 管 容 器	器(保管容器	<事業所外からの搬入> *1 <事業所内からの搬入> (a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料
				水密構造					保管設備 D型 No. 1、原料保管設備 E型 No. 1、スクラップ保管ラック D型 No. 1、スクラップ保管 ラック D型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラック E型 No. 2-1 からの搬入 (注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 *2 ・粉末保管容器 (保管容器 F型) を 1 個ずつ取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

<u>711</u> -	衣4 踊孙	女王官理に徐	יוון עב		の水渕	17F7 (7)	妃さり		
٠,	設置場所	設備名	設			制限值			運転管理方法
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	 第 	粉末缶移載装置	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管容	<事業所外からの搬入>
燃料	2	No. 2−2		状制限(粉	wt%以下	ン粉末	(粉末保	器(保管容器	* 1
物	加工棟	Ī		末保管容器	の濃縮ウ		管 容 器	F型) 1 個を	<事業所内からの搬入>
核燃料物質の	棟 •	•		(保管容器	ラン		(保管容	移載する。	(a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送
	[1		F型)数)			器F型)		容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器
蔵	<u> </u>	Ī		粉末保管容			内)		搬送コンベア No.2-2、第1-1輸送
貯蔵施設	[1		器(保管容					物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設
"	•	Ĭ		器F型)の					備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料
		1		水密構造					保管設備D型 No.1、原料保管設備E
	<u> </u>	Ī							型 No.1、スクラップ保管ラックD型
		1							No.1、スクラップ保管ラックD型
	•	Ī							No.2-1 及びスクラップ保管ラックE
		1							型 No.2-1 からの搬入
	•	į.							— (注1)
		:							(b) 上記を除く設備からの搬入
		Ĭ.							* 2
		•							・粉末保管容器(保管容器F型)を1個
	[<u> </u>							ずつ取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

別表			ı .	نراز ک	前限値 (弗 33 条 関係) (続さ) │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │									
施	Ē.	设置場所	設備名	設備						運転管理方法				
施設名				備台	項目	l		減速条件	核的制限值					
名				数		質の種類	質の状態							
<u> </u>			ペレット保管ラ	1 4	12.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	進統帝に	蔽化点号		ペレット保管パレット 1 個を収納す					
核	第2加一			1 1	限(棚配列)	1		_		_				
料料	加		ック B型 No.1						る棚の配列					
核燃料物質の貯蔵施設	工棟			1	形状寸法制	1			(パレット 1 個を搬送するペレット					
貝の	178	i !	o. 1 (□ fate o	1	限(ペレッ	フン			搬送設備 No.3(ペレット搬送設備					
駐			ペレット保管パ		ト保管容器				No.3 ペレットスタッカクレーン、					
施			レット		(保管容器				ペレット搬送設備 No.3 ペレット保					
設					G型)数)				管箱台車、ペレット搬送設備 No.3					
					中性子吸収				ペレット保管箱台車 No.1、ペレット					
					板の吸収効				搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車					
					果				No. 2) 及びペレット搬送設備 No. 4(ペ					
									レット搬送設備 No.4 ペレットリフ					
									ター、ペレット搬送設備 No.4 ペレ					
									ット保管箱受台)を含む)					
									列方向:2列以下					
									面間距離:93 cm 以上					
									上下方向:10段以下					
									中心間距離:32 cm 以上					
									ただし、					
									第1段:床面から44 cm以上					
									第2段:第1段から49 cm以上					
									第5段:第4段から39 cm以上					
									横方向:無限個					
		,							中心間距離:63 cm 以上					
									1 パレット当たりのペレット保管容					
									器(保管容器G型)個数:4個以下					
		'							ペレット保管容器(保管容器G型)					
									幅:23 cm以下					
									長さ:27.5 cm以下					
									高さ:8 cm以下					
									パレット上での配置範囲					
									長さ:62 cm 以下					
									幅:57 cm以下					
									ペレット層数:7層以下/ペレット					
									保管容器(保管容器G型)					
		!							ペレットトレイ					
									厚さ:0.07 cm以上					
		! !												
		,							中性子吸収板					
									甲性子吸収板 吸収板長さ:63 cm以上					
		;												
									吸収板幅:61 cm以上 吸収板厚さ:0.5 cm以上					
									J. V.					
									吸収板配列:第4段から上方に20~					
		,							28 cm の間に設置する。					
									材質:ホウ素入りステンレス鋼					
		<u> </u>							(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)					

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

7017 		設置場所	上官 理に係る		E (N) 00	7/C12/1/L/	(和さ			運転管理方法
施		区 旦 場 別	設備名	設備	-E O	나는 IAN IOL #6	▲ 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나	制限値		連転官垤万伍
施設名				台	項目			減速条件	核的制限値	
2				数		貨の種類	質の状態			
+->-	data	,	ペレット搬送	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管パレット1個を搬送	_
燃	第 2		■ 設備 No. 3 ペ		制限(パレ				する。	
料	加工		レットスタッ		ット数)	の濃縮ウ			, 50	
核燃料物質	棟.		■ Dカクレーン			ラン				
の胎			ペレット搬送	1台	形状寸法		酸化ウラ	_	ペレット保管パレット1個を搬送	_
の貯蔵施設		ı	■ 設備 No. 3 ペ		制限(パレ				する。	
施			レット保管箱		l	の濃縮ウ			, 20	
PX.			■台車			ラン				
			ペレット搬送	1台	形状寸法		酸化ウラ	_	ペレット保管パレット1個を搬送	_
		ı	■ 設備 No.3 ペ		制限(パレ				する。	
			レット保管箱			の濃縮ウ				
		ı	台車 No. 1			ラン				
	i		ペレット搬送	1台	形状寸法		酸化ウラ	_	ペレット保管パレット1個を搬送	_
		I	■ 設備 No. 3 ペ		制限(パレ				する。	
			レット保管箱		l	の濃縮ウ			, 40	
		ı	台車 No. 2			ラン				
	i		ペレット搬送	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管パレット1個を搬送	_
			設備 No.4 ペ		制限(パレ				する。	
	i		レットリフタ			の濃縮ウ				
		l i	i_			ラン				
	ì	i	ペレット搬送	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管パレット1個を取り	_
			設備 No.4 ペ		制限(パレ				扱う。	
	i		■ レット保管箱		l	の濃縮ウ				
		l I	受台			ラン				
	笙		保管容器G型	2438 個	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管容器(保管容器G型)	_
	第 2 加	l I	!		制限	wt%以下	ンペレッ		幅:23 cm以下	
	四 エ	<u> </u>	;			の濃縮ウ	١		長さ:27.5 cm以下	
	棟	! !	!			ラン			高さ:8 cm以下	
]	:						ペレット層数 : 7 層以下 (ペレッ	
	i		!						ト保管ラックB型 No.1 に収納す	
		l	;						る場合)	
		! !								
		1								
	i	i								
		1	i							
	i	1	1							
		<u> </u>	i							
	i									
		! !	i							
	;	I	! !							
		!	I							
	;	İ	I I							
	第	<u> </u>	i							
	1	İ	:							
	加工	I								
	棟		! !							
_	_				I		<u> </u>	<u> </u>		

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

777	設置場所	設備名				運転管理方法			
施	区區物//	DX /m 1-1	設備	項目	核燃料物	核燃料物	削限値 減速多件	核的制限値	E 和 B 往 刀 伍
施設名			台	大		質の状態		1次日7月1月	
**			数		買り性親	買の水脇			
核	第	ペレット保管ラ	1台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管容器を収納す	_
燃	第 2 加	ック E型 No. 2-1		制限(棚配	wt%以下の	ンペレッ		る棚の配列	
朴	꺶 •			列)	濃縮ウラ	<u>۱</u>		列方向:1列	
核燃料物質の貯蔵施設	工 棟	1 1		中性子吸	ン			棚のペレット保管容器列数	
一貯	l t	1		収板の吸				: 2 列以下	
蔵				収効果				横方向:無限個	
設	l t	<u> </u>						上下方向:無限個	
		:						ペレット保管容器の面	
	l t	<u>.</u>						間距離:46 cm以上	
		:						棚収納部1段当たりの容	
	l !	•						器段数:2 段以下	
								棚収納部高さ:9.4 cm以	
	l t	<u>.</u>						下	
		:						ペレット保管容器	
	l !	!						縦:34 cm以下	
	 	;						横:34 cm 以下	
	l t	! -						中性子吸収板	
	 	;						吸収板厚さ:0.5 cm 以上	
	l t	!						吸収板配列:各棚に1枚	
	 	;						の吸収板を配置する。	
	l t	!						材質:ホウ素入りステン	
	 	;						レス鋼	
	l t	!						(ホウ素の含有率 1.0	
	 	<u>. </u>						wt%以上)	
		┗ペレット保管ラ	1台			l	_	厚さ:9.8 cm以下	本装置ではペレット保管
		ック E型リフタ			wt%以下の	l			容器2段以下で取り扱う。
		□. ■			濃縮ウラ	F			
	<u></u>				ン				

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

~~	文 4 ロ 師 3 ト. 設置場所	設備名			<u> </u>	運転管理方法			
施	K E 70//	12/11/11	設備	項目	核燃料物	核燃料物	制限信減速条件	核的制限値	连极 B 经 为 位
施設名			台			質の状態	PACE ACT	프리 오라이라 이프	
-			数		具・グルエスス	DI 4 2 1/CIEC			
核	第	燃料棒保管ラッ	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料棒	_	燃料棒保管容器(保管容器H型)を収	_
燃	2 1	クB型No.1		制限(棚配	wt%以下の			納する棚の配列	
核燃料物質の貯蔵施設	加∎工■	•		列)	濃縮ウラ			(燃料棒保管容器(保管容器H型)1	
質	工∎棟▮	;		中性子吸	ン			個を搬送する燃料棒搬送設備 No.7	
貯	:			収板の吸				(燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタ	
蔵	•			収効果				ッカクレーン、燃料棒搬送設備 No.7	
設	:	:						燃料棒トレイコンベア)を含む)	
	•	i						列方向:2列	
	!							列間距離:400 cm 以上	
	i	i						横方向:無限個	
	!	• •						燃料棒保管容器(保管容器H型)	
	i	i						中心間距離:48 cm 以上	
		!						上下方向:24 段以下	
	i	Ī						燃料棒保管容器(保管容器H型)	
	!	:						中心間距離:11.8 cm以上	
	i	i						燃料棒保管容器(保管容器H型)	
								幅:37 cm以下	
	i	i						燃料棒配列:25 本以下/燃料棒保	
		:						管容器(保管容器H型)	
	i	Ī						中性子吸収板	
	!	:						吸収板幅:40 cm 以上	
	i	:						吸収板長さ:400 cm 以上	
								吸収板厚さ:0.18 cm以上	
	i	•						吸収板配列:燃料棒保管容器(保管	
	!	:						容器H型) 上下方向2段に1枚の吸	
	i	:						収板を配置する。	
	!							材質:ホウ素入りステンレス鋼	
	;							(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

Ī.,	設置場所	設備名	設		<u> </u>	運転管理方法			
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	第 2 加工棟	燃料棒保管ラッ		l			_	燃料棒保管容器(保管容器H型)を収	_
燃料	2 I fin I	クB型No.2		制限(棚配				納する棚の配列	
核燃料物質	Ĩ.			l	濃縮ウラ			(燃料棒保管容器(保管容器H型)1	
質	棟▮	Ī		中性子吸	ン			個を搬送する燃料棒搬送設備 No.7	
の貯蔵施設				収板の吸				(燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタ	
献施	i	i		収効果				ッカクレーン、燃料棒搬送設備 No.7	
設		:						燃料棒トレイコンベア)を含む)	
	i	i						列方向:2列	
								列間距離:400 cm 以上	
	i	:						横方向:無限個	
								燃料棒保管容器(保管容器H型)	
	i	:						中心間距離:48 cm 以上	
		:						上下方向:24 段以下	
	i	i						燃料棒保管容器(保管容器H型)	
								中心間距離 : 11.8 cm 以上	
	i	:						燃料棒保管容器(保管容器H型)	
								幅:37 cm以下	
	i	;						燃料棒配列:25 本以下/燃料棒保	
		:						管容器(保管容器H型)	
	i	;						中性子吸収板	
	!							吸収板幅:40 cm 以上	
	;	;						吸収板長さ:400 cm 以上	
	!	<u></u>						吸収板厚さ:0.18 cm 以上	
	;	:						吸収板配列:燃料棒保管容器(保管	
	!	•						容器H型) 上下方向2段に1枚の吸	
	i	!						収板を配置する。	
	!	•						材質:ホウ素入りステンレス鋼	
	_ ;							(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所	設備名	訨			制限値		運転管理方法
施設名			設備台数	項目	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限值	
核燃料物質の	2 ∎ 10 ∎	燃料棒搬送設 備 No. 7 燃料 棒スタッカク レーン		形状寸法 制限(容 器数)		_	燃料棒保管容器(保管容器 H型)1 個を搬送する。	Π
の貯蔵施設		燃料棒搬送設 備 No.7 燃料 棒トレイコン ベア		形状寸法 制限(容 器数)			燃料棒保管容器(保管容器 H型)1 個を搬送する。	_
		保管容器H型	718 個	形状寸法 制限(燃 料棒数)			燃料棒保管容器 (保管容器H型) 幅:37 cm以下 燃料棒配列:25 本以下/ 燃料棒保管容器(保管容器H型)	_

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

別え			制限値(第 33 条関係)(続き)						
施	設置場所	設備名	設備	-= n	Late 140 dol de	1-to 150 dol 44			運転管理方法
施設			1/#	項目		核燃料物		核的制限值	
名			台数		質の種類 	質の状態			
技	⇔■■■■	燃料集合体保管	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料集合	_	燃料集合体 1 体を収納する保管用缶	_
燃燃	第■ 2 ■ 加■ 工■ 棟■	ラックC型 No. 1		制限(保管	1	l		の配列	
料	型▮	1		用缶配列)				(燃料集合体 1 体を搬送する天井ク	
質				中性子吸	1			レーンを含む)	
の		i		収板の吸				列方向及び横方向:無限個	
核燃料物質の貯蔵施設	i			収効果				保管用缶中心間距離:33.5 cm以上	
施		ī		. ,,				上下方向:1個	
PX	i							保管用缶	
		ī						縦 内寸:24.7 cm以下	
	i							横 内寸: 24.7 cm以下	
	1	i						厚さ:0.1 cm以上	
	i							高さ:380 cm以上	
		Ī						材料:ホウ素入りステンレス鋼	
	i							(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	
	•	燃料集合体保管	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料集合	_	燃料集合体 1 体を収納する保管用缶	_
	i	■ラックC型 No. 2		制限(保管	1	l		の配列	
		!		用缶配列)		['		(燃料集合体 1 体を搬送する天井ク	
	Ī			中性子吸	1			レーンを含む)	
		1		収板の吸				列方向及び横方向:無限個	
	i			収効果				保管用缶中心間距離:33.5 cm以上	
	:	<u> </u>						上下方向:1個	
		•						保管用缶	
	;							縦 内寸:24.7 cm以下	
								横 内寸:24.7 cm以下	
	1							厚さ:0.1 cm以上	
		:						高さ:380 cm 以上	
	;							材料:ホウ素入りステンレス鋼	
	:	:						(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	
	i	燃料集合体保管	1台	形状寸法	濃縮度 5	燃料集合	_	燃料集合体 1 体を収納する保管用缶	_
		■ ■ラックD型 No. 1		制限(保管	wt%以下	体		の配列	
	•			用缶配列)	の濃縮ウ			(燃料集合体 1 体を搬送する天井ク	
	:	i		中性子吸	ラン			レーンを含む)	
	i			収板の吸				列方向:2列	
		i		収効果				横方向:無限個	
	ī							保管用缶中心間距離:27.5 cm以上	
		i						各列に6個に1個の割合で保管用缶	
	•							を使用不可とし、使用不可とする位	
								置を1列目と2列目で3個ずらす。	
	•							上下方向:1個	
		•						保管用缶	
	<u>.</u>							縦 内寸:23.3 cm以下	
		<u>!</u>						横 内寸:23.3 cm以下	
	•							厚さ:0.5 cm以上	
		•						高さ:380 cm以上	
								材料:ホウ素入りステンレス鋼	
								(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

73.44	設置場所	設備名		712 (710	> + >	制阻	は荷		運転管理方法
施設	以巨物//	DX /m /u	設備	項目	mt 12444.55+	核燃料物		核的制限値	建松音程 为位
設 名			一台数	- 快日	l		侧 医呆什	校 时) 市] 小文 1直	
1			数		質の種類	質の状態			
核	第	スクラップ保管	1台	幾何学的形	濃縮度 5	酸化ウラ	H/U≤1.0	粉末保管容器(保管	<事業所外からの搬入>
燃	第 □ 2 □ 加 □	ラックD型		状制限(棚	wt%以下	ン粉末	(粉末保	容器F型)を収納す	* 1
料	뿌∎	No. 1¾		配列)	の濃縮ウ		管 容器	る棚の配列	<事業所内からの搬入>
質	棟╸			粉末保管容	ラン		(保管容	列方向:1列	(a) 輸送容器搬送コンベア
一郎	i	Ī		器(保管容			器F型)	横方向:無限個	No.1-1、輸送容器搬送コンベ
核燃料物質の貯蔵施				器F型)の			内)	上下方向:無限個	ア No.1-2、粉末缶移載装置
一施設	i	i		水密構造				粉末保管容器(保	No.1-1、粉末缶移載装置
100		! !						管容器F型)の面	No.1-2、粉末缶搬送コンベア
	i	Ī						間距離:30.5 cm以	No.1、輸送容器搬送コンベア
		! !						上	No.2-1、輸送容器搬送コンベ
	i	Ī						粉末保管容器(保管	ア No.2-2、粉末缶移載装置
								容器F型)	No. 2-1 、粉末缶移載装置
	i	•						直径:30 cm以下	No. 2-2、粉末缶搬送コンベア
		! !						高さ:22 cm以下	No. 2、第1-1輸送物保管区
	1	•						質量:1.1 kgU235	域、第1-3貯蔵容器保管設
								以下/粉末保管容	備 第1-3貯蔵容器保管区
	•	•						器(保管容器F型)	域、原料保管設備D型 No.1 及
		:							び原料保管設備E型 No.1、ス
	•	!							ク ラップ 保管 ラック E 型
		! •							No.2-1 からの搬入
	1	1							— (注1)
		:							(b)上記を除く設備からの搬
	i	i							入
									・事前計量により酸化ウラ
	i	•							ン質量が単位保管容器当た
	1	I I							り 25 kg 以下であることを
	ı	<u>.</u>							確認する。
									・作業記録若しくは水素分
	•	•							析の結果により H/U≤1.0 で
	L <u>.</u>								あることを確認する。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

別才	< 中 mi / P.	女王官理に除	اللا <i>ل</i>		の木肉	1余 (水			
+/-	設置場所	設備名	設備			制限	値		運転管理方法
施設			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
	,	■	. />	δ ¢ (→ Δ4 Δ4 π/	Nella dontro coloro	#471L ~	11 /11 .2 .0		
核	第■ 2■		ı		I				<事業所外からの搬入>
	加∎	iラックD型		状制限 (棚	l			容器F型)を収納す	
物	II∎	No. 2-1			の濃縮ウ			る棚の配列	<事業所内からの搬入>
単の	棟■			粉末保管容	ラン		(保管容		(a)輸送容器搬送コンベア
貯	•	i		器(保管容			器F型)	横方向:無限個	No.1-1、輸送容器搬送コンベ
厳施		!		器F型)の			内)	上下方向:無限個	ア No.1-2、粉末缶移載装置
設	ī	;		水密構造				粉末保管容器(保	
		!						管容器F型)の面	
	;	:						間距離:30.5 cm以	輸送容器搬送コンベア No.2-
		ī						上	1、輸送容器搬送コンベア
	;							粉末保管容器(保管	No. 2-2、粉末缶移載装置 No. 2-
		I						容器F型)	1、粉末缶移載装置 No. 2-2、粉
	:	1						直径:30 cm以下	末缶搬送コンベア No. 2、第1
	•	i						高さ:22 cm以下	-1輸送物保管区域、第1-
								質量:1.1 kgU235	3 貯蔵容器保管設備 第1-
	•	i						以下/粉末保管容	3 貯蔵容器保管区域、原料保
								器(保管容器F型)	管設備D型 No. 1、原料保管設
	•	i							備E型 No.1 及びスクラップ
									保管ラックE型 No.2-1 から
	•	;							の搬入
									— (注1)
	Ī	;							(b) 上記を除く設備からの搬
		•							入
	i								・事前計量により酸化ウラ
1	!	•							ン質量が単位保管容器当た
	;								り 25 kg 以下であることを
1	!	•							確認する。
1									・作業記録若しくは水素分
1		ī							析の結果により H/U≤1.0 で
1		:							あることを確認する。
	<u>└</u> ▄▗▗▗▗	-	<u> </u>						MACCARDOTO.

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

カリオ		女王官 垤に休	عراز ک		10070				
₩.	設置場所	設備名	設 備			制	限値	T	運転管理方法
施設			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
-	,								
核	第 2	スクラップ保管							<事業所外からの搬入>
燃料	thn ↓	■ラ ッ ク E 型 ■		形状制限		ン粉末		容器F型)を収納す	
物	二 棟 ▮	No. 2-1		(棚配列)	の濃縮ウ		管容器(保	る棚の配列	<事業所内からの搬入>
質	棟▮	<u>.</u>		粉末保管	ラン		管容器F		(a)輸送容器搬送コンベア
貯	Ī	<u>.</u>		容器(保管			型)内)	横方向:無限個	No. 1-1、輸送容器搬送コンベ
核燃料物質の貯蔵施設	<u> </u>	•		容器F型)				上下方向:無限個	ア No.1-2、粉末缶移載装置
設		<u>.</u> ■		の水密構				粉末保管容器(保	No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-
	•	•		造				管容器F型)の面	2、粉末缶搬送コンベア No. 1、
	Ī.			中性子吸				間距離:10 cm以	輸送容器搬送コンベア No.2-
	 	i		収板の吸				上	1、輸送容器搬送コンベア
		:		収効果				粉末保管容器(保管	No. 2-2、粉末缶移載装置No. 2-
		i						容器F型)	1、粉末缶移載装置 No. 2-2、粉
	l I	•						直径:30 cm以下	末缶搬送コンベア No. 2、第1
								高さ:22 cm以下	-1輸送物保管区域、第1-
		<u>.</u>						質量:1.1 kgU235	3 貯蔵容器保管設備 第1-
	Ī	;						以下/粉末保管容	3 貯蔵容器保管区域、原料保
		•						器(保管容器F型)	管設備D型 No. 1、原料保管設
		;						吸収板厚さ:0.5 cm	備E型No.1、スクラップ保管
	l t	•						以上	ラックD型 No.1 及びスクラ
	Ī	;						吸収板配列:各棚に1	ップ保管ラックD型 No. 2-1
	<u>†</u>	•						枚の吸収板を配置す	からの搬入
	Ī	<u>.</u> 1						る 。	— (注1)
	<u> </u>	•						材質:ホウ素入りス	, · /
		:						テンレス鋼	人
	•	i						(ホウ素の含有率	・事前計量により酸化ウラ
								1. 0wt%以上)	ン質量が単位保管容器当た
		- •							り 25 kg 以下であることを
		•							確認する。
		•							- 作業記録若しくは水素分
		• •							析の結果により H/U≤1.0 で
		;							あることを確認する。
	<u> </u>	•							めることを傩酌りる。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

	設置場所	設備名	訬				制限值	直	運転管理方法
施設			設備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名			台数		質の種類	質の状態			
	 	~ 4 ~ → (□ bb	1 /5	TK 115 3+	Mile (mile mile m	ᅖᄼᄱᇩᅩ			
核	第■	■スクラップ保管	ı					ペレット保管容器(保管容器G型)を	_
核燃料物質	第 1 2 1 加 1	ラックC型		制限(棚配列)	Wt % 以 「 の濃縮ウ			収納する棚の配列 列方向:1列	
物	工量 棟	No. 1※		(11/2)	ラン	r		グリカロ・エグリ 横方向:無限個	
りの	1末 📗	•			フン			D. C. A. L. S. MILET III.	
貯	i	1						上下方向:無限個	
の貯蔵施設	•	Ī						ペレット保管容器(保管容器G型)	
設	i	1						の面間距離:30.5 cm以上	
	•	į						棚収納部高さ:9.5 cm以下	
	i	1						ペレット保管容器(保管容器G型)	
	1	•						縦:27.5 cm以下	
	i		. /.	772 J.D. J. Ma	Nella Costro petro p	#4 /IL ~		横:27.5 cm以下	
	1	スクラップ保	ı					ペレット保管容器(保管容器G型)を	_
	•	■管ラックF型 ■No. 2-1		制限(棚配				収納する棚の配列	
	1	INO. 2-1			の濃縮	Γ		列方向:1列 ##士白 ##四四	
	i	1		中性子吸				横方向:無限個	
	1	•		収 板 の 吸 収効果				上下方向:無限個 ペレット保管容器(保管容器G	
	•	1		以别未					
	1	•						型)の面間距離:10 cm以上 棚収納部高さ:9.5 cm以下	
	1	1						伽収納部高さ:9.5 cm以下	
	1	•							
	•	1						縦:27.5 cm以下	
	1	•						横:27.5 cm以下	
	•							吸収板厚さ:0.5 cm以上	
	1	•						吸収板配列:各棚に1枚の吸収板を	
	ı	1						配置する。	
		<u> </u>						材質:ホウ素入りステンレス鋼	
		1						(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

1.6	設置場所	設備名	詇		制限值			運転管理方法
施設名			設備台数	項目	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限值	
核燃料物質の貯蔵施設	217	ペレット一時 保管台 No. 1※	l		ンペレッ	Ī		焼結ペレット(高さ約1 cm)を1段 積みにした焼結ボート 5 段積み以下 で取り扱う。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所	設備名	設				制阻	受 值	運転管理方法
施設名			設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
核		ペレット保管	1 台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管容器(保管容器G型)を	
燃		■ ラック C 型		制限(棚配	wt%以下	ンペレッ		収納する棚の配列	
科	낖 ▮	No.1※		列)	の濃縮	١		列方向:1列	
核燃料物質の	棟▮	•			ウラン			横方向:無限個	
	:							上下方向:無限個	
貯蔵施設	i	<u>.</u>						ペレット保管容器(保管容器G型)	
一般	:							の面間距離:30.5 cm 以上	
	i	•						棚収納部高さ:9.5 cm 以下	
	!	:						ペレット保管容器(保管容器G型)	
	i	•						縦:27.5 cm 以下	
	<u> </u>	• •						横:27.5 cm 以下	

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

13.147	設置場所	設備名		(2)		極	運転管理方法		
施設名	B 1 2 3 7 7	Be a KIN I	設備公	項目	核燃料物	核燃料物			- I - I - I - I - I - I - I - I - I - I
名			台数		質の種類	質の状態			
核	 第■	ペレット保管ラ	1 台	形状寸法	濃縮度 5	酸化ウラ	_	ペレット保管容器 (保管容器G型) を収	_
核燃料物質の	第 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ックD型 No. 2-1		制限(棚配	wt%以下	ンペレッ		納する棚の配列	
物	加 · 工 ■ 棟 <u>•</u>			列)	の濃縮ウ	<u>۲</u>		列方向:1列	
質	棟▮	•		中性子吸	ラン			横方向:無限個	
一貯	• ;	•		収板の吸				上下方向:無限個	
貯蔵施	: !	• -		収効果				ペレット保管容器(保管容器G型)	
一般	i ;							の面間距離:10 cm 以上	
"	: !	• •						棚収納部高さ:9.5 cm 以下	
		•						ペレット保管容器(保管容器G型)	
	! !	<u>.</u>						縦:27.5 cm 以下	
	;							横:27.5 cm 以下	
	! !	<u> </u>						吸収板厚さ:0.5 cm 以上	
	;							吸収板配列:各棚に1枚の吸収板を配	
		• •						置する。	
	i	•						材質:ホウ素入りステンレス鋼	
								(ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)	

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

14L	設置場所	設備名	設			制图	見値		運転管理方法
施設名			設備公	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
核	第■■■■ 第■	開発試料保管棚	1台	質量制限	濃縮度 5	酸化ウラ	_	質量:0.65 kgU235	管理機器(秤量器)により事前計量
核燃料	第■ 2■ 加■				wt%以下	ン粉末		以下	した単位保管容器の酸化ウラン質
科	꺂 ▮				の濃縮ウ	酸化ウラ			量の開発試料保管棚での合計を左
物質の	工∎ 棟■				ラン	ンペレッ			記核的制限値以下に管理する。
即						<u>۱</u>			
貯蔵施	•					金属ウラ			
設						レ			
L									

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

	設置場所	設備名	設			制图	艮値		運転管理方法
施設名			設備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限値	
名			台数		質の種類	質の状態			
核燃料物1	第 ■ 2 ■ 加 ■ 工 ■ 棟 ■	分析試料保管棚	1 台	質量制限	wt% 以 下 の濃縮ウ	酸化ウラ		以下	管理機器 (秤量器) により事前計量 した単位保管容器の酸化ウラン質 量の分析試料保管棚での合計を左
-物質の貯蔵施設	棟 I				ラン	ンペレッ ト 金属ウラ ン			記制限値以下に管理する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

<u>س</u> د	設置場所	設備名	設			制限值			運転管理方法
施設名			備台数	項目	l	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	
料物質の	第 2 加工 棟	第2-1燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の 安全機能		燃料集合 体(集合 体輸送容 器 に 収 納)	1	I	第2-1 燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。
貯蔵施設		第2-2燃料集 合体保管区域	1	集合体輸送容器の 安全機能	_	燃料集合 体(集合 体輸送容 器 に 収 納)			第2-2燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。
		第2-3燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の 安全機能	1	燃料集合 体(集合 体輸送容 器 に 収 納)		_	第2-3燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。
		第2-4燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の 安全機能	_	燃料集合 体(集合 体輸送容 器 に 収 納)	_	Π	第2-4燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

	設置場所	設備名	設			制限值		運転管理方法
施設名			設備台数	項目	1	核燃料物 質の状態	 核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第 2 加工棟	5 ton 天井クレ ーン	ı	集合体輸 送容機能 安全機能	1	燃体体器納ウレ(ト器納料(輸に酸ンツル送に酸ンツル送になり、ラッペ輸にの合合容収化ペトッ容収	_	5 ton 天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を取り扱うことで臨界防止する。

別表 4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

וית	設置場所 設備名		散制限值						運転管理方法		
施設名			備	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值			
名					台数		質の種類	質の状態			
その他加工設備の	213	′ _{\$\phi\$}	燃料開発設備 ップ処理装置	スクラ	1 台	質量制限	wt%以下	酸 化 ウ ラ ン ペ レ ッ ト		質量:0.65 kgU235 以下	・第2開発室に持ち込むウランの総量を除く)を左記核的制限値以下に管理する。・上記の管理について、第
)附属施設			燃料開発設備		1 台			酸 化 ス 属 ウ ラ ッ ウ ラ の ウ ラ の ウ ラ の の ラ の の ラ の の の の の の の の の の の の の			2開発室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。 ・第2開発室に持ち込むウランの総量の内数には、少
			整用フード	u- v-(- µ/+∪	± Н	が が が が が が		ン粉末 酸化ウラ ンペレット 金属ウラ			量の燃料開発又は試験検査で用いられる市販の機器を含める。
			燃料開発設備 整用フード No. 1	試料調	1 台			<u>ン</u> 酸 化ペ か			
			燃料開発設備 整用フード No. 2	試料調	1 台			s 金 ン 酸 化 物 化 ポ ウ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ			
			燃料開発設備扱フード	粉末取	1台			ト 金 ン 酸 化 ウ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ			
			燃料開発設備 フ	プレス	1 台			ト 金 ン 酸 化 ウ ラ ン 数末 酸 化 ウ ラ			
			燃料開発設備 力燃料開発設備		1台			ンパレット 酸 化 ウラ			
			照	小王分	1 [酸化リフ ンペレッ ト	l		

別表 4 臨界安全管理に係る制限値(第 33 条関係)(続き)

+/-	設	置場所	設		設			制限	值		運転管理方法
施設名					備台	項目	核燃料物	核燃料物	減速条件	核的制限值	
名					数		質の種類	質の状態			
そ	第	第2分析	分析設備	粉末取扱フ	1台	質量制限	濃縮度 5	酸化ウラ	_	質量:0.65 kgU235	・第2分析室に持ち込むウ
(h	2	室	ード No. 1				wt%以下	ン粉末		以下	ランの総量 📗
他加加	加 工 棟		分析設備	粉末取扱フ	1台		の濃縮ウ	酸化ウラ			を除く)を左記核的制限
工	棟		ード No. 2				ラン	ンペレッ			値以下に管理する。
工設備			分析設備	粉末取扱フ	1台			h			・上記の管理について、第
の			ード No. 3					金属ウラ			2 分析室にウランを持ち込
附属施設			分析設備	ドラフトチ	1台			ン			む前に、担当及び担当以外
施			ャンバ No.]	1							の操作員は、ダブルチェッ
政			分析設備	ドラフトチ	1台						クにより確認し、記録する。
			ャンバ No. 2	2							・第2分析室に持ち込むウ
			分析設備	ドラフトチ	1台						ランの総量の内数には、少
			ャンバ No. 3								量の分析で用いられる市販
											の機器を含める。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

- *1 当該設備では、粉末保管容器(保管容器F型)を事業所外から直接搬入しない。
- *2 当該設備では、粉末保管容器(保管容器F型)を以下に示す事業所内の設備以外の設備から直接搬入しない。
 - ・粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末 缶移載装置 No. 1-2、粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移 載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2
 - 第1-1輸送物保管区域
 - ・第1-3 貯蔵容器保管設備 第1-3 貯蔵容器保管区域
 - ・原料保管設備D型 No.1
 - ・原料保管設備E型No.1
 - ・スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1
 - ・スクラップ保管ラックE型No, 2-1
- (注1)以下の設備間で相互に移動する粉末保管容器(保管容器F型)は、酸化ウラン重量及びH/Uに係る臨界安全管理を既に行っているため、当該設備における運転管理を要しない。
 - ・粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末 缶移載装置 No. 1-2、粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移 載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2
 - 第1-1輸送物保管区域
 - ·第1-3 貯蔵容器保管設備 第1-3 貯蔵容器保管区域
 - ・原料保管設備D型 No.1
 - ・原料保管設備E型No.1
 - ・スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1
 - ・スクラップ保管ラックE型No.2-1
- (注2) 容積制限を満足する設備構造であり、核的制限値を超えるウラン量を装荷することはできない。
- (注3) 工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設けている研磨屑回収装置の研磨屑回収釜(容積約 L L。酸化ウラン研磨屑を含んだ水が存在する範囲の容積であり、研磨屑回収釜の保有水量に相当する。)には、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑を収納できるため、センタレス研削盤の運転期間の制限を行うことにより、運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を管理する。上記により、酸化ウラン研磨屑が研磨層回収装置の研磨層回収釜の容積を超えることはない。また、研磨層回収装置の回転数の維持を行うことにより、研磨層回収装置の循環水タンクに流入する酸化ウラン研磨層の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑える(約1 gU/L < 11.5 gU/L)。
- (注4) 加工事業変更許可申請書に基づき、最大処理能力 193 tU、研磨工程から発生するスクラップ割合最大 4%から求められる単位 時間当たりの最大発生量は となる。 (注5) 移動に対する考慮として、管理された所定の容器に核燃料物質を収納し、別図5に示す第2-2領域(第2加工棟1階に位置
- (注5)移動に対する考慮として、管理された所定の容器に核燃料物質を収納し、別図5に示す第2-2領域(第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可申請書に基づく核的に隔離されている領域)内の他の設備との間に核的に安全な配置を保持するように通路を定めるとともに、運搬台車の同時使用を2台に制限した評価を行った。評価結果に基づき、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うことにより、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持できる。
- (注6) 加工事業変更許可申請書に基づき、最大処理能力 190 tU、研磨工程から発生するスクラップ割合最大 4%から求められる単位 時間当たりの最大発生量は しなる。
- 時間当たりの最大発生量は しょう しなる。 (注7) 近接防止構造により、2 ton 天井クレーン No.1 及び2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない。

別表 5 火災及び爆発の防止のための措置(第35条関係)

1. 熱的制限値(第35条第1項関係)

設備名	熱的制限値(℃)	運転管理方法
連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850 ℃以下に設定して運転する。
連続焼結炉No. 2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850 ℃以下に設定して運転する。

[※]後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

2. 可燃性ガスの爆発防止 (第35条第2項関係)

可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備 連続焼結炉No. 1 連続焼結炉No. 2-1 燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 焼却設備 焼却炉

別表6 身体及び身体に着用している物の表面密度(第45条関係)

区分	表面密度
アルファ線を放出する放射性物質	$0.4~\mathrm{Bq/cm^2}$
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq∕cm²

別表7 放射線業務従事者に係る線量限度(第48条、第91条の2関係)

		等価線量限度					
実効線量	限度	眼の水晶	/*	皮膚	妊娠中である女子の		
		日民サノハ、日日	4	以屑	腹部表面		
100 mSv/5年	(注1)						
50 mSv/年	(注2)						
女子		100 mSv/5年	(注1)		2 mSv/出産までの期間		
5 mSv/3月	(注3)	100 mSv/5平 50 mSv/年	(注1)	500 mSv/年	(注4)		
妊娠中である女	壬娠中である女子		(土4)		(注4) 		
内部被ばくで1	mSv/出産						
までの期間	(注4)						

別表 7 の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者の実効線量が 100 mSv (線量告示第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては 250 mSv)、眼の水晶体の等価線量が 300 mSv 及び皮膚の等価線量が 1 Sv を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

なお、この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。

- (注1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間。
- (注2)4月1日を始期とする1年間。
- (注3) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を所長及び環境安全部長に書面で申し出た者 及び妊娠中の者については適用除外。
- (注4)本人の申し出等により所長及び環境安全部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間。

別表8 線量の評価項目及び頻度(第49条関係)

項目	区分	評価頻度				
外部被ばくに	放射線業務従事者	1回/3月				
よる線量		その他、環境安全部長が必要と認めた都度				
内部被ばくに	第1種管理区域に立入	1回/3月				
よる線量	った放射線業務従事者	その他、環境安全部長が必要と認めた都度				

別表 9 線量当量等の測定(第 52 条、第 74 条、第 75 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量・空気中の放射性物質の濃度・表面密度	1回/週
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 (注1)・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月

⁽注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。

別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係)

	測定項目	測定方法
放射線業務従事	放射線業務従事者の外部被ばく	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線
者の線量	による線量	量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測
		定
	第1種管理区域に立ち入った放	空気中放射性物質濃度からの計算又はバ
	射線業務従事者の内部被ばくに	イオアッセイ法 (尿中ウラン量測定等) に
	よる線量	よる測定
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウ
		ンドカウンタ等による測定
空気中の放射性	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バック
物質の濃度		グラウンドカウンタ等による測定
		ダストモニタ (換気用モニタ) による測定
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バック
		グラウンドカウンタ等による測定
		ダストモニタ (排気用モニタ) による測定
水中の放射性物	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低
質濃度		バックグラウンドカウンタ等による測定
外部放射線に係	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD
る線量当量)等による測定
風向、風速、降雨	周辺監視区域	気象観測装置による測定
量及び大気温度		

別表11 放射線測定器類(第53条関係)

設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者
第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長
	低バックグラウンドカウンタ	1式	
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	
	個人線量計 (電子式線量計)	1式	
第1-3 貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ(注)	1式	
第2加工棟	サーベイメータ	1式	
	ハンドフットクロスモニタ	1式	
	低バックグラウンドカウンタ	1式	
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	
	エアスニファ	1式	
	ダストモニタ (注)	1式	
	物品搬出モニタ	1式	
	熱蛍光線量計(TLD)	1式	
	放射線測定装置	1式	
	個人線量計(電子式線量計)	1式	
第1廃棄物貯蔵棟	サーベイメータ	1式	
	ハンドフットクロスモニタ	1式	
	低バックグラウンドカウンタ	1式	
	エアスニファ	1式	
	ダストモニタ (注)	1式	
	物品搬出モニタ	1式	
	熱蛍光線量計(TLD)	1式	
	個人線量計(電子式線量計)	1式	
屋外	モニタリングポスト (注)	2式	
	熱蛍光線量計(TLD)	1式	
	可搬式ダストサンプラ	1式	
	サーベイメータ	1式	
	気象観測装置	1式	

(注) 第31条に定める監視用放射線測定器

別表12 物品移動に係る限度値(第54条、第55条関係)

項目	限度値		
表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ²		
	アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm²		
表面における線量当量率	2 mSv/h		
	原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を		
	受けた場合は 10 mSv/h		
表面から1mにおける線量当量率	100 μ Sv/h		
	原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を		
	受けた場合は除く。		

別表14 核燃料物質の受入仕様(第68条関係)

1. 核燃料物質の受入仕様(再生濃縮ウランを除く。)

		含有量(上限値)	
放射性物質区分	核種	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び	
		劣化ウラン	
ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)	
	U (α)	$1.44 \times 10^5 \text{ Bq/gU}$	
核分裂生成物	Тс 9 9	10 ppb (Uベース)	

2. 再生濃縮ウランの受入仕様

放射性物質区分	核種	含有量(上限値)	
ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)	
	U (α)	$3.3 \times 10^5 \text{ Bq/gU}$	
超ウラン元素	N p 2 3 7	$1\times10^{-1}~\mathrm{Bq/gU}$	
	Pu (α)	$1 \times 10^{-1} \text{ Bq/gU}$	
	Pu (β)	3 Bq/gU	
核分裂生成物	Тс 9 9	$10~\mathrm{Bq/gU}$	
	R u 1 0 6	$10~\mathrm{Bq/gU}$	
	S b 1 2 5	2 Bq/gU	

別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)

(1) 第1加工棟

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	
	濃縮度 5 wt%以下の	酸化ウラン粉末、酸化	47.6 ton-U
	濃縮ウラン、天然ウ	ウランペレット又は	(注7) (注8) (注9) (注10)
į	ラン、劣化ウラン	そのスクラップ、燃料	(注27) (注28) (注29)
;		棒、燃料集合体	

(2) 第1-3 貯蔵棟

	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	
		濃縮度5 wt%以下の	酸化ウラン粉末、酸化 5.9 ton-U	
ļ		濃縮ウラン、天然ウ	ウランペレット又は (注11) (注12)	
Į		ラン、劣化ウラン	そのスクラップ	

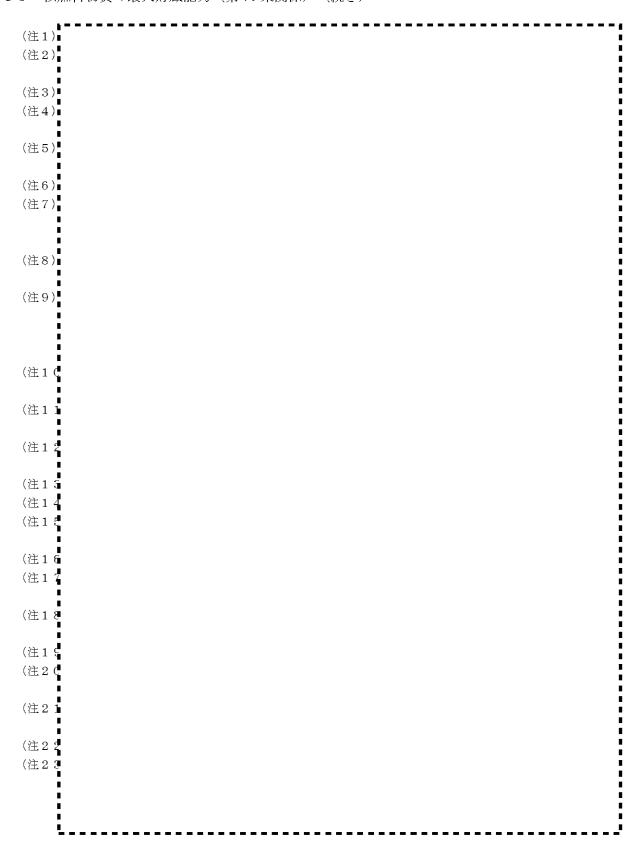
※第1-3 貯蔵棟の に設置する第1-3 貯蔵容器保管設備 第1-3 貯蔵容器保管区域は、後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)(続き)

(3) 第2加工棟

) <u> </u>			
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	
•	- 濃縮度5 wt%以下の	酸化ウラン粉末又はその	37 ton-U
Ī	濃縮ウラン、天然ウ	スクラップ	
Ī	ラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末又はその	41.2 ton-U (注2)
Ī		スクラップ	
	•	酸化ウランペレット	0.85 ton-U
	•	酸化ウランペレット	0.45 ton-U (注1)
	<u>:</u>	酸化ウランペレット	0.35 ton-U
	I	酸化ウラン粉末又はその	0.3 ton-U
	1 1	スクラップ	
:	! !	酸化ウランペレット	0.45 ton-U (注1)
	! !	酸化ウラン粉末又はその	0.84 ton-U (注1)
	! !	スクラップ	
	1 1	酸化ウランペレット	38 ton-U(注3)
	1 1	酸化ウランペレット	3.4 ton-U
	! !		(注13) (注14)
•	!		(注27)(注28)(注29)
Ī	•	燃料棒	41 ton-U(注4)
Ī		燃料集合体	149 ton-U(注5)
Ī		燃料集合体	15.3 ton-U(注1)
	į		(注15)(注16)(注17)
Ī	<u>:</u>		(注18) (注19) (注20)
ļ	<u>:</u>		(注27) (注28) (注29)
	!	燃料集合体	19.2 ton-U
			(注21) (注22) (注23)
	! !		(注24) (注25) (注26)
	! !		(注27) (注28) (注29)
	1 1	酸化ウラン粉末、酸化ウ	
Ī	:	ランペレット又はそのス	0.022 ton=U(注1)
Ī	- !	クラップ、金属ウラン	
<u></u>	<u>. </u>	(注6)	

別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)(続き)



別表 1 5 核燃料物質の最大貯蔵能力(第 70 条関係)(続き)



ただし、再生濃縮ウランの受入仕様値は別表 14 のとおりとする。

別表 1 6 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第 74 条、第 75 条、第 98 条関係)

項目	限度	管理目標値		
空気中の3月間につい ての平均値	$1\times10^{-8}~\mathrm{Bq/cm^3}$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$		
水中の3月間について の平均値	$2\times10^{-2}~\mathrm{Bq/cm^3}$	$8\times10^{-3}~\mathrm{Bq/cm^3}$		

別表 17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)

測定項目	測定頻度
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度
排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日(連続)

1. 加工規則第7条に基づく記録

	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
1. 力	口工施設の施設管理に係る記録			
イ	使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	(注1)
ロ	加工規則第7条の4第1項第4号の規定に よる施設管理の実施状況及びその担当者の 氏名(注4)		(注4) に示 す担当部長	(注2)
ハ	加工規則第7条の4第1項第5号の規定に よる施設管理方針、施設管理目標及び施設管 理実施計画の評価の結果及びその評価の担 当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	(注3)
2. 放	收射線管理記録			
イ	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及			
	び排水口又は排水監視設備における放射性			
	物質の平均濃度			
	1 日間の平均濃度	毎日1回	環境安全部長	10 年間
	3月間の平均濃度	3月ごと1回	環境安全部長	10 年間
口	管理区域及び周辺監視区域における外部放 射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	環境安全部長	10 年間
	並びに管理区域における空気中の放射性物	毎週1回	環境安全部長	10 年間
	質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表 面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10 年間

- (注1) 同一事項に関する次の確認のときまでの期間。
- (注2) 施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。
- (注3) 評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間。
- (注4) 施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。(括弧内は保管責任者を示す。)
 - (1) 設工認申請書(環境安全部長)
 - (2) 補修等の工事を実施した記録(設備管理部長)
 - (3) 巡視の結果の記録(設備を所管する担当部長)
 - (4) 定期点検等の年間計画及び実績(設備を所管する担当部長)
 - (5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計及び実績(設備を所管する担当部長)

1. 加工規則第7条に基づく記録(続き)

	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
ハ	放射線業務従事者の4月1日を始期とする 1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された 者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長	毎年度1回 ただし、女子に	環境安全部長	(注5)
	及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	あっては3ヶ月 毎に1回 また、妊娠中の 女子にあっては 1ヶ月毎に1回		
	4月1日を始期とする1年間の線量が20 mSv を超えた放射線業務従事者の当該1 年間を 含む原子力規制委員会が定める5 年間の線 量	原子力規制委員 会が定める5年 間において毎年 度1回	環境安全部長	(注5)
ホ	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者 の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	(注5)
^	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴		環境安全部長	(注5)
F	工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び 経路	運搬の都度	燃料製造部長	1 年間
チ	廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度		加工規則第7条第7項に定める期間
IJ	放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に 固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	燃料製造部長	加工規則第7 条第7項に定 める期間

⁽注5) 「その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。

1. 加工規則第7条に基づく記録(続き)

74	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
0 ±	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	日本のカートで加口		本行朔則
	操作記録 保安上特に管理を必要とする設備への核燃 料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 (連続式にあっ ては連続して)	設備を所管する担当部長	1 年間
ロ	保安上特に管理を必要とする設備における 温度の値 (注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1 年間
ハ	加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の 都度	設備を所管する担当部長	1 年間
=	警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間
ホ	保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の 交代の時刻	操作の開始及び 交代の都度 (注7)	設備を所管する担当部長	1 年間
4. t	加工施設の事故記録			
イ		その都度	環境安全部長	加工規則第7 条第7項に定 める期間
П	事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7 条第7項に定 める期間
ハ	事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7 条第7項に定 める期間
=	事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7 条第7項に定 める期間

⁽注6) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。

⁽注7) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。

1. 加工規則第7条に基づく記録(続き)

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
5. 気象記録			
イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10 年間
ロー降雨量	連続して	環境安全部長	10 年間
ハー大気温度	連続して	環境安全部長	10 年間
6. 保安教育の記録			
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	環境安全部長	3 年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	環境安全部長	3 年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	環境安全部長	3 年間
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質	当該文書又は記	各部長、品質・	当該文書又は
マネジメント文書及び品質マネジメントシス	録の作成又は変	安全管理室長	記録の作成又
テムに従った計画、実施、評価及び改善状況の	更の都度 (第 10 条第		は変更後 5 年
記録(注8)		2項及び第13	が経過するま
(他の号に掲げるものを除く。)		条に係る記	での期間
		録)	
8. 定期評価の結果			
イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7
の評価の結果			条第7項に準
			じた期間
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への	評価の都度	燃料製造部長	
最新の技術的知見の反映状況の評価の結 果			

- (注8) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。
- (1) 保安委員会の記録 (第10条第2項)
- (2) 教育・訓練の記録 (第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条)
- (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録(第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7)
- (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録(第62条の5)
- (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録(第62条の6第6項)
- (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価(第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10)
- (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録(第63条及び第64条)
- (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録 (第12条の8)
- (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録(第 11 条、第 11 条の 3 及び第 12 条の 12)
- (10) トレーサビリティの記録(第12条の14)
- (11) 組織外の所有物に関する記録 (第12条の15)
- (12) 計量標準の記録 (第12条の17、第13条の3及び第59条の5)
- (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録 (第12条の17、第13条の3及び第59条の5)
- (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条)
- (15) 不適合の処置の結果の記録 (第14条)
- (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録(第15条及び第15条の2)

2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録

	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
1. 使	用前事業者検査の結果	検査の都度	設備を所管す	当該使用前事
(1)	検査年月日		る担当部長	業者検査に係
(2)	検査の対象			る加工施設の
(3)	検査の方法			存続する期間
(4)	検査の結果			
(5)	検査を行った者の氏名			
(6)	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じ			
	たときは、その内容			
(7)	検査の実施に係る組織			
(8)	検査の実施に係る工程管理			
(9)	検査において役務を供給した事業者がある			
	場合には、当該事業者の管理に関する事項			
(10)	検査記録の管理に関する事項			
	検査に係る教育訓練に関する事項			
2. 定	期事業者検査の結果	検査の都度	設備を所管す	その加工施設
(1)	検査年月日		る担当部長	が廃棄された
(2)	検査の対象			後5年が経過
(3)	検査の方法			するまでの期
(4)	検査の結果			間
(5)	検査を行った者の氏名			
(6)	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じ			
	たときは、その内容			
(7)	検査の実施に係る組織			
(8)	検査の実施に係る工程管理			
(9)	検査において役務を供給した事業者がある			
	場合には、当該事業者の管理に関する事項			
(10)	検査記録の管理に関する事項			
(11)	検査に係る教育訓練に関する事項			

別表 18 保安に関する記録(第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係)(続き)

3. その他保安に係る記録

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都	環境安全部長	同一事項に関
	度		する次の設定
			又は変更のと
			きまでの期間
(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する	その都度	環境安全部長	加工規則第7
場合には、その日時、状況及びそれに際して採			条第7項に定
った処置			める期間
(3)核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	保安・防災グ	5年間
		ループ長	

4. 整備規則 (注9) 附則 (経過措置) 第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて 従前の別表 18 を準用し保存する記録

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
1. 加工施設の検査記録			
イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検 査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその 担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1 年間
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏 名	修理の都度	設備管理部長	1年間
8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注13) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記 録の作成又は変 更の都度	各部長、品質· 安全管理室長	当該文書又は 記録の作成又 は変更後5年 が経過するま での期間
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7 条第7項に準 じた期間
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の 保全のために実施すべき措置に関する 10 年間 の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7 条第7項に準 じた期間

- (注9) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究 用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和2年4月1日施行)
- (注10) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。
- (注11) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。
- (注12)検査終了後5年が経過するまでの期間。
- (注13) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。
- (1) 保安委員会の記録
- (2) 教育・訓練の記録
- (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録
- (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録
- (5) 設計変更及びそのレビューの記録
- (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録
- (7) 組織外の所有物に関する記録
- (8) 計量標準の記録
- (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録
- (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録
- (11) 不適合の処置の結果の記録
- (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録

別表 1 9 保安規定条項と規則、基準の関係(第 4 条の 2 、第 10 条の 2 、第 11 条、第 19 条、第 21 条 関係)

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号
Q M S	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の 13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001
規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3~第7条の5、第16条~第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
	第4条	第7条の6、第8条~第10条、第12条の18、第12条の 19、第13条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
	第4条	第7条の3~第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、第62条の2	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管	保社-2004
			理方針及び施設管理目標の運用規則	
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認 規則	保社-2005
	_	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条 の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006
甘:	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理	安管-200003
基準	1 NIA - NIA 12 +	NOT THE PARTY OF AN INVESTIGATION AND INVESTIGATION OF AN INVESTIG	室)	X 1 200000
	第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025
	第12条	第 12 条の 2~第 12 条の 7、第 12 条の 12	設計管理基準	基保-021
	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022
	第13条	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	保安内部監査基準	安管-200002
	第 14 条~第 15 条の 3	第 12 条の 18、第 12 条の 19、第 13 条の 2、第 62 条の 9	評価・改善基準	基保-023
	第 21 条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004
	第 23 条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007
	第11条、第25条、第26条、	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第	加工施設の操作基準 (燃料製造部)	基保-003
	第 66 条、第 67 条	12条の12、第12条の15、第27条、第28条、第30条、	加工施設の操作基準 (設備管理部)	基保-026
		第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、	加工施設の操作基準 (環境安全部)	基保-028
		第 56 条、第 69 条、第 70 条	加工施設の操作基準 (品質保証部)	基保-032
	第 25 条、第 26 条	第 33 条	臨界安全管理基準	基保-037
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012
	第11条、第38条、第39条、	第 10 条の 2、第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第	放射線管理基準	基保-001
	第71条、第72条	12条の12、第40条~第45条、第47条~第55条、第74		
		条、第75条、第75条の2		
	第38条、第39条	第 45 条の 2、第 46 条、第 46 条の 2	周辺監視区域管理基準	基保-035
	第11条、第38条、第39条、	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、	核燃料物質等運搬基準	基保-008
	第 66 条、第 67 条	第 56 条、第 57 条、第 68 条		
	第 11 条、第 58 条、第 59 条	第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、	補修及び改造基準	基保-018
		第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34		
		条、第46条の2、第53条、第59条の2~第59条の5、第		
	## 11 /2 ## 71 /2 ## 70 /2	62条の2~第65条、第85条	+1. 克上 kb. pic =\$* \$4. 50° TH +1 30°	#/8 000
	第 11 条、第 71 条、第 72 条	第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、 第 72 条の 2、第 73 条、第 74 条	放射性廃棄物管理基準	基保-009
	第 11 条、第 24 条、第 81 条、	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、	非常時の措置基準	基保-006
	第82条	第17条、第83条~第93条、第98条		
	第11条、第94条、第95条	第 96 条	定期評価基準	基保-024
	第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016
	第 24 条、第 25 条、第 26 条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039

別表20 緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務(第84条関係)

	組織	任務					
本部		緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。					
緊	副本部長	緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務					
急	mir i alex	を代行する。					
対	本部長付	緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。					
策	核燃料取扱主任者	緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。					
本	核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。					
部	防火管理者	消火活動、防火活動について、助言を行う。					
	各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。					
実	施設責任者	加工施設等の点検及び点検に際して必要な措置を行い、得られた結果を本部長及び工					
施		務係に報告する。					
組	技術係	非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を					
織		行う。					
	放管係	事故現場等の必要箇所の放射線量、汚染の程度を測定するとともに、防護活動全般に					
		ついて放射線防護上必要な測定を行い、被ばく管理・汚染管理を行う。また、警備誘					
		導係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域を設定・管理を行う。					
	工務係	構内諸施設、建物、資材、事故現場に対する防護措置(電源切断、ガス置換並びに遮					
		断等)及び物品持出し、復旧時の施設設備の整備・点検・応急措置を行う。					
	除染係	汚染区域のウラン回収及び除染並びに負傷者・救助者等の除染を行う。					
	救護消火係	■ 救護班は負傷者の応急処置、看護を行うとともに、適切な医療機関への移送を担当す					
		る。					
		第1種管理区域での要救助者の救助に当たってはできる限り従業員が行うものとし、					
		やむを得ず外部(消防署等)の援助を受ける場合は、必要な情報を伝達するとともに					
		可能な限り当該援助者の被ばく並びに身体汚染を防止する措置を採る。					
		被ばく又は身体汚染した負傷者を医療機関へ搬送する場合は、除染係及び放管係の協					
		力の下、除染及び二次汚染防止等の措置を講じた上で、放管係担当者が同行する。					
		消火班は消火活動等を行う。					
支	情報1係	非常事態が発生した場合における当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との					
援		情報連絡及び国・自治体等社外関係機関への通報・連絡を行う。					
組	情報2係	非常事態が発生した場合は、当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報					
織		連絡を行い、情報1係を支援する。					
		原災法事象に進展するおそれのある場合を含めて、原災法に対応する場合は、熊取オ					
		フサイトセンターへ出向き、関係機関と情報交換・相互協力を行う。					
	総務広報係	非常事態が発生した場合における当該事象に関する事業所内への周知、要員の呼集、					
		広報及び他の係に属さない事項を行うとともに総務広報係長は外部機関への連絡責					
		任者となる。					
	調達係	非常事態の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送を行う。					
	警備誘導係	外来者を含む施設からの退避者の誘導、公設消防等への助言・誘導、負傷者の救出等					
		への支援を行う。また、放管係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制					
		限区域の縄張り、表示、構内通路の遮断等及び監視警戒を行うとともに出入管理を行					
		う。					

別表21 非常時用資機材(第85条関係)

分類	資機	材の種類	資機材の名称	数量の 考え方 (注1)		量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
放射線	汚染防護服	Ž	汚染防護服	A	各 36 組	計 72 組 以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長
線障害	呼吸用ボン	バマスク	呼吸用ボンベマスク	A	各 2 式 以上	計15式	事務棟、第2加工 棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
用	フィルタ 防護マスク	付 半面マス ク	半面マスク	A	各 36 式 以上	計 72 式 以上	事務棟、敷地内	外観·員数 1 回/年	環境安全部長
器具		全面マス ク	全面マスク	A	各 36 式 以上	計 72 式 以上	事務棟、敷地内	外観·員数 1回/年	環境安全部長
	緊急時優先 話回線)	·電話(専用電	所外通信連絡設備 緊急時 優先電話(専用電話回線)(注 10)		1台	1	保安棟	員数·動作 1回/6月	環境安全部長
通信機	ファクシミ		所外通信連絡設備 ファクシミリ (注10)	В	各1台	計3台	事務棟、保安棟、事 務棟(緊急対策本 部)		環境安全部長
器 (注 2)	携帯電話等	Ť	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))に付属する所内携帯電話機(PHS)(注3)(注10)	С	7台		事務棟(緊急対策本部)	員数·動作 1回/6月	環境安全部長
			所内通信連絡設備(固定電話機)(注4)(注10)	С	25 台		事務棟、保安棟、第 2加工棟	員数·動作 1回/6月	環境安全部長
			所內通信連絡設備(無線機) (注5)(注10)	С	12 台		事務棟(緊急対策本部)		環境安全部長
			所外通信連絡設備 一般回線(注6)(注10)	С	1式		事業所內全域	員数·動作 1回/6月	環境安全部長
			所外通信連絡設備 携帯電話(注7)(注10)	С	1式		緊急対策本部員	員数·動作 1回/6月	環境安全部長
			所外通信連絡設備 IP電話(注10)	С	3 台		事務棟(緊急対策 本部)		環境安全部長
			所外通信連絡設備 社内網 の利用(注8)(注10)	С	1式		事業所内全域	員数·動作 1回/6月	環境安全部長
-	衛星電話		所外通信連絡設備 衛星携 帯電話(注10)	В	各2台	計4台	保安棟、事務棟 (緊 急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
	携帯型無緩 線)	泉(消防専用回	所外通信連絡設備 携帯型 無線(消防専用回線)(注1 0)	С	1台		保安棟	外観·動作 1回/6月	環境安全部長
	緊急呼出数	芒置	緊急呼出装置	С	1台		保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
	事業所内別	女送設備	所内通信連絡設備(放送設備 (アンプ)) に付属するマイ ク(注9)(注10)	С	棟、第2加工樹 務棟(緊急対		保安棟、第1加工棟、第2加工棟、第2加工棟、事 務棟(緊急対策本部)	1回/6月	設備管理部長
計測器等	タリング 備その他 固定式測 器	設 ニタ (α線 の 排 気 モニ 定 タ)	ダストモニタ (排気用モニタ) (注10)		2 台		第2加工棟、第1 廃棄物貯蔵棟	動作 1回/6月	環境安全部長
注 2	ガンマ線測 メータ		ガンマ線測定用サーベイメ ータ	В	各2台	計4台	事務棟、保安棟	外観·員数·動作 1回/6月	環境安全部長
	中性子線測 メータ	定用サーベイ	中性子線測定用サーベイメ ータ	В	各1台	計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	空間放射網	泉積算線量計	熱蛍光線量計(TLD)	С	4個		事務棟	員数 1回/年	環境安全部長
	同上リータ	ř.	熱蛍光線量計(TLD)リーダ	С	1台		第1加工棟	動作 1回/6月	環境安全部長
	ベイメータ	,	表面汚染密度測定用サーベイ メータ	С	2 台		保安棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	可搬式ダ スト測定		可搬式ダストサンプラ	В	各2台	計4台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	関連機器	測定器	表面汚染密度測定用サーベイ メータ	С	2 台		事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	放射性ョ ウ素測定 関連機器	サンプラ(可 搬式ダスト測 定関連機器の サンプラ兼 用)		В	各1台	計2台	保安棟、事務棟	外観·員数·動作 1回/6月	環境安全部長
		測定器	表面汚染密度測定用サーベイメータ	С	1台	1	事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	個人用外部 定器	『被ばく線量測	個人線量計(電子式線量計)	A	各 10 個 以上		事務棟、第2加工 棟、第1加工棟、第 1廃棄物貯蔵棟	外観·員数·動作	環境安全部長

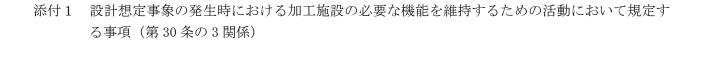
別表 2 1 非常時用資機材(第85条関係)(続き)

Į	資格	幾材の種類	資機材の名称	数量の 考え方 (注1)	数	量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
j (S	 方火衣	簡易防火衣	簡易防火衣	В			保安棟、第2加工 棟	1回/年	環境安全部
当く目を後 		耐熱防護服	耐熱防護服	В	各2式	計4式	保安棟、第2加工 棟	外観·員数 1回/年	環境安全部
卷片	份末消火	器	粉末消火器	С	1式		敷地内	外観·員数 1回/6月	設備管理部
(111 ->)			消火設備 消火器 (注10)		1式		第1加工棟、第2 加工棟、第1廃棄 物貯蔵棟、第3廃 棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟、第 覧機・ポンプ棟	1回/6月	設備管理部
厚	量外消火	栓	屋外消火栓	С	3台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	
			消火設備 屋外消火栓(注10)		6 台		敷地内	外観·員数·動作 1回/6月	
	量内消火		消火設備 屋内消火栓(注10)		13 台		第2加工棟	外観·員数·動作 1回/6月	
	可搬消防		消火設備 可搬消防ポンプ (注10)			計2台	第2加工棟、敷地内	1回/6月	
ŶÌ	肖火栓ポ	ンプ	消火栓ポンプ	С	1台		敷地内	外観·員数·動作 1回/6月	
			消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注1 0)		1台		発電機・ポンプ棟	外観·員数·動作 1回/6月	
Ϋ́	肖火栓水	槽	消火設備 屋外消火栓に付 属する消火栓水槽(注10)	С	1基		発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/年	設備管理部
			消火設備 可搬消防ポンプ に付属する消火栓水槽(注1 0)	С	1 基		敷地内	外観·員数 1回/年	設備管理部
貝	拧水槽		消火設備 可搬消防ポンプ に付属する貯水槽(注10)	С	2基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部
-	, ,	リウム製剤	ヨウ化カリウム製剤	A	1,000 嶔	-	事務棟、保安棟	員数 1回/年	環境安全部
主き後十	担架		担架	В			保安棟、第2加工 棟、第1加工棟、発 電機・ポンプ棟、敷 地内	1回/年	環境安全部
ß	余染用具		除染用具	В	各1式	計3式	事務棟、第2加工棟	員数 1回/年	環境安全部
	波ばく者 可能な車両		被ばく者輸送のために使用可能な車両	С	1台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部
F	可搬式発	電機	可搬型エンジン駆動照明に 付属するエンジン駆動発電 機(注10)		各1台	計2台	保安棟、第2加工 棟	外観·動作 1回/6月	設備管理部
			可搬式 2800 VA ガソリン発 電機 (注 1 0)		各1台		事務棟、保安棟、第 1加工棟	1回/6月	設備管理部
	照明具類 (注2)	投光器	可搬型照明 可搬型エンジン駆動照明(注10)	В	各1台	計2台	保安棟、第2加工 棟	外観·動作 1回/6月	設備管理部
		携帯用照明	携帯用照明	A	30 台以.	Ŀ	事務棟、保安棟	外観·動作 1回/6月	設備管理部
			可搬型照明 ヘッドライト (注10)	A	20 個		部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部
			可搬型照明 手動発電ライト(注10)		2個		部品検査設備棟	外観·動作 1回/6月	設備管理部
			可搬型照明 可搬型ライト (注10)		10 個		部品検査設備棟	外観·動作 1回/6月	設備管理部
			可搬型照明 懐中電灯(注10)	A	20 個		事業所內各所(事 務棟、保安棟、第1 加工棟、第2加工 棟、第1廃棄物貯 蔵棟)	外観·動作 1回/6月	設備管理部
木	才		外扉等の目張り用資機材	В			保安棟、第2加工 棟	1回/年	設備管理部
F	用資機材		建物、設備損傷時の養生用資 機材	В	各1式		保安棟、第2加工 棟	1回/年	設備管理部
	形散 ウラ オ	ン回収用資機	飛散ウラン回収用資機材	В	各1式	計2式	保安棟、第2加工 棟	外観・員数 1回/年	燃料製造部

別表21 非常時用資機材(第85条関係)(続き)

(注1) 資機材数量の考え方

- A:使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例:汚染防護服
- B:使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの例:可搬消防ポンプ、衛星電話
- C:要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの例:排気筒モニタ(可搬式ダスト測定関連機器(可搬式ダストサンプラ、汚染密度測定用サーベイメータ)で代替可能)
- (注2) 外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリを内蔵する構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。
- (注3) 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) に付属する所内携帯電話機 (PHS) は、事務棟 (緊急対策本部)に設置する。所内携帯電話機 (PHS) は、所内通信連絡設備 (電話交換機)1台に接続した所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
- (注4) 所内通信連絡設備(固定電話機)は、事務棟に1台、保安棟に1台、第2加工棟に23台設置する。所内通信連絡設備(固定電話機)は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
- (注5) 所内通信連絡設備 (無線機) は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。
- (注6) 所外通信連絡設備 一般回線は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介して外部と通信連絡を行う。
- (注7) 所外通信連絡設備 携帯電話は、緊急対策本部員が1台以上保持する。
- (注8) 所外通信連絡設備 社内網の利用は、所内通信連絡設備 (電話交換機) 1 台を介し、社内他地区の電話交換機を使用して外部と通信連絡を行う。
- (注9) 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) に付属するマイクは、第1加工棟、第2加工棟、保安棟、事務棟(緊急対策本部)に設置する。いずれのマイクによっても、所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) に接続した事業所内全域の所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) から事業所内建物における放送が可能とする。
- (注10) 設計基準において想定される事象に対する設計 (加工施設の技術基準に関する規則の要求事項) を踏まえた加工施設とする。



1. 設計想定事象の発生時(内部火災)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、 夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消 火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発 生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に 実施する。
資機材の配備	
	1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。
	2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、 消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1 回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。
	3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋 内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者に よる機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録 を所轄消防に提出するものとする。
	4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤(油火災用)を配置する。
	5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、 有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごと に点検記録を所轄消防に提出する。
	6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、 設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格 者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検 記録を所轄消防に提出する。
	7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。
	8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。
	9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。
	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。
	11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。

1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)

区分	発生時(内部火災)(続さ) 規定する事項
資機材の配備	12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維
(続き)	持する構造(レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)
.,,	とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水
	密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く
	構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重
	化する。
	13 設備管理部長は、第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5
	廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟において、電源に接続する一般設備については、分電
	盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき
	配線用遮断器を設ける。
	14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、
	建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工
	棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の
	屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上
	確保する。
	15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行える
	よう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとする。
	16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御
	盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりア
	クセスルートを確保する。
	17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災
	区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室
	のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチッ
	ク製とし、ケーブルへの延焼を防止する。
	18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺
	の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性
	を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面につ
	いては可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉
	19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火
	災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確
	保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動すの全属制の内である。たる記書するようなに、作業時以外は内である。たままで
手順書の整備	は可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。
于順書の登佣	1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定
	1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定 し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために
	必要な手順、機器及び体制を定める。
	2 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、加工施設の建物に可燃
	物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分
	を除き金属製容器に収納する管理を行う。
	3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に
	訓練を実施する。
	4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止
	するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画とし
	て火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細
	分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外へ
	の延焼を防止する。
L	1 />

1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)

区分	規定する事項
手順書の整備	5 品質保証部長及び燃料製造部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉
(続き)	の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取
	り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・
	機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を
	実施する。
	6 品質保証部長及び燃料製造部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉
	末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り
	扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機
	器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実
	施する。
	7 燃料製造部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生
	した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を
	作動させ、爆発の発生を防止する。
	8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近
	付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。
	9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置し
	ない管理を行う。
	10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。
	11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴
	出を防止する。
	12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又
	は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、
	転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。
	13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生する
	が(約 100 g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十 分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。
	14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一
	時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。
	15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油を第5廃棄物貯蔵棟(消
	防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所)に保管する。保管に当たっては、汚染の
	広がりを防止するとともに廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそ
	れがないよう、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ、浸透しにくい金属製容器(液体用ド
	ラム缶)に廃油を収納し、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を
	行う。
	10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側に
	ある手動閉止弁を閉止する。
L	The state of the s

1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)

区分		規定する事項
手順書の整備	17	燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉
(続き)		じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止
		するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて
		火災への水消火実施可否を判断する。※
	18	燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作
		を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※
	19	燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作
		を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※
	20	燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火に
		よる水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口
		の蓋を閉じる。
	21	燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による
		水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋
		を閉じる。
	22	燃料製造部長は、所管する可燃性物質(油類)の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内
		では火気の使用を可能な限り制限して管理する。
	23	設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により
		火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施
		させることにより拡大を防止する。
	24	環境安全部長は、火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器を
		用いた消火が困難な場合は、所長の指示に基づき、初期消火活動のため参集の通報連絡
		を受けた要員に水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ボンプ)を用いた水に
		よる消火活動を実施させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策
		他可否の刊劇差率を占む。)は、重人争取に主なわてれかめる争政先生時の拡入的工利策と同一とする。
	25	
	20	いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内
		に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、
		水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内
		に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知
		器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。
	26	燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限する
		とともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管
		理を行う。
	27	燃料製造部長は、可燃性ガス漏えい時に工程室内に滞留しないよう、気体廃棄設備の排
		風機により平均6回/時以上の換気を行う第1種管理区域において可燃性ガスを取り扱う
		設備・機器を使用する。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

2. 設計想定事象の発生時(外部火災)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に
	実施する。
資機材の配備	
	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	
	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必
	要となる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画
	を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。
	2 環境安全部長は、竹林は火炎延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄
	筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い
	が、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性がある森林境界と加工施設の間の敷地内の
	草木を伐採し、管理する。
	3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火炎が接近した場合であっても、外壁
	温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつ
	けて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。
	4 燃料製造部長及び設備管理部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、
	各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地
	内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように
	管理する。
	5 燃料製造部長及び設備管理部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量
	及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所
	を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以
	上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。
	6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停
	止し、流入を防止する措置を講じる。
	7 燃料製造部長及び設備管理部長は、敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設に対して、
	貯蔵する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を
	遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上
	に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。

3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 環境安全部長は、内部溢水発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部溢水発生時に関する教育・訓練を定期的に
	実施する。
資機材の配備	
	1 設備管理部長は、内部溢水発生時に必要な資機材を配備する。
	2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモー
	タ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置し、また、
	気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケース
	に収納するとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。
	3 設備管理部長は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電
	気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、
	また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水
	対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器
	の電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位
	置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設
	置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生
	を防止する。
手順書の整備	
	 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超え
	ない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受
	水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯
	蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加
	工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟に
	おいては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。
	2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場
	合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。
	3 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備 No.2 に対して、焼却炉の循
	環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じ
	న <u>ి</u>
	4 設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No. 2-1 に対して、連続焼結炉 No. 2-
	1の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を
	講じる。
	5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水 経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウ
	一種的で考慮し、個小的设色画で設定する。第1個個性のの個点が的設色画については、ケーランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置すると
	フンを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の反が、被水の観点での防護を設置すると ともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域
	外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取
	り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとと
	もに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。
	 6 設備管理部長は、溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、
	操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、
	溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。

4. 設計想定事象の発生時(地震)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 環境安全部長は、地震発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育・訓練を定期的に実施
	する。
資機材の配備	
	1 燃料製造部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	
	1 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、発生した地震の震度に
	応じて各部又は工務係若しくは施設責任者が行う、加工施設の点検を行う手順を定める。
	2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット
	及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しない
	ように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。ま
	た、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収
	納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシン
	グベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。
	3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。
	4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第
	3類相当の固定措置を講じる。
	5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分
	類第1類相当の固定措置を講じる。
	6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分
	類第1類相当の転倒防止策を講じる。
	7 燃料製造部長は、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の設置に当たっては、固縛して設置し、
	1.0 G の水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1 m 以下
	とすることによって、落下、転倒しても、粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型に収納した閉じ込
	め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。※

| の機能を有する材木体官谷器が損傷することを防止する。※ | ※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

5. 設計想定事象の発生時(竜巻)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、 対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各 工程に1名以上の対策要員を配置する。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関す る教育・訓練を定期的に実施する。
資機材の配備	
	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。
	2 品質保証部長及び燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することが ないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのあ る場合に固縛を行う。
	3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶 の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。
	4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3 竜巻による風荷重又は飛来物により 損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き 込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止す るため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに 防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。
手順書の整備	
	 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の注意喚起としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、注意喚起としての対応の実施の継続又は解除を行う。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講じる。 (4) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。

5. 設計想定事象の発生時(竜巻)(続き)

区分	規定する事項
手順書の整備	2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、
(続き)	かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上
	が予測された場合に、品質保証部長及び燃料製造部長に以下の警戒態勢としての対応を
	実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視
	体制を維持し、気象状況の推移に応じて、警戒態勢としての対応の実施の継続又は解除
	を行う。
	(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。
	(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下
	の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。
	一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。
	二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に
	投入し、投入口バルブを閉止する。
	三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切
	替実施を行う。
	四 品質保証部長及び燃料製造部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を
	停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚に
	て保管する。
	五 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器
	は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固
	定する。
	六 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全
	機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講
	七 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼ
	すおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認
	し、その区域外に退避する措置を講じる。
	 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶につい
	て、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛
	し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッ
	シングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。
	4 燃料製造部長は、第1-3 貯蔵棟内の粉末・ペレット貯蔵容器 I 型について、竜巻の風
	荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

6. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物))

区分	規定する事項			
要員の配置				
	1 環境安全部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な要員を配置する。			
教育・訓練の実施				
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動(降下火砕物)発生時に関する教			
	育・訓練を定期的に実施する。			
資機材の配備				
	1 設備管理部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な防護具及び資機材を配備す			
	る。			
手順書の整備				
	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、			
	堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たって			
	は、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕			
	物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。			
	2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分			
	な強度をもって設置する。			
	3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止			
	する措置を講じる。			

7. 設計想定事象の発生時 (積雪)

E A	Up to be or street	
区分	規定する事項	
要員の配置		
	1 環境安全部長は、積雪発生時に必要な要員を配置する。	
教育・訓練の実施		
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、積雪発生時に関する教育・訓練を定期的に実施	
	する。	
資機材の配備		
	1 設備管理部長は、積雪発生時に必要な資機材を配備する。	
手順書の整備		
	1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過	
	去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそ	
	れがある場合は、除雪等の処置を講じる。	

8. 設計想定事象の発生時(生物学的事象)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 環境安全部長は、生物学的事象発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、生物学的事象発生時に関する教育・訓練を定期
	的に実施する。
資機材の配備	
	1 設備管理部長は、生物学的事象発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	
	1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の
	侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。
	2 設備管理部長は、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそ
	れが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。

9. 設計想定事象の発生時(その他)

区分	規定する事項
資機材の配備	
	1 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、安全機能を有する施設
	については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある臨界安全管理上の制限から
	の逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常の発生後、
	一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できるようにする。
	2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できる
	ように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設け
	るとともに、停電時に備えてバッテリを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。
	3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となる
	ように可搬型照明及び専用の電源を設ける。
	4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報
	集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。
	5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処
	理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等
	において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタ
	を設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメ
	一夕を備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニ
	タリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。
	また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備え
	3.
	6 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備を備える。
	7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実に行うために、定期的
	に試験を行うことで、信頼性を維持する。
	8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線
	エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングボスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所由 スピース はまない はいまた は ロボル (のまたなど) は ロボル (のまなど) は ロボル (
	内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯
	には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリを備える。
	9 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、 故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。
	10 設備管理部長は、長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、非常用電源設備が
	お働するために必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当
	たっては、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替え
	る。これにより、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得
	る給電を維持する。
	11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、
	緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができ
	るように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
	12 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、
	事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追
	加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受け
	ることなく使用できるようにする。
L	

9. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)

	E生時(その他)(続き)
区分	規定する事項
資機材の配備	13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、
(続き)	外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリを内蔵
	し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。
	14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点とし
	て機能する場所に設置する。
	15 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、安全機能を有する施
	設については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に想定される全て
	の環境条件(圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等)において、
	その安全機能を発揮することができるようにする。
	16 設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、
	消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警
	戒とならないようにする。
	17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造
	とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。
	18 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する
	冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、
	大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。
手順書の整備	
	1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中
	のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部
	長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止す
	ర ం
	2 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとし
	て、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏え
	いを防止する。
	3 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、加工施設の保全のた
	めの活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素
	な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができ
	るよう考慮する。
	4 環境安全部長は、万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺
	の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。
	5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時には、本加工施
	設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率
	を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。
	6 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、加工施設の保全のた
	めの活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするため
	に必要な操作ができるようにする。
	7 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料
	物質を取り扱わない管理を行う。

9. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)

区分	規定する事項
手順書の整備	
(続き)	8 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。
	9 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区 域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。
	10 リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。
	11 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以 内とする管理を行う。



添1図1 敷地内における危険物施設の位置及び燃料輸送車両の走行経路

添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を 維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)

区分	規定する事項
要員の配置	
	1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組
	織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。(別図 6)
	2 事業所防災組織は、本部長(事業所長)を統括(指揮・命令)とし、緊急対策本部並び
	に実施組織及び支援組織で構成する。
	3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対
	応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業
	所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早
	期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるため
	に、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事
	故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道
	路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。
	4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動
	等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。
	ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応
	の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することと
	する。
	5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、
	緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事
	故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた
	消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。
	6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消
	火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行る者でする。駅台時後は現場、東西高端後、火声者(大型馬利差後は大型馬)の特別
	う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮 の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋
	りて、初期何代位勤に当たる。系志時何代姓による可識何的ホンノ、屋内何代柱文は屋 外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。
	7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に
	必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することによ
	り適切な人員配置の体制を整備する。
	8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火
	係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う
	要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘
	導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織
	の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。
	技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検
	討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の
	応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係に
	は、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は
	負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関へ
	の通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を
	実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復
	旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。(別表 20)
	9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できる
	よう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。

	わてれかめる事政又は入規模損 暖の 発生時(続き)
区分	規定する事項
要員の配置	10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を
(続き)	招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。
	11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援
	組織の活動を開始する。
	12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で
	情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するため
	の事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。
	13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在
	地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、
	消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を
	構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定
	により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。
	14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。
教育・訓練の実施	
	1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮し
	た複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。
	2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要
	員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。
	3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環
	境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。
	4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用す
	る資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的
	(年1回以上) に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組
	織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。
	5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基
	づき訓練内容を改善する。
	6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、
	環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとと
	もに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。
	7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。
	8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以
	上)に非常招集訓練を実施する。
	9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確
	保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1
	回以上)に実施する。
	10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るた
	め、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。
	11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携し
	た総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1
	回以上の頻度で実施する。
	12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的
	とした教育を年1回以上の頻度で実施する。

1 環境安全部長及び設備管理部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表 21) 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第 2 加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第 2 加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第 2 加工棟から離れた保安棟を
射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、 資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保 管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な 機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して 配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、 数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を 実施する。(別表 21) 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発 生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響
配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表 21) 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響
生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響
予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷
地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造の
コンテナ等を地面に固縛したものとする。 4 環境安全部長は、放射線障害防護用器具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。
5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話(専用電話回線)、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線(消防専用回線)、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。
6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる る保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。
7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。
設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器配置する。 8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予

	ねてれかめる争政又は人規模損چの発生時 (続き) 担党よる事項
区分	規定する事項 の
資機材の配備 (続き)	 9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。燃料製造部長及び設備管理部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 10 環境安全部長及び設備管理部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 11 燃料製造部長及び設備管理部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資
	機材を整備し、必要な手順を定める。 12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。
手順書の整備	
	 1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要となる標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを品質保証部長、燃料製造部長及び設備管理部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 (2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 (3) 状況確認の結果、目視(加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者(本部長到着後は本部長)の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを使用する。

区分	規定する事項
手順書の整備	(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の
(続き)	侵入防止対策が実施されていることを本部長(本部長不在の場合はその代行者とし
	てあらかじめ定めた者)が確認した上で判断する。
	<判断基準>
	一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、
	水の侵入を防止するための対策が有効であること。
	二 (地震起因の場合には)水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・
	機器本体の損傷がないこと。
	(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は
	非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。
	(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、
	本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示によ
	り、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への
	放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対
	処する。
	(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担
	と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポン
	プ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始
	する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口
	の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備
	での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によっ
	て短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた
	状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。
	(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制
	御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用すること
	により、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自
	動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリにより電源を供給して火災監視機能を維
	持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を
	供給して火災監視機能を維持させる。
	(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不
	燃材による目張りを行う。
	(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下
	においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙
	中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を
	着用する。
	(12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消
	火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセ
	スし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境(火炎の高さ、煙の発生)と
	判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。ま
	た、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷
	却する。

区分	規定する事項
手順書の整備	3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故
(続き)	の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標
	準において明確にする。
	4 所長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、
	連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定す
	る。
	5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定
	め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。
	6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応
	についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内
	車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。
	7 環境安全部長は、大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場
	合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれ
	がある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるた
	めの手順を定める。
	8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、
	要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期
	的(年1回以上)に実施する。
	9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を
	踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機
	器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状
	況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。
	10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に
	対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とす
	る。 11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が
	11
	要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握について
	安貞の心院・点便寺により事家を記撰する。加工地蔵内、叛地内の情報の記撰について は、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。

添付3 長期施設管理方針(第62条の12関係)

1. 加工施設の長期施設管理方針(始期:2020年3月17日、適用期間:10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。